

外部評価報告書

(2004—05)

外部評価報告書

(2004－05)

2006年12月

人間文化研究機構
国立民族学博物館
(外部評価委員会)

ま え が き

国立民族学博物館（以下、民博という）は、1974年、大学共同利用機関として創設された。爾来、民博は国内における文化人類学・民族学及び隣接分野の中核的研究機関としての役割を果たしてきた。民博は設置目的にしたがい、館外の研究者を含めた共同研究を推進するほか、「博物館をもつ研究機関」として標本資料の収集・整理・展示を通して研究成果を広く市民に公開してきた。さらに1989年、本館を基盤として、総合研究大学院大学文化科学研究科が設置され、本館では二専攻の大学院博士課程において文化人類学・民族学の若手研究者を養成してきた。

民博は2004年、創設30周年を迎え、それを記念して『国立民族学博物館三十年史』を刊行した。この『三十年史』およびそれに先立つ『国立民族学博物館十年史』（1984年）、『国立民族学博物館の現状と課題』（1994年）は、10年区切りのそれぞれの時期における民博の自己点検評価である。民博では上記『現状と課題』をうけて、1998年に研究部改組が行われた。さらに、法人化を目前にして大学や国立の研究機関のあり方が問い直されていた2001年から2002年にかけて外部評価委員会が開催され、2002年『外部評価報告書』が公表された。

民博が設立されてからの30年間、民博をとりまく状況は激変した。文化人類学・民族学が研究対象としてきた世界の諸民族社会のなかには、人の交流と越境が当たり前となったことを反映して多文化主義をめざす社会がある一方で、個々の民族社会では「自己の文化」「自己の歴史」を自覚的に問い直す動きも出てきた。かつて文化人類学・民族学では、特定社会を全体として理解することが必須とされてきた。しかし今日では、特定社会の枠を超え、国家の枠を超えて、世界規模の視野で社会変動と文化変容を論じることが要請されている。

民博の制度的位置づけも激変した。民博は、2004年4月、大学共同利用機関法人として、国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国際日本文化研究センター、総合地球環境学研究所とともに人間文化研究機構を構成することになった。これにより、民博は人間文化研究機構の一員をなす大学共同利用機関として、その使命と役割を根本的に再考する必要に迫られた。

人文社会系の大学共同利用機関として、研究者コミュニティの要請に対応した「共同利用」のための組織の整備、国際的な研究水準を確保し維持するための研究体制、研究成果公開のためのさらなる改善策、文化人類学・民族学の博物館として新しい時代に対応した常設展示のリニューアル構想等々、焦眉の検討課題は山積している。

民博では法人化を機に、改めて研究部の改組を行い、さらに、上記の諸課題に関連した改善策を求めて、2004年4月、国立民族学博物館外部評価委員会を設置した。この委員会は、わが国における法人化後の緊迫した学術体制のなかで大学共同利用機関としての民博の研究教育水準をさらに向上させ、民博の目的と社会的使命を達成するため、点検・評価等を行うことを目的として設置されたものである。

幸いにして、広い見地から民博の研究教育と運営のありかたに関して見識をもたれる館外有識者にご快諾をいただき、同委員会委員に就任していただいた。

この報告書は、2004年度および2005年度に民博が作成した自己点検・評価書と民博運営にかかわる諸資料をもとに、同委員会で交わされた議論の内容と各委員の意見書を取りまとめたものである。貴重な時間を割いて真摯にご議論いただいた外部評価委員の先生方に厚く御礼申しあげたい。

2006年12月

国立民族学博物館 館長
松 園 萬亀雄

序

2004年に国立民族学博物館が法人化するに当たり、外部評価委員会が設けられることとなった。評価委員は、同館の運営や学術・文化のあり方等に関してそれぞれに見識を持つ館外の有識者6名をメンバーとして構成され、互選により私が委員長に選ばれた。この2年の間に、2004年度、2005年度の活動について議論を重ねた。この報告書は、3回にわたって開催された外部評価委員会での各委員の発言記録と外部評価者としての意見をとりまとめたものである。

法人化にともない国立民族学博物館は、5機関が集結した「人間文化研究機構」の一組織となり、機構の本部は東京に置かれている。同館にとってこの体制は、二重の組織となるおそれがあり、評価についても、国立大学法人評価委員会による評価を機構が取りまとめる形をとったため、各機関の独自性が浮かび上がらないものとなっている。とくに国立民族学博物館にとっては「博物館」としての活動がどのように評価されるのかということが問題である。また、各機関の研究内容や事業内容の全般については、機構で作る実績報告書に全部載せられないことも問題と思われる。このような状況にあって、国立民族学博物館は主体的な活動について同館の立場で「自己点検評価書」を作成し、本委員会はそれに基づいて外部評価を行ってきた。

今日、研究機関は学術研究の進展や社会変化につれて組織の在り方も変わっていくことが求められている。そうしたなかで、本来の設置目的を維持・発展させながら、どのように社会変化に向き合っていくのかを考えることが必要である。自己点検評価に基づいた外部評価が、国立民族学博物館の将来にいくらかでも役立つことができれば幸いである。

さらに、本報告書は、国立大学法人評価委員会等の評価のあり方に対して我々が主張すべきことを主張しつつ、可能であれば2つの評価間の緊張関係を保つことも期している。こういった自らの点検評価を自己完結的なものに終始させるのではなく、あるべき評価のあり方に対しても一石を投じていかねばならないと考えている。

最後に、国立民族学博物館は、学術研究の面だけでなく、社会、特に地域社会にとってもこれまで大きな存在であった。これからもこうした特性を生かして、より充実することが必要であると考えている。微力ながら、この面でも役に立てればと思っている。評価の労をとられた各委員に対し、深甚の謝意を表するとともに、協力いただいた国立民族学博物館の皆様感謝する次第である。

2006年12月

外部評価委員会委員長

堀 井 良 殷

目 次

まえがき

序

I. 国立民族学博物館外部評価委員会名簿	1
II. 外部評価委員からの意見	3
III. 外部評価委員会発言録	17
1. 第1回（平成17年4月9日（土））開催分	
委員会規則及び委員長選出……19／館長挨拶と趣旨説明……19／人間文化研究機構について……20／機構の評価体制について……24／研究活動について……26／博物館活動等について……29／社会連携等について……31／研究の展開について……32／博物館機能について……33／調査研究の重要性について……34／館長の挨拶その他……36	
2. 第2回（平成17年12月1日（木））開催分	
館長挨拶と趣旨説明……38／機構の評価結果について……38／財務内容について……43／評価結果の活用について……44／評価に対する評価について……46／国際的動向の把握について……46／評価に対する考え方について……48／地域研の改編について……50／館長の挨拶その他……52	
3. 第3回（平成18年4月19日（水））開催分	
委員会の趣旨等について……54／研究活動について……55／資料の共同利用について……59／情報化等について……61／博物館活動等について……64／社会連携等について……65／総研大及び地域研究について……67／自己評価書と外部評価について……68／予算等について……71／博物館・情報化について……73／館長の挨拶その他……75	
IV. 参考資料	
○国立民族学博物館自己点検報告書	79
1. 平成16年度自己評価書	
2. 平成17年度自己点検報告書	
○人間文化研究機構中期目標・中期計画	105
○人間文化研究機構年度計画	135
1. 平成16年度年度計画	
2. 平成17年度年度計画	
○外部評価委員会規則等	195
1. 国立民族学博物館外部評価委員会 規則	
2. 国立民族学博物館外部評価委員会 配付資料一覧	
3. 国立民族学博物館外部評価委員会 陪席者名簿	
4. 国立民族学博物館外部評価委員会 自己点検・評価委員会規則	
5. 外部評価委員会及び自己点検・評価委員会開催日	

国立民族学博物館 外部評価委員会名簿

氏 名	所 属 ・ 職 名
大 貫 良 夫	野外民族博物館リトルワールド館長
神 田 道 男	独立行政法人 国際協力機構 上級審議役
興 膳 宏	京都大学名誉教授
鳥 井 信 吾	サントリー株式会社 代表取締役副社長
中 村 順 一	財団法人 国立京都国際会館館長
堀 井 良 殷	財団法人 大阪21世紀協会理事長

(五十音順)

外部評価委員からの意見

大貫 良夫 委員

1. 「平成17年度自己点検報告書」(参考資料91頁～104頁)は、全体としてよくまとめている。ただ、各項目で1, 2の具体例を簡潔に挙げた方が、民族学博物館関係者でない人に説明しやすいと思う。
2. 全体評価の項で、はじめにもう少し民博の性格を明言する文言(いわゆるミッション・ステートメント)が欲しい。鳥井委員のコメントにもあるように、資料の意義について一言欲しいところである。
3. 研究事業の(1)機関研究の部分では、挙げてあるフォーラムやシンポジウムの2, 3について内容とか反響をごく簡明に説明してはどうか。
4. 同じく(2)共同研究の部分においても、2, 3のテーマについての内容や意義の簡単な説明があるとよい。従前より継続してきたもので成果が刊行されたものがあればそのことを紹介してはどうか。
5. 成果刊行など民博研究者の成果発表の一覧などはこの報告に含めてはいけないのか。
6. 社会との連携は大変努力をしており、評価されてよい。今後、民博の目的のひとつとして「現代世界が直面する諸課題」に取り組むとあるので、何か一般にそのような課題だと思わせるものを取り上げた展示などを企画して納得させてはどうか。たとえば今回、日本の子供をめぐる展示があったが、それに関連して日本の子供の発育や運動能力、教育問題、子供の社会関係などを、日本内部での時間軸での比較や国際的な比較、民族学博物館の得意とする途上国との比較などが組み合わせると、今日的意義についての説得力が増すと思う。

神田 道男 委員

1. 平成17年度自己点検報告書（参考資料91頁～104頁）に関し、過不足なく評価が行われており、特におおきなコメントはない。
2. 第1回の委員会では、博物館の機能と大学間共同利用機関との関係が議論されている「5. 社会の連携」のうち、博物館展示等の部分は、利用者数やデータの活用を含め、もう少し説明があると良いであろう。
3. 地域研究企画交流センターは、京都大学に移管されたが、地域統合や紛争後の復興に基礎となるような、共同研究や国際的シンポジウムは、民族学の立場からも継続連携していく意義が大きいと考える。
4. 機関研究については、長期のテーマであり、研究の進捗を十分モニタリングし、適宜見直すなど成果を高める工夫が肝要と思われる。

研究の戦略性に関連して、特定の目的を立てて、その目的を達成するための「プロジェクト」レベルのものと、もう一つ上のレベルで一種の戦略性あるいは戦略目標をもっているところの「プログラム」レベルが考えられるのではないか。機関研究のテーマ等も必ずしも「プロジェクト」レベルではなく「プログラム」レベルにフォーカスされているようなものもあるので、その辺でテーマの整理が少しできるのではないか。

また、機構そのものと民博との関係で、いずれ非常に密接なリンクageを持ってくるのか、それなりに何か独自性、自主性が保たれていくような形で考えられていくのかそのあたりも課題であろう。

興膳 宏 委員

1. 人間文化研究機構のなかで、博物館を持っている機関は5機関のうち、2館である。研究機関であり、博物館であるという二重の性格を相即的有機的に結びつけ、多角的な戦略を立てることが必要ではないか。

2. 民博は、大学の共同利用機関として発足し、基本的な性格は研究機関であるという位置づけが強いと考えられるが、一般社会からはやはり博物館であり、研究機関という面にはあまり目線がいていないと思われる。

上述の独自性、特に研究機関としての性格を一般来訪者によく認識してもらうための工夫が必要である。

他方、研究者は、研究の成果が社会一般の人々に理解されてこそ博物館としての効果が発揮されるという認識をもつことが必要であり、その認識の上に立っての広報活動といったものが重要である。

3. 上記に述べたことは、博物館機能を有することは、自己収入が可能という点で大いに有利であると考え、これをもっと活用し、入場料の増収を図ることによって予算枠を拡張することも経済的な面で大切であり、運営費交付金の漸減の中で自己収入の強化という観点からもいえることである。総体としての収入予算を増やすための長期的あるいは中期的な戦略を持つ必要があるのではないか。

4. 1にも述べたが、博物館を持つ機関は5機関中2機関であり、博物館活動を通しての地域社会との交流や、地域社会への貢献ということに関して、いっそう取り組みを強化していくことが重要である。

鳥井 信吾 委員

1. 平成17年度「自己点検報告書」(参考資料91頁～104頁)は、よく整理されよくまとまっている。
2. しかしながら、より具体的な例や数字が少なく、全体的なイメージがつかみにくい。
「国立民族学博物館」が、今現在どのような状態にあり、どういう方向へ行こうとしているかを知るためには、記述内容が概念的過ぎ、具体性が不足しているように思う。
3. 例えば、4頁目(総頁では94頁)の1)機関研究の所で、「現代世界が直面する諸課題」とあるが、それが何であり、民博が「世界が直面する課題」を何であるとしてとらえているのか具体的に知りたいところである。民族学や文化人類学の視点からは、政治や経済とは違った世界の見方があると期待している。それが民博の評価に直結するだろう。
4. 4頁目(同94頁)下から5行目にある日本の民族学研究が欧米より比較優位性があるとの説明も、具体的に示してもらえるとわかりやすい。例えば、その優位性を欧米の学会も認めているのか?もしそうであれば、ここに民博の存在意義は明確になる。
5. 5頁目(同95頁)シンポジウムと国際フォーラムの報告があるが、参加人数やその反応などの説明がほしい。
6. 8頁目(同98頁)の2)資料の保存については、保存について大変な努力をはらっておられる様子がわかる。しかし、同時に民博の膨大な民族学資料の内容と意義を、一般市民にわかりやすく公開することはできないであろうか?どのような意義と意味が所蔵品にあるのか知りたい人は多いと思う。
7. 10頁目(同100頁)の2)広報関係であるが、広報活動が充実している様子がよくわかる。ただ、広報の対象のオープン化・一般化も重要だが、また同時にしほりこみも重要であると思われる。例えば、地方・地域にはその特性を生かし「街おこし」、「街づくり」をしようとしている人達が官・民を問わず多数いる。そのような人達やグループと、むしろインナーな関係を構築することも重要と思う。
8. 11頁目(同101頁)の評価体制の所で述べられているように、民博の位置づけが重要である。日本の民族学、文化人類学を研究する他大学と比べてどの位置にいるのか、世界における位置づけはどうか?単に論文の数を競うのではなく、「民博が世界の中で何をめざすのか」のコンセプトの説明がほしいところである。
9. 12頁目(同102頁)2)財務の改善では、やはりしっかりした財務体質、経理の状況の情報公開と開示が望まれる。P/L(損益計算書)、B/S(バランスシート)、C/F(キャッシュフロー計算書)の3つが揃って初めて民博の財務状況が理解され、今後の道筋がわかる。これは、むしろ積極的に開示する方が、メンバーに対する動機づけ、意識づけにもなるであろう。
10. 全体的に、この報告書や民博のホームページは、記述が非常に抽象的で具体性に欠けるため、外部の人間には何を言わんとしているかが極めてわかりにくい。また、展覧会やセミナーのタイトルのつけ方、解説の仕方にひねった文章が多いことも気になる。研究や展覧会の内容の面白さをストレートに訴えない限り、社会的な広がりは望めないと思われる。「素人にもわかってもらう」ための努力が必要ではないだろうか。

中村 順一 委員

1. 人間文化研究機構は、それぞれ特色を持つ5つの機関が集まって構成されたものである
ので相互の連携をし、重複をできるだけ少なくするという面で、人間文化研究機構という
組織が効果的に機能しなければいけない。民博も設立の主旨が生かされる事を前提に、新
しい体制の中での戦略、体制作りを考えていくという基本的なスタンスが大事ではない
か。
2. 民博は研究機関という性格と博物館という性格を併せ持つ機関であるが、どちらも非常
に重要であると考えられる。研究の領域を見ても、かなりいろいろな範囲にまたがってい
る。中期目標、年度計画を策定するときに、重点分野と個別分野が当然2つあってよい
が、1年で完結する研究も何らかの大きな重点分野という中で選定してほしい。まず人が
あって、研究分野が決まるというのではなくて、まず研究分野が先にあって、それに合う
研究者というアプローチがもう少し前面に出てよいのではないかと。私はやはりテーマが
主で、それが中期計画であり、中期目標の中に反映されて、その上で研究者を考えるとい
う位置付けを志向する必要があると思う。
機関研究における4つの重点分野も非常に広い分野であって、そこには何でも入るとい
う感じをもつ。より具体的な重点分野というのを絞って研究テーマを選定されるようにす
るということが重要ではないか。
3. 今後、国際交流あるいは研究が非常に期待され、求められるよう民博においても、年報
や報告に若干英文のものもあるが、年報はもちろんのこと、研究の成果をぜひ外国語で世
界に届けるという機能を伸ばしていくことが望まれる。国際学会においても、どんどん外
国語で発表されると、そういう先生方の世界におけるプレゼンスというものが組織的に広
がっていくように感じる。そういう視点で、民博も国際的な情報交流、展開により大きな
力を入れられたらどうかなと思う。
4. 民族学や文化人類学については、これまで民博を中心に大変な実績を上げているが、近
年ヨーロッパやアジアでも、民族を越えて、あるいは国を越えて、多元文化国家、あるい
は多文化社会というものが重要視されてきている。オーストラリアやアメリカといった国
の中での民族の位置付け、文化人類学の位置付けというのが今後どうなっていくのかとい
う点に関心があり、むしろ民族よりは地域に物差しが移ってくる場合に、文化人類学や民
族学がどういう形で進展していくのかという点に興味がある。

堀井 良殷 委員

1. 平成17年度の研究事業、共同利用、教育人材育成、社会との連携、業務運営などについて自己点検が適切に行われており、その成果や課題についても、自己評価への努力がなされている。
2. 戦争の世紀といわれた20世紀を過ぎ、21世紀に入っても世界では民族紛争が多発し、文明の衝突による騒乱は深まり複雑化している。
このような時、民族学を真正面にすえた研究機関の存在はますますその存在価値を増しているといわなければならない。
3. 民族学博物館はその設立の原点に立ち、期待にこたえる成果を挙げて頂くよう望みたい。
4. 比較優位性をいかにより説得力をもって証明できるかが重要であり、そのためには研究テーマの選択と研究成果の社会還元を目に見える形で提示する必要があると考える。
5. 先に述べたように複雑化する民族紛争のなかで、一步誤れば一国の命運さえ左右しかねない判断を国民が迫られる場合も予想され、そのようなとき民族の深層に迫る情報は民博に聞けといわれるようになって貰いたいと願っている。
6. またグローバル化するなかで国際間の共同作業が政治、経済、文化などあらゆる次元で活発化しているが、往々にして文化的相違からくるコミュニケーション・ギャップが問題になっている。こうした課題にこそ、積極的なソリューションを提示してもらいたいと思う。
7. 民博の立地する大阪北部には理系をふくむ多くの研究、教育機関が存在しており日本有数の知的生産拠点になっている。これらの拠点が、ばらばらに存在するだけでなく諸分野の融合により、新しく民族の文化共生の道をさぐる学際的研究、フィールド研究などへの取り組みが構築され、ワークショップやセミナーが活発に行われ、教育、研究、実践が有機的に融合したクラスターを形成して世界からも注目される成果を挙げられるよう希望する。
8. 特徴である博物館活動については、絶えざるリニューアルが必要であり財源問題で常設展のリセットが困難であれば、むしろ都心部における特別展や全国巡回展を新聞社、放送局とのコラボレーションで活性化するのも一つの方法であろう。

外部評価委員会発言録

国立民族学博物館
外部評価委員会

日時 平成17年4月9日(土) 10:00～12:25 場所 国立民族学博物館 第1会議室

【委員会規則及び委員長選出】

(管理部長) 第1回国立民族学博物館外部評価委員会を開催させていただきます。議事に先立ちまして委員長の選出をすることになっていますが、それまでの間、管理部長の私が司会進行を務めさせていただきます。どうかよろしくお願いします。

初めに、本委員会の運営等につきまして「国立民族学博物館外部評価委員会規則」の主要な部分についてご説明申し上げます。まず、第1条、設置については「本館の研究教育水準の向上を図り、本館の目的および社会的使命を達成するため、本館における研究教育活動等の状況に関する点検・評価等を行う」。この趣旨は、本館の研究教育等の実績について、第三者により評価を受け、社会に開かれた本館の運営を行うということです。

(中略)

(管理部長) 次に、委員長の選出に入らせていただきます。委員会規則第5条によりまして、委員長は委員の互選となっております。どなたかご提案を頂けたら大変ありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

(A委員) 堀井良殷さんを委員長に推薦したいと思います。

(管理部長) ただいまA委員からご推薦を頂きました。ほかにご推薦はありますか。それでは、ほかにご推薦がないようですので、堀井委員に委員長をお願いしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(全員) (異議なし)

(管理部長) 委員長が着席されましたので、委員長からのご発言をお願いして、以後の進行を委員長にお願いします。よろしくお願いします。

(委員長) りっぱな先生がたがたくさんおられる中で、私でよろしいのか、私で務まるのかと甚だ心もとない限りですが、民博の大阪という地域における存在感は非常に大きなものがありまして、過去、幾多のいろいろな場面でお世話になってまいりました。ご恩返しも含めて務めさせていただきます。ただければと思っております。

(以下、出席者紹介、副委員長指名)

【館長挨拶と趣旨説明】

(館長) 簡単にごあいさつを申し上げます。

本日お集まりいただいた6人の外部評価委員のかたには、昨年度、委員への就任かたにつきましてご相談しましたところ、幸いにもご承諾を頂き、まことにありがとうございます。皆様のご協力によって、本日ここに第1回の外部評価委員会を開催することができました。花見盛りの、しかも土曜日ということで、大変相済まないことだと思っておりますが、事前にご都合をお伺いしたところ、全員のかたにご出席いただけそうな日はこの土曜日で、1回目は民博で開催させていただきたいと思っていましたので、大阪市内からは交通の便が悪いのですが、あえて本日の開催ということにさせていただきました。

この外部評価委員会におきましては、もちろん本館の研究教育活動や運営の状況について、自由な立場から批判とご意見をちょうだいしたいと思います。評価のほかにも大所高所から民博の将来に向けての改善、発展のためにご助言を頂きたいと私どもは希望しています。私どもの心は、要約すれば、厳しい目で民博を批判して下さり、なおかつ民博の熱心な応援団になっていただきたいということに尽きるかと思います。

昨年4月から国立大学の法人化により、民博も人間文化研究機構という大学共同利用機関法人の中の一研究機関となりました。法人化に伴い、人間文化研究機構は平成16年度から21年度までの6年間の中期目標と中期計画を文科省に提出しております。一法人に5つの機関が属していますが、それぞれが中期目標を達成するために、年度ごとに何を達成したのか、あるいは何ができなかったのかということについて、それぞれの機関の内部で自己点検をし、さらに外部の評価委員による評価をそれぞれの機関の自己評価の中に取り込むということが必要になってきました。

本日、各委員から頂いた評価やご意見を取り入れ、民博の自己評価書の案を作成します。それについてのコメントを後日、それぞれの委員のかたのご都合のよろしい形でお聞かせいただきたいと思います。その上で、最終的な自己評価書を作成します。なお、民博の最高の議決機関として、外部のかた9名、内部から8名という形で運営会議というものを作っていますが、そこでの意見も聞いた上で、最終的な自己評価書を作って、それを機構本部に提出することになっております。

本日はよろしくご審議いただき、忌憚のないご意見をお聞かせいただければありがたいと思います。簡単ですが、ごあいさつといたします。

(委員長) それでは、いちばんの中心議題は、外部評価を行うことですが、人間文化研究機構の設立の趣旨や国立民族学博物館の事業概要や研究成果等の資料は事前に頂いたのですが、平成16年度の活動状況につきまして、まず、民博側からポイントとなることの説明をお伺いしたいと思います。

【人間文化研究機構について】

(館長) それでは人間文化研究機構そのものにつきまして、副館長からご報告をいたします。

(副館長) 国立民族学博物館を含めて、人間文化研究機構は法的には国立大学法人法のくくりの中で根拠づけられています。国立大学を各大学ごとに法人化したと同時に、国立大学法人法の中で、大学共同利用機関法人として設立されています。

大学共同利用機関法人人間文化研究機構の研究分野としては、「人間の文化活動並びに人間と社会及び自然との関係に関する研究」となっています。また、「国立民族学博物館の目的」としては、「世界の諸民族に関する資料の収集、保管及び公衆への供覧並びに民族学に関する調査研究」ということで、これは設立当初と変わっておりません。

機構は機構長の下に理事4名、それから各機関の長から成る機構会議があります。法的には機構長と理事4名から成る役員会が決定機関ですが、5機関それぞれ全体をまとめていくという意味で、機構会議が同時に設けられています。平成16年4月1日現在、すなわち昨年4月にスタートした時点では、理事が常勤1名、非常勤3名となっていますが、この4月から、本館教授の長野が常勤理事として入っており、現在は常勤理事2名、同非常勤2名という体制になっております。また、他の国立大学同様、経営協議会、教育研究評議会というものが置かれて、それぞれ外部の委員を含めて審議機関として機能しています。

各機関において、独立したそれぞれの目的に従って運営されることは、各機関に置かれている運営会議というものによって担保されていることになっています。これは従来、各機関に置かれた運営協議会と評議会の一部の機能を併せ持った役割をするもので、基本的には外部委員と内部

委員から構成されているものです。この会議のメンバーには、主として研究者コミュニティを代表するようなかたがたが入っています。ただ、要は、機構ができたことによって、さまざまな面におきまして、機構とのかかわり、そこでの連携した活動というのが各機関の活動の中で出てくるということをご理解いただければいいかと思います。

次に、業務方法書があり、中期目標があります。

これが、この6年の間に達成すべき目標として書かれているものです。前文は先ほど言いましたような研究分野の趣旨がもう少し書かれているものです。この中期目標等は、大学共同利用機関といえども独自ではなくて、国立大学と同じ仕組みになっています。したがって、教育研究等の質の向上に関する目標がまず来ています。その中に研究に関する目標、共同利用等に関する目標、教育に関する目標、その他の目標ということになっております。

民博の場合は、博物館という非常に重要な部分がありますが、結局そこをどういう形で位置づけていくかというのは、その他の目標の(1)にあります「社会との連携」のところに位置づけられるわけで、「①研究成果や研究資料・学術情報の公開に努め、知的財産の管理・活用等を図り、広範な社会の知的基盤の形成に貢献することを目指す」ということで、ここが博物館等の活動をやっているところとご理解いただければと思います。

それから中期計画のほうをご覧になっていただくと、(オ)のところにおいて、民博の研究とは「文化人類学・民族学が特徴とする個別性への視点とフィールドワークを基盤としつつ、文化の普遍性・共通性の研究を視野に収めた新しい人類科学を創造していく研究を推進する」とあります。

3ページ目の下のほうを見ていただくと、ここにおいては共同利用では共同研究が重要な意味を持っているということを書いてあります。

6ページは社会との連携等をうたっているところで、(オ)「国立民族学博物館」においては、公開講演会、国際シンポジウム、公開フォーラム、常設展示及び企画展示の開催などの展示活動、研究公演、(以下省略)など、研究活動と社会との連携を進める多様な活動を展開する」となっております。

以上、中期目標・同計画についてです。

続きまして、収入予算について財務課長から説明をさせていただきます。

(財務課長) 法人化以降の会計処理を実務的にいいますと、企業型の会計処理が導入されましたが、並行して官庁型の会計処理も行う構造になっています。かなり大ざっぱな言い方をしますと、企業型の財務諸表は公表を目的として、官庁型の予算決算は内部事務処理を目的としているといえるかと思います。本日の資料は予算という形で提示させていただきます。

まず収入予算ですが、文部科学省の一般会計全体を見ますと、6兆600億円で、その中で国立大学法人等に交付される運営費交付金、施設整備費補助金等は約23%の1兆3900億円となっております。その運営費交付金等の中の約0.8%が人間文化研究機構全体の予算で、約116億3000万円です。それに自己収入1億6000万円を加え、合計117億8000万円の予算で運営されています。

人件費はすべて機構本部が一括管理して、この中に民博の人件費として約12億円が含まれております。この博物館に来る物件費は大体人間文化研究機構の中の約20%ですが、運営費交付金としては22億円、自己収入の中には、博物館の入場料収入等を含んで5400万円、それに産学連携奨学寄附金や受託研究の収入金が6200万円で、合計23億1700万円で運営しています。

次に歳出の予算ですが、教育研究人件費が約2億円です。これは外国人客員、国内客員等の人件費です。研究費は館内の研究が主で、教員の研究や客員の研究、研究部、センターでの研究事業経費で、2億6000万円です。3番目が共同利用経費ですが、共同研究や研究成果の報告、それ

から常設展示や特別展の経費、およびそれらの資料収集経費等、全体で6億1700万円です。研究支援経費は、図書室とコンピュータ等の運営経費で、3億1000万円です。次の一般管理人件費は、非常勤職員の人件費で、9300万円です。それから、一般管理物件費は9億1000万円ですが、この中には共通の光熱水料や電話代を含んでおります。最終的にはこれは企業型会計の形で、各セグメントへ割り戻すという算出をします。現在、決算ができていませんので、一般管理物件費で全体を集計していますが、最終的には割り戻しますので、おおむね予算計画どおりの比率になるのではないかと考えております。

合計は24億2900万円であり、収入予算との差は、約1億1200万円ですが、自己収入の減と、一方は機構本部から機構長裁量経費等が追加配分されましたので、全体では増額となったものです。

(B委員) 人間文化研究機構については初めてきちんと伺ったのですが、素人から素朴な疑問を申し上げると、連携は必要なのかもしれませんが、何か屋上屋を架すことにならないのかと。それから、それぞれの個性ある研究機関が活動して、これまでやってこられたのですが、そういう個性がつぶされないのかという心配があるのですが、皆さんどうでしょう。

(副館長) 私としても全く同じような感想を持っております。ただ、現在の石井米雄機構長は、機構ができたことによって少しでも各機関にとってプラスになるように運営していきたいということを当初大方針として出されました。できるだけそういうことを実現するべく一緒にやっていきたいと思っています。

(館長) 恐らく研究の面では、おっしゃったように、今まで独自の研究活動をやってきて、それが5つ集まって連携をして何かやろうというのは、今のところ、非常に難しいことは事実です。ですから、異なる分野がお互いに切磋琢磨して、新しい分野を開拓するということを目指していく。研究の面では今すぐというわけにはいきませんが、徐々に形を表してくるのではないかと思います。

ただ、財政的な面からいいますと、確かに屋上屋でありまして、この機構の本部を支えるお金というのはどこからも出ていません。ですから、5つの機関でそれぞれ分担をして費用を出し合ってやると。東京にできた機構の本部が、脳みその部分で、最高の議決機関が置かれていますので、さまざまな委員会がそこで開かれる。そこに民博でもほかの機関でも、部長、センター長、あるいはその他の教授たちを委員として派遣しなければいけない。そのために、日常的なそれぞれの研究機関での運営というものが少しやりにくくなっているという意味で、屋上屋という感じは確かにします。

(C委員) 5機関が連携してというお話がありましたが、最近はテレビ会議のようなもので、移動しなくてもやるようになってきていると思いますが、基本的にはそういうような方向でやっていくような整備が進むという理解でよろしいですか。

(館長) 先ほど説明がありましたが、機構会議というものがありまして、これは5つの機関の長と機構長、理事が入っている会議で、実質的にそこでいろいろなことが決められていくのですが、それを実はテレビ会議で1回だけやったことがあります。恐らくだんだんそういう傾向になっていくだろうと思いますが、まだ設備が十分によくなかったりということで、私たちもまだ慣れていませんが、そういう傾向にはなっていくだろうと思います。

(D委員) 自己収入の予算が5400万円となっていますが、これは目標額ということでしょうね。

(財務課長) はい、そうです。

(D委員) 5400万円の自己収入に達しなかった場合には、それだけ予算額は減額になるということこ

とですね。

(財務課長) そうです。

(D委員) 超過達成した場合には、どのようなことになるのでしょうか。

(財務課長) 当該年度に関して言えば、その超過分は歳出予算に振り替わるといいますか、その分使えるということになります。ただ、全体としては国にお金がないということなので、最終的には2年後になるわけですが、財務省の判断によって、これだけ自己収入が得られるのだったら、その分の運営費交付金を削減してもいいのではないかという実務的な話が多分来るだろうと予測しています。

(D委員) そうしますと、やはりその目標額を達成するように努力しないといけないということになりますね。そうしないと、運営が非常に苦しくなる。

(財務課長) はい。

(D委員) 総額の23億円の中には、全職員の皆さんがたの人件費や博物館の保全、メンテナンス費も含んでいると考えてよろしいのですか。

(財務課長) 人件費は先ほど言いましたように、人間文化研究機構本部で一括管理して、民博分は全体で約12億円を占めていると思われれます。先ほど説明しました予算でいきますと、要するに民博の運営上必要なお金は24億プラス12億で、36億円と考えていただければと思います。

(D委員) メンテナンス費用といえますか、設備の保全費用は？

(財務課長) メンテナンスは、この23億の中の一般管理費に、「建物維持管理費」3億1600万円を計上しています。

(D委員) 人件費と物件費の渡りはできるのですか。それともできないのですか。

(財務課長) はい、実質的にはできます。

(館長) できますが、監査でいろいろ言われはしないかということの心配もありますよね。それは用心してやらなければいけないということだと思います。

(副館長) それと、奇妙なことに、定員という概念がまだ生きています。

(館長) 教員何人とか、助教授何人とか。例えば助教授を全部教授にしようということはまずできない。

(D委員) それはどこまで縛りがあるのでしょうか。

(副館長) 一応のガイドラインではあると思います。

(C委員) 人間文化研究機構の一般的な点についてのコメントということで、申し上げますと、屋上屋という見方も、あるいは可能性も確かにあると思いますが、それぞれ素晴らしい参加機関が特色を持って活動をされてきたわけですので、相互の連携をし、重複をできるだけ少なくするという面で、やはり人間文化研究機構という組織が上にあって、そして全体の情報交換をするなり、活動調整をするなり、全体としての中期目標というようなものを立てられたりして、参加機関が一応それに向かって、それぞれの分野で活動をされていくということ自身は、私は大いに結構なことではないかと思っています。

ですから、それぞれに運営会議があったりして、具体的にはなかなか大変だろうと思いますが、こういう組織ができた以上、参加団体である民博も当初の趣旨が生かされることを前提に、新しい体制の中でのプログラムづくり、体制づくりを考えることが重要だと思います。それから、予算配分の点なども随分合理化できると思うし、人件費を一括計上というのも、やり方によっては非常にプラスになる可能性もあると思います。新しくできた組織をその意図を体しつつ、生かしていくというのがよろしいと思います。

一言だけ付け加えると、私は国立大学の法人化は大変よかったと思います。それぞれの大学が独自の特色を持ってやっていくということを、国立大学を含めて実現していくことが大事だと思います。そういう面で今度の国立大学法人化というのは、一つのいい方向を踏み出しているという一般的なコメントを申し上げておきます。

(B委員) こういう新しい人間文化研究機構というものが発足したわけですから、何が変わったのか。そしてそれによって何がよかったのか。それから運用の中で、やはりここは都合が悪いよとか、やりにくいよといったところも、つまり今後プラス面、マイナス面ともに報告していただいて、そして検証していくことが大事ではないかと思います。場合によっては民博から人間文化研究機構全体の運営の在り方について提言していくということも私はありうるのではないかと思います。

【機構の評価体制について】

(委員長) とりあえずここは締めくくって、次の議題に移らせていただければと思います。

次は、人間文化研究機構の評価体制ですね。

(館長) これにつきましては、研究戦略センター長から説明をいたします。よろしく申し上げます。

(研究戦略センター長) 国立大学法人法の32条にある「国立大学法人等は、文部科学省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、国立大学法人評価委員会の評価を受けなければならない」という規定に基づき、大学共同利用機関法人もこの国立大学法人評価委員会の評価を毎年年度末に受けることになります。

はじめに、本館を含め、本館の評価、機構の評価の全体的な枠組みを説明させていただきます。まず、この第32条に基づきまして、人間文化研究機構が国立大学法人評価委員会によって評価されます。これは各年度ごとに行われる年度評価と、「中期目標に係る業務の実績に関する評価」の2本立てで、人間文化研究機構は文科省国立大学法人評価委員会から評価を受けることになります。

この中期目標に係る評価というのは、とりあえず今年度は直接はわかりません。これに関しては、文科省の国立大学法人評価委員会でも最後の結論が出ておりません。中期目標の評価に関しては、独立行政法人の大学評価・学位授与機構に研究に関する実質的な評価を委託するということまで決まっておりますが、細かいことについては決まっておりません。

目下、人間文化研究機構として取り組んでいるのが、年度ごとの実績評価になります。この実績評価に関しましては、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領」というものがあります。これは昨年10月25日に国立大学法人評価委員会で決定された内容です。

この年度評価というのは、基本的に外形的、客観的評価と称するもので、早い話が、その年度に年度計画に沿って何を行ったのか、何をしていなかったのかというところだけの評価することになります。管理運営部門に関しては、実質的な評価をして、それに対してどの程度達成できたのかということを点数化します。さらに、各機関がその項目をどの程度重要視しているのか、ウエイトと呼んでいますが、それを加味した数値評価を行います。

教育研究内容に関しては、「各年度終了時においては、中期目標を実現するために、各国立大学法人等が自主的に行う業務運営の改善・充実に資するよう、各年度における中期計画の実施状況について評価を行う。なお、中期目標期間終了時の評価と異なり、教育研究の状況については、その特性に配慮し、大学評価・学位授与機構における評価を実施しないものであり、したがって、専門的な観点からの評価は行わない」という原則で、年度評価が行われることになります。

これはあくまでも国立大学法人評価委員会の各法人に対する評価の姿勢になります。

あと、国立大学法人の評価にかかわる規定が書いてありますが、こうした国立大学法人評価委員会の姿勢に対して、人間文化研究機構のほうも独自に評価委員会を設置して、文科省の評価に対応する体制を整えております。「人間文化研究機構評価委員会」です。

そして、人間文化研究機構評価委員会の作業を円滑に行うために、各機関に対しても評価に関する組織を作るようにという依頼が、機構から各機関に通知されています。これが人間文化研究機構が各機関に通知した、各機関の自己点検評価の実施組織についての基本的な考え方です。

まず、「機関長の求めに応じて自己点検・評価の企画・実施に当たる組織として、各機関に機関評価委員会を設ける」とあります。機関評価委員会と称していますが、これは本館以外の4機関も、それぞれ独自に、いろいろな名前で、評価委員会を設けています。

各機関の評価委員会の行う評価については、「機関評価委員会は点検・評価の結果について、機関長に報告する」とあり、「機関長は、機関評価委員会の点検・評価の結果について運営会議の意見を求める」とあります。つまり、機関評価委員会の自己点検・評価の結果というのは、運営会議によって承認されるのではなくて、ただ意見を求めるという形になっております。

そして、運営会議の意見を求めて整理された点検・評価の結果というものは、「機関長は機関評価委員会の報告書および運営会議の意見に基づき、機関の自己点検・評価報告書を取りまとめ機構長に提出する」とあります。最終的には各機関評価委員会は機関長を通じて、機構長に自己点検・評価報告書を提出するということになります。

本委員会にとっては重要なポイントですが、各機関は、機構の評価委員会のほかに、機関・事業の特性に応じて外部評価委員会等の評価組織を設けることができる」とあります。実は本委員会はこの規定に基づいて設置されているとお考えになっていただければいいと思います。「ただし、それら評価組織による点検評価の結果は、運営会議に報告し、当該機関の自己点検・評価報告書に包括されるものとする」ということで、本委員会で頂きましたご意見等は、最終的には本館が機構に提出する自己点検・評価報告書に反映されていくことになります。

ですから、まず機構全体に対して、国立大学法人評価委員会が評価を行います。そして、各機構はその評価をしてもらうために、実績報告書を毎年委員会に提出します。それを作成するために、今度は機構を構成する各機関に評価委員会が置かれて、それが中心になって自己点検評価報告書を作成して、それを機構が取りまとめたものを実績報告書として文科省に提出するという手順になります。そして、各機関が自己点検・評価報告書を作成する際に、この外部評価委員会や運営会議の意見をその中に取り入れるという体制になっております。

(C委員) お配りいただいている人間文化研究機構評価委員会というのは、外部評価ではなくて、内部評価になるのですか。

(研究戦略センター長) これは内部評価扱いになります。

(C委員) 内部評価になるわけですね。人間文化研究機構については、外部評価はないのでしょうか？

(研究戦略センター長) このような形での外部評価委員会というのはありません。

申し上げておきますが、この人間文化研究機構の評価委員会が各機関の自己評価・点検報告書の評価をするということには行わないことになっています。

(E委員) 教育研究に対する評価が中期計画終了時に行われることになっていますが、そのための準備段階として、こうした外部評価委員会のようなところから意見を伺うという作業はされるのでしょうか。

(研究戦略センター長) その点は次のステップに進んでしまうのですが、よろしいでしょうか。

教育研究の実際の中身に関する評価に関しては、機構の評価委員会で議論がすでに始まっております。文科省の国立大学法人評価委員会でもそれに対して検討が始まっております。特に大学共同利用機関法人に対しては特別な配慮が必要であろう、ということはいわれています。

これは年度評価ということになっておりますが、「平成17年3月4日 国立大学法人評価委員会 大学共同利用機関法人分科会」の報告書というものがありません。「各年度終了時の評価における大学共同利用機関法人の特性を踏まえた評価の留意事項（審議のまとめ）」ということで、これが一応年度評価ということになっておりますが、ただ、大学共同利用機関の特性でいいますと、当然、教育研究の内容まで踏み込んだものになっていきますので、文科省側もどういう点に留意して、大学共同利用機関法人をこれから評価していくのかというポイントをこういった形で作っております。

これはまず10月に案を作りまして、それを一度、各機構の評価委員会に意見を求めています。こちらでも意見を取りまとめて文科省へ返し、何回かやり取りがあって、最終結果としてこの資料が作られております。ですから、一応こういう形で教育研究の内容に踏み込んだ評価をいかにするかということも準備は始めています。

【研究活動について】

（委員長） それでは次に進ませていただきます。研究についての報告をお願いします。

（研究戦略センター長） それでは引き続き、また私が報告させていただきます。

平成16年度から共同研究の枠組みを大幅に変えて、共同研究の課題を3種類に種別を行いました。1つが「文化人類学・民族学および関連諸分野を含む幅広い研究」ということで、これは従来、平成15年度以前からずっと本館で伝統的に行われてきた共同研究のテーマです。そのほかに、課題2として「本館の所蔵する資料に関する研究」、そして課題3「本館の機関研究に関連する研究」という2つの種類を付け加えました。

特に課題3は、次の報告にいいますが、本館独自に行う機関研究という枠組みがありまして、それと関連した共同研究ということで、特別に今年度から設けた枠組みになります。ここで1つ着目していただきたいのは、研究代表者が、館内・客員・公募と3つのカテゴリーに分かれていることです。

大学共同利用機関として、各大学等の研究機関に対して、本館の施設、資料等を共同で使っていただくという原則に立ち、この共同研究という活動も完全に外部に開いていこうということを行いました。公募というのは、外部の先生に本館の共同研究として研究企画を提案していただいて、本館の施設を使って研究会を行っていただくという形になります。従来は共同研究といいますが、本館の教員が組織しなければ認められませんでした。本館の教員というのは、客員の先生がたも含まれるのですが、客員の先生がたも含む、一応本館に所属する教員しか組織できなかったわけです。しかし、2004年度から全く外部の先生も研究会を組織できることになりました。ただし、公募して審査・選択するのは民博です。

本年度は8件の応募があり、書類とプレゼンテーションによる審査を行い、本館の共同利用委員会が中心となって審査を行いました。8件のうち5件が選ばれ、本館の共同研究としてやっております。これが共同研究に関する報告です。

続きまして、本館の研究のもう1つの柱である機関研究に関して報告をさせていただきます。共同研究というのは基本的に本館の共同利用機関としての性格を十二分に発揮して、外部の先生がたも含む形で研究するというものですが、それに対して機関研究といいますのは、あくまでも本館が主体になって研究テーマを設定して、本館の教員が中心になって進める研究になります。

この機関研究に関しては、16年度に12件のプロジェクトのテーマが並んでいます。この機関研

究は、「社会と文化の多元性」「人類学的歴史認識」「文化人類学の社会的活用」「新しい人類科学の創造」と、大きくこの4つの領域を設定するところから始まっています。

この機関研究と共同研究はちょっと説明が難しい関係にあるのですが、共同研究というのはあくまでも共同研究を組織する先生の自主的な企画によって進められています。それに対して機関研究というのは、中のプロジェクトは自主的に代表者の先生が決めるのですが、それぞれの領域は、すでに館としてこの領域でやるという方針を決めてありますので、そこが決定的に違います。それから、この機関研究に共同研究を付属させてしまう、つまり、機関研究のテーマの下で共同研究を行うということもあります。そういった関係になっておりまして、共同研究の場を使って機関研究の内容を進めることがしばしば行われております。

機関研究の活動の進め方ですが、「機関研究推進・開拓」というのは準備状況と考えていただいてけっこうです。そして、「研究成果公開プログラム」は、この機関研究の成果公開活動と考えて下さい。ここでは基本的に、比較的大型の国際シンポジウム等を行うということになっております。

ちなみに、共同研究にせよ、機関研究にせよ、どういう形で成果が取りまとめられているのかというところに関心がいくのではないかと思います。まず共同研究に関しては、出版物として成果を上げるというのが1つの成果の取りまとめ方です。もう1つは公開シンポジウムを行うとか、国際シンポジウムを行うという成果の取りまとめ方もあります。その際に機関研究を利用するということもありますが、結局、公開シンポジウムにしても、国際シンポジウムにしても、最終的には出版物の形になります。

それから、今年度の機関研究に関しては、1年目がようやくシンポジウム等で終わったところですので、現在、このシンポジウムの出版へ向けての取りまとめ作業が行われている段階で、残念ながら今年度の機関研究の成果というものが出版物の形では用意できませんでした。以上が機関研究に関する報告になります。

(研究戦略センター長) 引き続き、研究戦略センターの活動報告をさせていただきます。研究戦略センターというのは、本年度の改組によってできた部署です。基本的には機関研究をはじめ、本館の研究の基本方針を議論し合って、定める部署と考えていただければと思います。

基本的に5つのミッションを持っております。1つが「研究戦略の策定」です。つまり、機関研究にどのような領域を設定すればいいのかということを決めることです。それから大きな2番としては、「研究プロジェクトの企画・立案・運営」です。つまり、機関研究を通して行われる具体的な研究プロジェクトにどのようなテーマがふさわしいかということも議論します。そして3番目に、「プロジェクト・研究体制の評価」です。私が機構で評価担当を行っているのはこれによるわけですが、作り上げた研究体制やプロジェクトの評価を行います。実際に評価を行うのは評価委員会なのですが、研究戦略センターはその評価を行うための基礎的なデータをそろえるのが実際の仕事になります。

そして、4番目として、「他の研究機関との研究連携、研究協力」です。つまり、国内でどういう研究機関と連携すればいいのか、あるいは海外にどういう連携機関が求められるのかということも議論して、実際に連携のための下準備等も行います。5番めとして、本館で行われている「研究活動の情報収集と成果の公開」、その補助をするということです。この研究成果の公開ということに関しては、研究戦略センターと広報企画会議との協力によって、学術講演会という形で一般市民に対する講演会を年に2度開いています。昨年度は10月に東京で、日経新聞との協力で学術講演会を行いました。今年3月には大阪の千里ライフサイエンスセンター・ライフホールで、毎日新聞社との協力で学術フォーラムという形で、やはり一般市民向けの講演会を実施しており

ます。

また、本館の海外国際連携の一環として、フランスの人間科学研究所（Maison des Sciences de l'Homme）との間で研究連携に関する協定を結びました。

以上が研究戦略センターの説明です。本年3月に、『研究戦略センター活動報告』というものを出版しています。これにはもう少し詳しい本センターの活動状況と本館の研究全般に関する資料が盛り込まれております。

（委員長） 一区切りおきまして、何かご意見を。

（F委員） 1つよろしいですか。今お話しいただいた例えば領域を4つに決めるとか、あるいは戦略センターでのいろいろな戦略の検討というのは、先ほど少し議論になりました機構そのものと博物館との関係で、まだはっきりしないかもしれませんが、いずれ非常に密接なリンクageを持ってくるといように理解をすべきなのか、やはりそこはそれなりに何か独自性といえますか、自主性というものが保たれていくような形で考えられていくのか、その辺を教えていただければと思います。

（研究戦略センター長） まず、一応これは各機関の独自性にゆだねられているものですので、基本的にはこのセンターも館として独自に活動します。ですが、同時に機構の本部でも5機関を貫くような研究の連携を考えていて、実際、連携研究という形で実は今年度から開始される予定です。そういった際の情報収集や、ある連携研究の研究企画が来た場合の受け皿という役割も本センターはいたします。ですから、ある意味ではほかの機関の同じような部署とお互いに連携し合って活動するということもあります。実際、歴史民俗博物館とは昨年以來そういった活動を少ししておりまして、2つの機関でもって連携研究をしようということが今、始まっております。

（館長） 人間文化研究機構の長野理事からこういう研究を機構との関連での見通しを。

（長野理事） 先ほど屋上屋を架するという話が出ていましたが、研究の構造でも実は同じことが起こっています。いちばんベーシックなところからいけば、教員個人の各個研究というものがあり、次に、共同利用機関の大きなミッションとしての従前の共同研究があります。本館の場合には、もう1つ別のカテゴリーとして機関研究というものがあり、これは、やはり本館の教員がリーダーシップをとる機関としての研究というものがある。機構ができてきますと、機構の5機関はすべてそれぞれ別個の設置目的というものを継承していますから、それを強引に一緒にしようとする大混乱が起きますので、現機構長の考え方は、当面、この中期目標の間はそういうことをせずに、それぞれの機関が持っている各個研究、共同研究、機関研究といったものを、複数の機関にまたがって連携することで新しい価値を生ずるようなもの、これを連携研究といっていますが、これをとりあえず推進するというのが基本的な考え方ようです。

実はそれ以外に、我が国の人文科学における今までのディシプリンにない新しい研究領域を開拓するための検討は、別の委員会で、そこでなされるということになります。ですから、全体で5階建てぐらいになるわけです。ですから、いずれこれは第2期に入れば、何らかの形でリシャッフルというものが起こる。我々としては、研究の中身でリシャッフルが起こるのはけっこうなのですが、いわゆる経費の削減という観点からリシャッフルを起こされると非常に困るわけです。

例えば機構の構造を見ればお分かりだと思いますが、この5機関のうちで日本研究関係というのは3つあります。民博と地球研はいわば世界研究なのです。パッとそのように分けられて、「ここここは大変似ているではありませんか。1つにしたら？」ということをとえば総務省がすでに言っているのです。ですから、全体的な研究の在り方、構造に関しても、そこら辺を非常に気をつけていかなければいけない。

もう1つ、これは研究の中身にはかかりませんが、総務省はすでに大学共同利用機関法人は要らないと言っているわけです。大学になるのか、独法になるのか、どちらかにしろというのが基本的なスタンスです。ところが、それだと特に国大協からの反発が強いものですから、それを防止するために研究開発法人という新しい言葉を作り出して、そこへ大学共同利用機関法人と大学法人の附置研や、特殊法人の一部を統合するということをすでに考え始めています。すぐには起こりませんが、6年後には多分そういう話が出てきます。ですから、当機構のスタンスとしては、やはり大学との共同利用ということが学問においても、社会連携（特に常設展示）においても、いかに根本的であり、意味が大きいかをアピールしていくと思っています。

(E委員) 私は今のお話を伺って、初めから気になっていることですが、総務省では博物館関係の機構と美術館、文化財研究所を1つにしておこうという下心があって、その流れが次の中期計画を策定するためのかせになっているようなところがあるのです。ですから、総務省サイド、あるいは財務省サイドからの見方というのは、必ずそこへ持っていくという危険性を常にはらんでいるので、やはりそれは十分用心なされたほうがいいということを、経験的に申し上げておきたいと思います。

(A委員) 本館には地域研究企画交流センター（以下「地域研」という。）というものがありますが、これも本館の一部と考えてよろしいのでしょうか。

(館長) 組織的には一部です。ただ、地域研に関しては、まず研究の目的自体も異なったものを立てておりますし、設置の形態にしても独自の運営委員会で、評価に関してもその運営委員会の下に外部評価委員会を置いております。それで、一部でありながら、この外部評価委員会に関しては、地域研は除くという形で考えているのです。結局、地域研に関しては、独自の評価委員会でのものを自己点検・評価書に組み込んでいくという形になろうかと思っています。この外部評価委員会規則の中には、設置の第1条にそのように規定しています。

【博物館活動等について】

(館長) 次に文化資源研究センター（以下「文資センター」という。）に関して、センター長からよろしくお願いします。

(文資センター長) 文化資源運営会議並びに文資センターは、法人化とともに昨年4月に新たに設置されたものです。一言で申しますと、民博における博物館活動、博物館部門を統括するものとして設置されました。先ほどご説明させていただいた人間文化研究機構法人の中期目標の中で、それぞれの研究分野における我が国最高水準の研究資料、学術情報を集積し、データベース化するなど、広く研究者の利用に供するということが共同利用等に関する目標です。

それから、その他の目標の社会との連携、国際交流等に関する目標の中で、研究成果や研究資料、学術情報の公開に努め、知的財産の管理活用を図り、広範な社会の知的基盤の形成に貢献するという目標があります。これらの目標を達成するために文化資源運営会議と文化資源研究センターが新たに設置されたのご理解を頂ければと思います。

法人化前の民博では、70名ほどの専任の研究者が何らかの形で、それぞれ博物館活動、資料の収集調査、保存、管理、情報化、展示等の事業にかかわってまいりましたが、それでさまざまな問題が生じておりましたので、法人化とともに従来の委員会による方式を改め、文化資源運営会議というところで統合的・総合的に判断していくという意思決定を行うシステムを作りました。また、従来は約70名の専任の研究者がそれぞれ何らかの形で博物館活動にかかわっていましたが、それを専門性を高めて、12名の専任教員からなる文資センターを新たに作り、そこがサポート体制を固めていくという形で、現在さまざまな事業を行っているところです。

平成16年度には「文化資源プロジェクト」という名称の下で、専任の教員および客員の教員がそれぞれの意思でプロジェクトの提案を行ったものを文化資源運営会議で総合的・統合的に判断して、そして認められたものが文化資源プロジェクトとして遂行され、それを文資センターの専任教員等がサポートをし、より効率的な成果が上がるような体制が法人化後はとられております。

文化資源プロジェクトというのは、5つの分野があります。1つは調査・収集の分野、そして資料管理分野、3番目が情報化分野、4番目が展示分野、5番目が社会連携分野です。合計で約70のプロジェクトが行われました。

最初に、調査・収集の分野ですが、従来との違いを一言で申しますと、かつてはそれぞれの研究者が自分で、ある地域、ある民族の資料が必要であるということで、研究所としてさまざまな形で収集が行われておりましたが、16年度につきましては、展示を前提とした収集・調査、資料収集が行われております。

2番目の資料管理分野は、特に「有形文化資源の保存管理システム構築」ということですが、民博も創設30年が過ぎておりますので、さまざまな点で保存管理システムは再構築が必要になっており、文資センター専任の園田助教授、日高助手を中心にして、今、保存管理システムの構築を行っているところです。それとともに、「展示ケース用の可搬型空気循環式恒温恒湿システム」は新たに現在特許出願中です。これは民博で初めての特許出願です。今、知的財産の形成ということも重要な課題になっておりますので、民博でもこの分野で初めて特許を出願しているという状況です。

3番目の情報化分野ですが、民博は皆様よくご存じのように、30年前に文系の研究機関としては日本で最も進んだコンピュータシステムを導入しました。さまざまなデータベースが構築されていたのですが、遺憾ながら、30年たちまして、その一般公開があまりなされていないという面がありました。そのため、現在約25万点の世界の諸民族の標本資料を収集・所蔵しておりますが、平成16年度に、これに関する目録情報データベースを公開しました。これは全部で約24万点あり、大変重要な事業となっております。その他、今、データベースの整備とともに、できるだけ早く公開すべしということで、さまざまなデータベースの整備を行っているところです。

4番目の展示分野ですが、法人化前との違いで申しますと、特別展というのは、従来も民博では春と秋の2回行っておりました。そういった点はあまり変わりありませんが、特別展に続いて企画展が4つ並んでおります。従来は常設展、もしくは特別展で研究成果の公開を行ってまいりましたが、法人化になって、もっとそれぞれの研究者が生み出した研究成果を企画展という形で出していこうということで、夏休みには「みんぱく動物園」というものも行いました。また「ポリネシア文化の誕生と成熟」「研究者が見誤った伝統?」「アフリカのストリートアート展」といったような、従来以上にそれぞれの研究成果を展示をとおして社会に公表していく。しかもこれにはワークショップ等を結びつけるといったことを行っております。また、写真コレクションもたくさん持っておりますので、新たに「みんぱくフォトギャラリー」というものも新しい試みとしてできるだけ行っていこうと。さらに、巡回展も従来にも増して、できるだけ行っていこうということで進めているところです。

最後に、社会連携分野ですが、これも法人化以前にも増して、法人化後頑張っているところです。1つは「みんぱくミュージアムパートナーズ」というボランティアで、現在約140名の方々に担っていただいております。さまざまなご提案を頂いて、私ども専任の教員だけでは至らないところを新たな知見で、新たなネットワークを形成中です。

2番目の「ミュージアムネットワークの形成」は、さまざまな博物館、美術館のネットワーク

がありますが、民博で進めているのは、特に博物館と美術館の両方を併せたネットワークです。それぞれの博物館が今大きな問題を抱えておりますので、それらの問題をお互いに出し合う中で問題解決を図っていきながら、新たなミュージアムネットワークの形成を行っております。

3番目に「JICAとの連携による博物館学集中研修コース」、これも従来JICAとの間で約10年間進めてまいりましたが、平成16年度から民博がこの事業を受託して、滋賀県立琵琶湖博物館と連携して、開発途上国の10か国の中堅のキュレーターを招いて研修を行っております。

4番目の「ASEMUS」というのは、アジア欧州ミュージアム・ネットワークです。ここも今、大きな国際共同巡回展示が計画されており、日本では民博がこれに参画して、さまざまな事業の企画、立案を行っているところです。

以上、さまざまな点で新たな動きを示しているところです。先ほど委員長がおっしゃった法人化のメリット、デメリットということですが、私個人としては、民博もちょうど30年たって、博物館もさまざまな不都合もありましたので、この法人化をきっかけにしてさまざまな課題を洗い出し、改めるべきは改めるということで取りかかっており、そういう点では大変よかったわけですが、大学共同利用機関法人となりまして、それにこの博物館が本当に要るのかといったようなところもあります。中期目標の中で社会にさまざまな研究成果を開きなさいということがありますが、基本的には研究機関として頑張るという面が強うございます。博物館の位置づけというものに、さまざまに微妙なところもあるというのが偽らざる実感です。ただ、さまざまな問題を考えながら、新たな取り組みを進めているところです。以上です。

【社会連携等について】

(館長) 引き続き社会連携ということで、広報企画会議議長から説明していただきます。

(広報企画会議議長) 民族文化研究部長です。広報を担当しております。法人化になってから、広報というのも今までのようにお国任せというわけにはいきませんので、昨年度も含め、館一体となって広報の仕事をするということを意識的にやりました。その意味もありまして、組織的には館長以下、部長会議、それから広報企画会議というものを設け、その下にそれぞれ専門部会を設けて、「ホームページ年報専門部会」、「国際連携専門部会」、「民博通信専門部会」、「月刊みんなく専門部会」、それから「広報事業専門部会」があります。

いちばん大きいのは、広報では館長がいちばん大きな看板を掲げてもらわなければなりませんので、前と背中のように国立民族学博物館という看板を掲げてもらう。それから館員がそれぞれ看板を掲げてPRということですが、外部との関係では「報道関係者と民博との懇談会」を年11回やりました。また、強化をするためにはどのようにしたらいいかということもありますので、今、調査も実施しています。それから、看板その他をリニューアルして、今年から21世紀協会の理事長である堀井委員長のご努力によりまして実現した「ミュージアムぐるっとパス関西2005」に実行委員として民博も参加させていただきました。そういうことで一般の人に博物館というもの、およびこの研究所というものが浸透するように努力するということにしました。

また、専門部会の中では、特に『月刊みんなく』は今まで千里文化財団が編集・発行していましたが、一括して博物館が発行までをするということになりました。それから、みんなくゼミナールを12回、映画会を6回、研究講演を2回行いました。

それから、16年度の民博関係掲載の新聞記事数をそこに出しております。民博によって集計したものと、日経テレコンで集計した件数で、これが大変多くありまして、私どもの目の届かないところでも民博についての広報がなされているということがお分かりかと思えます。

それから、過去10年間の入館者数ですが、常設展と特別展のものが載っていますので、それも見ただければと思います。

(館長) 続いて大学院(総合研究大学院大学、以下「総研大」という。)の報告と最後まで行きて、そしてご質問等伺いたいと思います。専攻長、よろしくお願いします。

(総研大専攻長) 私は民博では研究戦略センターの所属ですが、本日の会議では総研大からの代表として出ております。私だけではなくて、助手を除く助教授以上の先生がたのほとんどが総研大の先生でもいらっしゃるのです。葉山御用邸の近くの湘南国際村にいろいろな企業の研修所がありますが、その一角にこの本部があり、全体ではたくさんの研究科が属しております。人間文化研究機構以外の研究機構の理科系のたくさんの研究所と共同で運営しているのが総研大です。この中で私どもは2つの専攻を運営しております。これは別の法人ですので、人間文化研究機構という法人の中の民博のスタッフが、総研大という別の法人の中の文化科学研究科の地域文化学専攻と比較文化学専攻に対して、教育のサービスを提供しているという関係になります。

それが今年度、どのようなサービスを提供してきたかというようなことを、これからご報告することになります。まず、学生数に関してですが、2つの専攻を合わせますと、20~30人ぐらいいつも応募してくるかたがいらっしゃって、それに対して定員6名、プラス若干の学生を取っているということになります。それについては、あまりぶれがなく、ずっとそうしてきております。これ以外にも特別共同利用研究員として受け入れ者数は12人おります。よその大学に所属していらっしゃるかたを受け入れて、教育を施しています。

そのようによそから受け入れているかたは、よそで学位を取られるわけですが、私どもで受けた学生、入学してきた学生はここで学位を取らせていくわけです。平成16年度は、2人が取られており、またそれ以外の3人は、いずれもよその先生方です。論文博士として出して来られているものに対して、こちらで教育を受けた経験がなくても、よそで勉強していらっしゃるかたに対して学位を授与するということで、教育的なサービスを行っているということです。

(館長) それから、昨年末に起こったスマトラ沖地震に関して、民博としてもさまざまな形でかわっていきこうということがあります。本日欠席しております先端人類科学研究部長は、本日、上智大学で復興支援に関する研究報告会があるので、そちらに出席しております。そういうかわりも積極的にしていこうと考えております。

以上、ざっとではございますが、説明をさせていただきました。

(委員長) 多岐にわたるご説明を頂きました。時間もあと15分しかございませんが、各委員からご自由に民博全般について、あるいは今、報告を頂いた個別のことにつきまして、いずれでもけっこうです。

【研究の展開について】

(C委員) ご説明を大変興味深く聞かせていただきました。とりあえずの感触といえますか、とりあえず気づいた点という域を出ないと思いますが、3点ほど申し上げようと思います。

先ほど研究機関としての性格と博物館を中心とする広報という性格があるとの説明がありましたが、その2つというのはいずれも非常に大事です。研究の領域を拝見して、それぞれ個々のご専門というところからの選択の結果であると思いますが、かなりいろいろな範囲にまたがっているという印象を私は持ちました。これから中期目標、それから年度計画をお作りになるときに、重点分野と個別分野が当然2つあってよろしいと思いますが、1年で完結する研究も何らかの大きな重点分野という中で選定してほしい。まず人があって、研究分野が決まるというのではなくて、まず研究分野が先にあって、それに合う研究者というアプローチがもう少し前面に出てよいのではないかという印象を持ちました。

資料にあります4つの重点分野も非常に広い分野であって、そこには何でも入るというような

感じます。方法論の研究も随分あったと思います。これも大事なテーマであると思いますが、より具体的な重点分野というのを絞って研究テーマを選定されるようにする。これが第1点です。

第2点は、長野先生からもご指摘がありましたが、これからまさに国際的な交流あるいは研究が非常に期待され、求められると思います。拝見したところ、年報や報告は若干英文のものもありましたが、年報はもちろんのこと、研究の成果をぜひ外国語で世界に届けるという機能を伸ばしていく、拡充していくというのが、民博だけでなく、日本のあらゆる研究機関に対して言えることだと思います。私共の国際会館で行われる国際学会を見ても、どんどん外国語で発表され、そういう先生方の世界におけるプレゼンスというものが組織的に広がっているような感じがします。そういう視点で、民博も国際的な情報交流、展開により大きな力を入れられたらどうかと思います。

3点目は、専門の先生がいらっしゃる中で、むしろ勝手なことを申し上げるという感じかもしれませんが、民族学や文化人類学については、これまで民博を中心に大変な実績を上げておられている訳ですが、これからは、ヨーロッパ、アジアでも、民族を越えて、あるいは国を越えて、多元文化国家、あるいは多文化社会というものが重要視されてきています。私はオーストラリアやアメリカに居りましたが、そういう国の中での民族の位置付け、文化人類学の位置付けというのが今後どうなっていくのかという点に関心があります。むしろ民族よりは地域に物差しが移ってくる場合に、文化人類学、民族学がどういう形で進展していくのかという点に興味があります。

私個人の意見ですが、3点申し上げました。

(委員長) せっかくですから、順番に。最後にまとめて館長にお答えいただきましょう。

【博物館機能について】

(D委員) 非常に雑ばくな質問で恐縮ですが、民族学博物館ということで、民族学ということがいちばん中心課題だと思いますが、日本全体の民族学をトータル100とすると、どのぐらいが民博の位置づけとといいますか、どのぐらいを占めるのでしょうか。民博の目的の1つに、民族学をアピールしていくということもあると思うのですが、全体の中における民博の占める割合ですね。研究しているかたの人数や、あるいは研究発表の量的な部分の位置づけがどの程度なのかという質問です。

もう1点は、研究と教育と博物館と3つあると伺いまして、博物館には企画にお金がかかって、設備のメンテナンスに大変お金がかかる。お金をかけないと人が来ないし、お金をかけるとなると大変で、我々も美術館をやっているのによく分かるのですが、大変な状況だろうと思います。逆に博物館を持っておられるということは、機構の中のユニーク性で、転換をするということもできるのかなと思います。

ただ、大阪には非常に厳しい状況になっている集客施設がたくさんあります。例えばUSJは鳴り物入りでスタートして、今のところはまだ元気でやっていますが、あれがつぶれましても関西としては非常に困るわけです。博物館をもし集客施設と考えるならば、そういったUSJであるとか、関空は集客施設ではありませんが、関空などとネットワークというか、連携ができないかなということで、これは全く具体的なアイデアがあるわけではありませんが、そういうことで地域に発信するというか、そういうところを目指して、博物館を持っているということを主張できないかなという印象を持ちました。

(E委員) 感想だけ申しますが、民族学博物館は大学の共同利用機関として発足し、そして、その基本的な性格はやはり研究機関という位置づけが強いと思いますが、一般世間から見てみると、そうではなくて、これはやはり博物館というところがまず見えて、研究の成果が展示され

ているということは事実として知ってはいても、そのところにはあまり視線が行っていないと思います。ですから、中におられる方と外からの目というのが、この民博の場合はかなり食い違いがあるのではないかと思います。その面でやはり独法化という契機を境にして、博物館機能とまいましようか、その辺の改革をどうなさるのかなということが、今日伺っていて、まだ私が完全に理解しきれないところです。その面から世間によく分かるような改革をする必要もあるのではなかろうかということを感じました。

【調査研究の重要性について】

(F委員) 私のところは一昨年、独立行政法人化しまして、今、3つの点を改革と称して推進しております。1つは、私どもは海外援助機関ですので、在外を重視して、海外の現場に沿ってもっとよりいい仕事をしていこうということです。2つめは、人間の安全保障という視点を共通的に持っていこうということです。これは、海外の事業は国を相手に仕事をしているわけですが、これに加えて、個々の人々に注目をする、あるいはコミュニティというものに直接働きかけるということを取り入れてやっていこうという点です。3つめは、いわば効果的、効率的ということですが、それにむしろ迅速性というものを加えて仕事をしようと。在外でいろいろと、この間の津波などもありましたが、そういうときに迅速に対応することができなければ、やはり海外援助機関として適当でないだろうということで、この3つを念頭に今やっているところです。

最初の現場を重視するという点においては、やはり民博の今までのいろいろな蓄積なり現に調査研究されていることと、海外の事業との連携がもう少しとれないのかなという観点や、あるいは人間の安全保障については、コミュニティに注目していくということですので、その意味で民博の調査研究とはどこかつながっていくところがあるのではないかと思います。3番めの点ですが、まず調査をしてから事業をしようということになると、迅速性に欠けることになります。そうすると、既存のいろいろな調査研究をどのように生かして迅速に対応できるかというところが接点になると思います。

新しい機構ができた目的としては、ある種の社会貢献のようなものをもう少し念頭に置くということもあるかと思いますが、私どもの事業との関係などから発想すると、調査研究の成果の活用のような点をもっと整備されていくとよいかなという印象を持っております。

(A委員) 今までの委員のおっしゃったことと少し重なることがあります。私が考えていますのは、1つは研究テーマが分散して、広くて、それぞれに重要なテーマだとは思いますが、現代という中における文化人類学の地位というか、役割というものについて、今、民博だけではなくて、文化人類学界そのものが大きな試練に立たされていると思います。どうしてかなと思うのですが、やはり現代の状況にうまく応えるような研究が少ないのではないかとことを危惧します。そういう点では、もっと地域研究というものと連携を深めるべきではないか、あるいは地域研究の中でこそ、この文化研究、従来の民族学が蓄積してきたものが非常に大きな役割を果たすのではないかと考えております。この地域研を外に広げるのではなくて、むしろ将来取り込んで1つになるような研究方法、地域研究の中での民族学という方向は何かないのだろうかということを、今、思っています。

それからもう1つは、先ほどの迅速性の問題とも関係するかもしれませんが、緊急的な世界の諸問題、あるいは何か起きたときの問題に対して、民族学のほうからもっと積極的な対応なり、関与があってしかるべきであると。それはすぐに役に立たなくていいのです。例えば、現在イラクが非常に大問題ですが、あそこでしばしば「部族」という言葉が出てくるのです。しかし、その「部族」とは何かということに対して、民族学のほうからきちんとした発言、説明が全然ない。

イラク文化と社会というのはお互いに関連し合っているもので、どちらでもいいですが、これをイラクの民衆社会なり民衆文化、そしてその民衆社会の組織の在り方、「部族」といったものはどういうことになっているのだということを、もっと早く説明しなければいけない。こういうところにおいて、文化人類学の発言が非常に弱いのです。そこで、あつと言う間に国際政治学などという人たちに乗っ取られてしまって、文化人類学は役に立たないのではないかということになってしまう。

それから、今度のニアス島の地震ですが、ニアス島の地震が起きていろいろな方が行く。地震の専門家はたくさん行きます。それから医療救助も行きます。「なぜ民族学者が行かないのですか」ということなのです。というのは、ニアス島の壊れた家の写真がたくさんニュースで報道されますが、皆新しいブロック建築で、壊れやすいものばかりです。一方で、ニアス島と言えば、民族学者は皆ご存じだと思いますが、直径が1メートル近いような大きな丸太で造ったすごい家がつい最近まであったのですが、あのような家は今あるのでしょうか。その家はどうなったのですか。そういうことで、ニアス島の人々はどういう人たちなのかということを披露し、そして、あの伝統的な民家はこうでしたと。私は全く知識がありませんが、願わくば微動だにしないことがあったとすれば、そういうところに民族の知恵なり何なりがあるということが言えるのではないかと。こういうことが民族学としてすぐにやるべき役割だと思います。

私の博物館で、インドネシアのスマトラの木造の民家をそのまま移築してあります。そういう点ですぐにでも飛んでいきたいのですが、いかんせん、いろいろと事情がありまして、お金もなかなか出してもらえないのですが、こういうときにバツと行ける機動性をぜひ民博は持っていたきたい。館長のお持ちになっているリーダーシップ何とかというお金をさっと出して、「あしたにでもすぐに飛んでいけ」というぐらいの機動性を持つということをして、こういう現代的なテーマにやはり民族学のほうから対処して、発言すべきものはたくさんあると思っていますので、ぜひそういうことを。

それからもう1つ、博物館としての展示企画です。これはやはり非常に重要なテーマだと思います。それについては考えていただいて、まさに現代的な、今、大勢の人が関心を持つようなテーマについての企画展示などを素早くやる。それは研究者から見れば、多少は深みがないと、といったこともあると思いますが、やはり時事的な、現代の問題に即した素早い情報提供という形での展示企画を民博はたくさんの情報と場所も持っているわけですから、迅速に対応した展示もできるのではないかと思います。

(委員長) 貴重なご意見をありがとうございます。大阪としては民博がプレゼンスを大いに増して、大阪の研究機関として世界的なプレゼンスもますます増してもらいたいと願っていて、そのご熱意で皆さんのご発言があったと思います。

(A委員) すみません、もう1ついいですか。この間聞いたのですが、その前に起きた大地震と大津波のときは、アンダマン諸島という所がやはり津波に遭っているのです。それである程度の被害が出ています。ところが、あそこにはアンダマン先住民が居て、これについては文化人類学をやる者が最初に読まされる『アンダマン島民』という有名な本があります。採集狩猟の生活をしていて、いまだにインド政府があまり人を入れないようにして、その原住民をそのままにしているというのです。それがいいかどうかは問題ですが、あの人たちはほとんど被害がなかったのだそうです。何か事情があって奥地に入っていて、彼らは全く被害がなかったという話でした。これも文化人類学はすぐにアンダマン島がどういうところか、すばやく解説をしてあげると、民族学、民博、文化人類学という名前が上がるのではないかと思ったのです。

(副館長) 今の件に関して、「研究フォーラム」が今月の23日にあります。実はそのコーディネーターで司会をしている林助教授が科研の費用で、ともかく2月の早い段階ですぐ現地に入って

おります。正直言って、災害が起こってすぐの段階では復興プロセスとの関係がありますので、入るというわけにはいきません。これは個人的にはかなり迅速に、二人がチームを組んで科研で取り組んでおります。アンダマン島に関しましては、私がちらっと聞いたところでは、インド本土にいるアンダマン島民にインフォーマントとして事情を聞いているそうです。その辺も、軍事基地なのですぐに入るわけにはいきませんので、人類学の方法論でそれなりに対応をしているのではないかと思います。また、JICA等での復興支援プログラムにはぜひ協力させていただきたいと思います。

【館長の挨拶その他】

(委員長) 最後に館長、この会は年に何回ぐらい開くのか、次は大体いつごろをめどに開くのかということも含めてお願いします。

(館長) 今の委員長からのご質問ですが、私どもは機構本部に対して、年度年度の自己評価書を出さなければいけません。館内で自己評価書のたたき台ができるのが、大体3月半ばぐらいではないかと思います。ですから、恐らく3月中のあるときにということ、年1回と考えております。特別な場合はまたお願いするかもしれませんが、大体1回、特別な場合にはさらにもう1回ということかと思えます。

それから場所は、今回は民博においていただいたのですが、次回からはもう少し便利のいい所ということで、例えば大阪市内の新幹線・駅からあまり遠くない所というように工夫したいと思っております。

私どもから資料を送って、それを見ていただいて、非常に短期間でしたが、さすがに慧眼の士がおそろいで、非常にいいコメントをちょうだいしたと思っております。今、6人の委員からのご発言にはいろいろな注文がありましたが、これは幾つかにまとめられるだろうと思えます。

1つは、民博における文化人類学の応用的な側面で、現代的なテーマをもっと扱っていいのではないかというお話でした。それから迅速性ということも話題になりました。

私は民博に赴任してから満2年たったところですが、すでに民博では「文化人類学の社会的活用」という名前の機関研究が始まっており、それは非常に大事なことだと思っています。ただ、人を変えるというわけにはいきません。先ほどお話がありましたように、まずテーマを決めておいて、そこに人を置くという、人が先ではなくというお話がありました。今、行っていることが社会的な活用ということも含めて、機関研究を設けて、それぞれのテーマに民博の人的な資源だけで足りないときには、外部から入っていただくと。今、民博で行っている共同研究の約4割が、外部の人が代表者となって、研究活動をやってもらうということになっております。ですから、迅速性にはなかなか満足のできるお返事はできませんが、だんだんそうなっていると。文化人類学というのは社会的に役に立つのだということを、もっと世間一般のかたに認識していただくということは積極的にやっていきたいと思っております。

4つの機関研究の柱に関して、少し広すぎるのではないかというお話がありましたが、私もおっしゃるとおりだと思います。機関研究というのは、私が2年前に赴任したときに始めたのですが、現在いる民博の教員たちのそれぞれ個別にやっている、あるいは共同研究でやっているテーマが、機関研究という名前のものに何とか入り込めるような形にしたいと。実際、それがどういう形で機関研究として動いていくかは、館内の教員から申請を出してもらって、きちんと審査をして、やる価値のあるものをやってもらう、そして館内の資金もつけるという形で進めております。

また、博物館を持つ民博の存在理由等につきまして、ご発言がありました。さらに、民博を見るときの外側の目と、それから、中で70名ぐらいの研究者がいて、さまざまな研究活動をやっ

いるということは、外部の人はなかなかそこまで理解がいていないというお話がありました。私が赴任してから、民博は博物館ということだけで世間では見てもらっているけれども、そうではない、盛んに研究活動もやっているのだということをもっとアピールしたらどうだということを館員にも言いました。どういう研究をやっているかということは、一般向けの講演会や、民博で行っている専門性の高いシンポジウム等でも、外部の人にできるだけ情報を与えて、それを見てもらって、無料で参加していただくということは、徐々にやっております。

C委員のご発言でしたでしょうか、法人化ということが、とてもいいことだとおっしゃいました。我々民博でも、法人化になることによって後押しをされて、さまざまな館内の改革、新たな研究テーマの選定ができつつあると思います。機構内の連携研究は、大きなテーマは大体決まっていますが、どのような研究チームができて、具体的にどのようなプロジェクトがそこで始まるのかということはまだ検討中であり、はっきりと姿が見えないところがあります。法人化によっていいこともあるというお題目を随分私たちは並べられていたのですが、実際にスタートしますと、なかなかいろいろなことがあり、今までの慣習や、予算の使い方にしても旧来の慣行を破ることがなかなか難しい面がありまして、いっぺんにはいきません。ただ、法人化によってそれぞれの研究機関が独自に判断して、独自に予算をそこに割り当てることができるといったことは徐々にできるのではないかと思います。

全般的にさまざまなご意見をちょうだいいたしました。今のような形で、すぐにはできないことがもちろん民博でもありますが、そういうことは気になさらないで、とにかくこうやったらいいのではないかとすることは、どんどんこれからもご発言いただきたいと思います。

(副館長) 1つだけ。D委員からの具体的な質問ですが、民族学、文化人類学の全体の中の位置づけについて、まず、こういう大学共同利用機関ができた経緯の1つとして、大学にはない専門分野があるということがあります。具体的には、例えば国立天文台や統計数理研究所などがあります。民博の場合、当時30年前は、大学では文化人類学といいますが、その講座がほとんどなかったのが、ここができました。その後、文化人類学というのは各大学で少しずつ増えてまいりました。実際に20～30ぐらいの大学で一応専門課程ができています。逆に近年の大学改革の中で、学問という何とか学というものが外れてしまい、ボーダレスになっておりますので、大学においてはそういった講座が今見えなくなっています。これは人類学だけではありませんが。そういうのが現在の位置づけです。ただ、決して文化人類学という狭い領域に閉ざされることなく、ここがやるべき使命は、その関連分野というものを広く結集していくことだと思います。ただ、そういうものはA委員からもご意見があったように、対象は地域としても、人類学なりの方法論を確立していければと思います。

(館長) 今日、いただきましたご意見は、前に申し上げましたように、民博で作る自己評価書の中に盛り込みます。

本日は長い間どうもありがとうございました。

国立民族学博物館
外部評価委員会

日時 平成17年12月1日(木) 10:00~12:10 場所 国立民族学博物館 第1会議室

【館長挨拶と趣旨説明】

(委員長) 第2回国立民族学博物館外部評価委員会を開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

最初に、館長からごあいさつと本日の委員会開催の趣旨についてご発言をお願いしたいと思います。

(館長) 本日はご多忙のところ、外部評価委員の皆様、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。

本日は2回目の外部評価委員会になります。民博あるいは民博以外の4つの機関が、人間文化研究機構という1法人を作っておりますが、それぞれの機関から提出しました自己評価書に相当する業務報告書を、各機関から人間文化研究機構に提出し、それを機構本部で取りまとめて、機構全体の業務報告書として、文科省の国立大学法人評価委員会に提出しました。その結果、評価委員会から我々の機構から提出した業務報告書についての評価が出たのが、今年の9月でした。そして、我々が出した報告に、どのような評価が下されたのかをいろいろと検討し、これは年度評価ですから、次年度の平成17年度分の業務報告も同じようにしなければいけませんので、それに備えての返答を機構の評価委員会、機構の企画連携室で検討しました。そこでの議論が、まだ出尽くしたわけではありませので、次年度の評価を控えての検討が続行中ですが、大体めどがついたようなところで、2回目の外部評価委員会を本日開催することになりました。

私たちが年度評価について理解していたことと、ちょっと違うような評価のされ方をしている。そういう齟齬も多少ありますが、その点については、後ほど評価担当の佐々木その他からご報告があるかと思います。

評価のことも含めて、外部評価委員のかたに私たちが期待しているのは、評価にとどまらず、その他のことについてもいろいろとご意見をいただきたいし、私たちもご相談申し上げたいと思うことが評価以外のことに関してもあります。

【機構の評価結果について】

(委員長) では早速ですが、平成16年度の評価の経緯がどういう流れで、どういうことに今なっているかを、もう少し概略を詳しくご説明いただきたいと思います。

(館長) それでは、人間文化研究機構の評価の体制が一体どのようなになっているのか。それから人間文化研究機構として提出した業務報告書、それに対して、国立大学法人評価委員会から返されてきた評価について今からご説明をいたします。研究戦略センター長が民博を代表し、機構の評価委員会のメンバーになっておりますので、センター長から説明をします。また、副館長が、機構にあります企画連携室会議に民博から代表として出ております。この企画連携室会議は、研究全般について検討する機構の会議ですが、そこでの評価に関連する検討の状況については副館長から、それから財務についての業務報告については、財務課長からそれぞれ説明させていただきます。

(研究戦略センター長) 平成16年度の文科省の国立大学法人評価委員会を中心とした今回の評価のスケジュールについて、4月の第1回目の外部評価委員会の時点では、平成17年3月までの進

行状況は説明したと思いますので、今日は4月以降の流れを簡単にご説明します。

まず4月末に、業務実績報告書のガイドラインを確認して、自己評価基準を承認しました。それとともに、機構側の対応ですが、4月末日に各機関の業務実績報告書および自己評価書を機構本部に提出となっております。この自己評価書については、4月の第1回目の外部評価委員会のときにお諮りして、その後、皆様に郵送させていただきました。

その2か月後の6月末日に、最終的に平成16年度業務実績報告書を提出しております。6月30日の提出でもって機構側の作業は終わったのですが、その後7月に、国立大学法人評価委員会でヒアリングが行われました。それが7月27日です。これは機構本部で対応してもらいまして、機構の理事と事務局長がヒアリングに出ました。

その後、8月の間に随時質問への受け答えがありまして、機構側の対応として、9月6日に「評価結果素案に対する意見の照会を受領」とあります。9月6日に国立大学法人評価委員会から「こういった評価結果が出たが、これでよいのか」という案が示されたわけです。それに対して、機構側で最後の意見を申し立てまして、その意見に基づきまして、9月30日に最終評価結果が国立大学法人評価委員会から出されるという流れになりました。

その最終評価を受け、機構側の評価委員会と企画連携室のほうで、平成16年度の業務実績報告書に対する評価に対する対応策を、審議するという流れになります。

その評価結果は、各大学共同利用機関法人の機構長宛に国立大学法人評価委員会の委員長の名前で出されております。

「全体評価」の中で、比較的好意的な評価を得られているかと思うのですが、その中で、特にプラスの方向で評価されているポイントを挙げますと、「本機構は、機関間の連携・協力の促進および機構として一体的な運営を図るため」という段落があります。その中で特に「人間文化研究総合推進検討委員会」、研究資源の共有化の推進による共同利用の推進方策を検討する「研究資源共有化検討委員会」の設置等、機構としての目的を実現するための体制整備が着実に行われ、実行されていることは高く評価できるということで、今機構本部で行われている人間文化研究総合推進検討と研究資源共有化という2つの事業が、高く評価されているという点を挙げるができます。

それからもう1点、これは教育・研究に関する部分ですが、既存の組織・分野の枠組みを越えた共同研究を実施する。機構内外の連携研究「日本とユーラシアの交流に関する総合的研究」、「人間文化研究資源の共有化事業」といった、機構の機関を横につなぐような連携研究の試みが高く評価されているという点が特徴です。

ただ、いろいろ問題点を指摘された部分もありました。例えば、「項目別評価」で、「(1) 業務運営の改善および効率化」という項目において比較的問題点として指摘されたのは、1つは教員の公募制、任期制の導入に関してです。

さらに大きな問題として、この機関の中で取り上げられたのが、「機構として、構成機関の研究の自律性は尊重しつつも、機構長のリーダーシップによって、中長期的に、どの研究分野にどれほどの人材と資源を配置するかを決定する態勢を構築する必要がある。」です。この指摘に対しては、各機関、機構本部でもかなりいろいろな意見が出ました。例えばいちばん大きかったのは、「機構長のリーダーシップとは何か」に関する定義がないということで、それを早急に機構側でも作らなければいけないという議論が出ました。

続きまして、「(4) その他業務運営に関する重要事項」の中の、「平成16年度の実績のうち、下記の事項が注目される(又は課題がある)」という中で、「施設設備の整理が機関ごとに実施されており、機構全体としての方針決定が希薄(各機関まかせ)であり、今後の機構全体として、施設マネジメントの方向性が明確ではないので、法人としての具体的な計画について早期に策定

することが望まれる」という指摘が出されました。実は、この指摘が非常に大きな意味を持っています。

続いて、「(4) その他の業務運営に関する重要事項」の全体の評価は、「本項目については、評価委員会の検証の結果、年度計画の記載8事項中7事項が『年度計画を順調に実施している』と認められるが、施設設備の整備・活用等の取り組みが十分でないこと等を総合的に勘案すると、進行状況は『やや遅れている』と判断される」。この、「やや遅れている」という判断ですが、実は「国立大学法人・大学共同利用機関法人の平成16年度に係る業務の実績に関する評価結果の概要」のいちばん下に、「項目別評価は以下のとおりにする」ということで、5つの評価表現が並んでおります。この「やや遅れている」というのは、下から2番目の評価なのです。この部分だけが人間文化研究機構としては、下から2番目の低い評価をされたことになります。この点については、恐らく新聞等ですでに発表され、公開されております。

資料1の「教育研究等の質の向上」に関して、こちらの指摘で問題とされたのは、本館に直接かわかることでしたので、本館の自己点検・評価委員会でも問題になりました。「共同利用において、『当該分野の国際的研究動向』をどのように把握しているか。『学術の諸分野においてブレークスルーをもたらすようなテーマ、適切なテーマの設定等をどのように行っているか』、業務実績報告書では、必ずしも明らかではない。特に、『総合地球環境学研究所』『国立民族学博物館』においては世界的な研究動向の把握、テーマの設定、比較優位の確立を目指した取り組み等に体系的な説得力のある説明が今後期待される」ということで、本館を名指しで、「今後期待される」という評価がなされています。

研究に関して問題にされたのは、「共同研究参加以前の、学術資料等を利用する大学院生や若手研究者の利用という点では、どれだけの便宜が図られているか、明らかでない」という指摘がなされています。

もう1点問題とされたのは、「国際交流については、各機関における国際的役割の中で、協定の締結、国際シンポジウムの具体的なテーマや参加人数が『成果』として業務実績報告書では強調されているが、社会に対して説得力ある説明としては、どのような研究を重視し実施され、それがどのような場で発表されて、具体的にどのような評価を受けたかを報告する必要がある」という評価です。

以上が、この国立大学法人評価委員会が人間文化研究機構に対して示した評価結果の問題となったところです。

別の資料は、評価結果の概要でして、国立大学法人・大学共同利用機関法人において、大体このような評価が得られたというもので、各評定結果の統計的なデータを並べてあるものです。また、今年の平成16年度の業務実績の評価に関して、国立大学法人評価委員会の野依委員長の見解が載った資料があります。

「国立大学法人・大学共同利用機関法人の改革推進状況（概要）」という資料は、他大学との比較において、人間文化研究機構が、どの点が注目されているのかを示しております。改革推進状況のところに、人間文化研究機構等と書かれた部分があります。「機構長裁量経費（約1.7億円）を確保し、共同利用基盤の強化の観点から、各機関において重要性・緊急性が高い事業等に重点的に資源配分を行っている」。これは、資源配分に関して、機構長裁量経費を活用して、重点配分を行っているところが、改革状況として評価できるということで、人間文化研究機構が具体的に挙げられております。

もう1か所、人間文化研究機構が挙げられているのが「共同利用体制の整備・充実」のところで、「共同利用の機能強化のため、『研究資源共有化検討委員会』を設置し、各5大学共同利用機関が収集・保存している膨大な学術資料を一元化し、利用者が網羅的な自動検索が可能となるデ

ータベースの構築に向けた総合情報検索システムの検討に着手した」ということで、資源共有化の事業が高く評価されています。この2点が、人間文化研究機構として特筆に値する事業と認められています。

続いて、「平成16年度人間文化研究機構の改革推進状況」という資料は、この評価結果を受けて、このような改革推進を具体的に行っているということを、機構のほうでまとめたものです。さらに、国立大学法人評価委員会の評価結果を受けまして、項目を検討した結果ですが、この中でいちばん議論の中心となりましたのが、「機構として、構成機関の研究の自立性は尊重しつつも、機構長のリーダーシップによって、中長期的に、どの研究分野にどれほどの人材と資源を配置するかを決定する体制を構築する必要がある」というところです。これに対して、多数の意見が出てきました。

次は「財務内容の改善」です。科研等の外部資金導入が前年度よりも増加しています。しかし、新規の外部資金の獲得についても、引き続き努力するということが1点です。これに関しても、科研費の申請数ないしは獲得数が多いのを評価されているのはありがたいとともに、ただ単に科研が増えるだけでいいのかという議論も出てきております。つまり、科研費を数多く申請し、個別研究の件数が増えたと、大学共同利用機関として行う共同研究が逆に弱体化するという問題点もあるのではないかと、それゆえ、ただ単に科研費が増えたからといって評価されても、一面的な評価ではないかという意見が企画連携室会議でありました。

それから重要な点は、自己点検・評価に関する問題です。「世界的拠点を目指す機構、機関として、外国人有識者も参加した外部評価の実施が望まれる」という表現に関して、この「外国人有識者」というのは問題ではないかという指摘がありました。それと、海外で活躍されている日本語の話せない研究者を評価委員会に入れることによって、実際に評価をする困難さ、言語的な問題、実質的にどの面を評価してもらいたいかということ、どうやって伝えるかといったコミュニケーションに関して、非常に大きな問題があるということを指摘する意見がありました。

「(5) 教育研究等の質の向上」の6 (2)「機構としての連携研究や各機関の保有する知的資源のデータベースの構築等の立ち上げが『国内外の研究動向等』のどのような把握の上に行われたものか、業務報告書からは十分に把握できなかった」ことに関しては、連携研究や資源共有化の問題に関して、きちんと研究動向を把握して、その原案を教育研究評議会で審議する必要があるという点が1つあります。

それから、6 (3) ですが、先ほど申し上げた地球研と民博の各テーマの設定の方法に関する説明もきちんとすべきであるということについては、そのとおりだろうという意見が出ております。

機構の評価委員会の議論というのは、大体以上です。

(副館長) それでは、私のほうから企画連携室での対応の検討状況について少しご説明します。

その前に、ちょっと個人的見解を差し挟んで申し訳ありませんが、恐らく4月に評価委員会をしていただきまして、そのあと約半年以上たって、機構という形での評価が出てきたことになります。1つは、個別の各機関に対する評価、より具体的に言えば、ここの評価委員会で作成していただきました自己評価書、これはある意味では機構全体の評価には反映されていないと言っていいかと思います。ほとんどは、機構で行っている事業に関する評価が中心になります。結局、各機関の評価、特に民博の場合、博物館という機能を持っているわけですが、これに関しては、機構全体の評価の中には入れられていないというのが事実です。もう1点は、この機構に対する評価は、基本的には大学に対する評価と同じ並びで行われていることになっています。したがって、大学で先ほど研究戦略センター長が、機構長のリーダーシップという問題があると言いましたが、機構長が、学長と同じようにとらえられているところがあります。そういった形で、我々

の機関あるいは機構が今後評価を受けていくことは、どうだろうかという問題点も、私は感じております。

今申し上げた点はあくまで個人的見解ですが、基本的には企画連携室という機構全体の会議の中でも、やはり今言ったような問題点が各機関から出されて、対応が話されていると理解していただければと思います。

ともかく、企画連携室の会議での議論を少しご紹介させていただきたいと思います。

業務運営の改善等に関しては、各組織、民博の場合は研究戦略センター、あるいは文化資源研究センターを設置して、新しい柔軟な組織再編を行っていることは、個別のこととして評価されております。今後は、その効果を考えていかなければいけないということで、特に文化資源研究センターなどを作ることによって、博物館の活動のうえでどのようなメリットがあったかということは重要になってくようかと思えます。

任期制については、それに対するスタンスがかなり微妙に変わってまいりまして、いつかは何が何でも任期制というところもあったのですが、最近は任期制を一律に導入するのは少し難しいのではないかとのことになっています。地球研は全部任期制をひいております。したがって、地球研は一樣に組織が動きにくい、現状においても問題があるということで、地球研のほうから、任期制というものを何かうまい仕組みで考えないと、立ち行かなくなるということは、実際に出ております。

いちばん問題になるところですが、「機構として、構成機関の研究の自立性は尊重しつつ、機構長のリーダーシップによって、中長期的に、どの研究分野にどれほどの人材と資源を配置するかを決定する体制を構築する必要がある」と指摘されています。これに関しては、我々機構側から、こう言われたら問題があるということは申し立てたのですが、結局、評価委員会からはこういう評価が出されております。普通の大学であれば、学長のリーダーシップで、定員の一部を取って新しい研究科を作るなり研究センターを作るなどということは、実際、盛んに行われているわけです。ただ、機構という、かつてそれぞれ別個の機関であって、なおかつ地理的に離れていて、そしてバーチャルな組織に近いものでしかないところで、このような普通の大学と同じようなことが成立するののかどうかということは、非常に大きな問題です。我々としては、この企画連携室会議というのは、各機関の代表が出ておりますのが、非常に危惧を持っております。ですから、「意見申し立て」として書いておりますが、「現段階ではこのような方向性が示されるのは適当ではないと考える」としています。

それから、自己点検に関しては、「外国人有識者」、これは必要かと思いますが、単に国籍だけで外国人というののもちょっとおかしいのではないかと。もっと国際的なアカデミズムの評価という形にしてはどうかということです。

情報提供、特に講演会の成果などをもっと出したほうがいいと言われて、これは積極的にすべきことで、いろいろな催し物の案内をしていますが、内容まで十分に広報されていないということは、反省すべきことであろうかと思えます。

施設マネジメントについては悩ましいところなのですが、我々はマネジメントが必要だと言われても、東京と大阪で5か所にばらばらにある機関を、どうマネジメントするかというのは、先ほど言ったように、各機関の存在の在り方からして、かなり実際は困難なところがあります。

また、国際的な研究動向の把握や、若手研究者の活用を図る方策については、指摘されているところです。大体、企画連携室では、個別にはいろいろ意見がありましたが、私が最初に申し上げましたように、大きな点としては、各機関が持っているこれまでの特性が、全体の評価になってくるとどこまで削り取られて評価されているのかという点が、大きな問題と感じております。

【財務内容について】

(財務課長) 財務内容についてご説明します。

資金運用などについては規定を決めるといいますか、システムを考えることになるのですが、財務的には、予算を戦略的に使うという部分、そしてその結果を評価するという部分が、今後の課題になってくるかと思っております。

決算は法人単位で行うことになっておりますので、別の資料につけております「財務諸表」が、正式に文部科学大臣に提出して承認を受けた決算書です。この決算書においては、民博部分が分かるのは、「開示すべきセグメント情報」というところだけです。そのために、別の資料において、民博の貸借対照表と損益計算書をつけております。

形式は、会社の決算書と同じように、同じ名前を使ってこういう形になっておりますが、実はその中身は、かなり一般会社等と違う取り扱いになっております。そのために、今日の説明は、その違いを説明し、金額についてはかなり省略したいと思っております。

まず、貸借対照表ですが、土地に関しては0となっておりますが、これは万博機構からの借地であるために、資産としては0であるということです。それで、全体の資産額が157億円となっておりますが、その内約3億が今年度増えた資産であり、約154億円が法人設立と同時に、国からの承継した分です。取り扱いとしては、図書、美術品・収蔵品、特許権、電話加入権、著作権については、減価償却しないという取り扱いになっております。

続いて負債の部へまいります。ここで耳慣れない「資産見返負債」という言葉が出てくるわけですが、これが国立大学法人法に基づく特徴的な取り扱いで、資産を将来、減価償却するために必要な準備金です。会社の経理では当該年度の収益から償却費を負担しますが、国立大学では、資産の取得と同時に同額の債務を立てて、これを次年度以下の償却に充てる取り扱いになっております。

それから、「資産見返物品受贈額」というのがありますが、これは国から承継された工具・備品の一部、図書、ソフトウェアが計上されておまして、これも償却のための準備金です。「長期借入金」として8億4600万円が計上されていますが、これは平成10年から11年度にわたって施工した本館の耐震工事の財源が、財投で措置されていたために、借金も国から引き継ぐこととなっています。ただし、この償還に関しては、補助金として措置されるために、民博独自で返還していかなければならないものではありません。

流動負債にいきます。「運営交付金債務」「寄付金債務」というのがありますが、これも国立大学法人法に基づく特別な措置でして、運営交付金を受け取ったとき、あるいは寄付金を受け取ったときに、収益に入れず、いったん債務に計上することとなっています。その金額を、事業の進展に対応させて、徐々に債務から収益に変えることになっています。したがって、ここに計上されている分は、事業が行われなかったか、事業は行われたけれども、予算より少なくなったという残額が計上されていることになります。

資本の部へまいります。資本の部は、資本金に計上されている48億円ですが、これは建物と構築物、工具、器具、備品の一部、それに長期借入金を合計したものです。それ以外に、資本剰余金として経理することが定められております。これは資産のうちの美術品・収蔵品、電話加入権、施設整備補助金の類が計上されています。結局、資本金で扱うものと資本剰余金で扱うものが区分されておまして、会社経理と比較しますと、ある意味で資本が常時動く会計であると言えます。

続いて損益計算書にまいります。

まず全体として、会社経理なら収益を先に上げるのですが、これもまた経費を先に上げるという形になっております。

業務費に計上されている、31億6100万円が、民博が使ったお金になります。

具体的に見ていきますと、このうちもっとも比率を占めているのが人件費です。常勤教員給与以下、4種類に分けておりますが、それらを合計しますと、15億9000万円になり、全体の45%を占めています。もう1つ大きなものを挙げますと、業務委託費で、12.6%、約4億5100万円です。本館の運営が外部委託が多いということで、結果的にこういう形になるかと思えます。

収益の最も大きいものが運営費交付金収益で、32億5000万円です。全体の91%近くを占めております。これから見ますと、国からのお金が90%で、自己収入といいますか、それ以外が10%という形になっているということです。

下に、臨時損失と臨時利益というところがありますが、これは国から承継した資産にならない物品等です。ですから、これは16年度だけの措置であり、利益と損失を計上して打ち消していることとなります。最終的に、当期純利益として、1750万円を計上しました。

ただし、これは大学院教育経費で、総研大から資金をいただいているものですが、その経費で買った資産に関しては、先ほども言いました負債を立てないことになっていまして、資産を買えば、資産が増加した分だけ利益になるという関係になります。1750万円のうち、約600万円が大学院教育経費、総研大の経費の分です。

それ以外の1100万ですが、前金払い等で処理して、まだ費用に計上していないもので、全体で1750万の利益を生んでいるわけですが、したがって、実質的には現金は残っていません。

ご存知のことと思いますが、利益が出た場合、会社なら次の展開の資金になるわけですが、この利益に関しては、経営努力認定という文部科学大臣の承認を受けなければ次期へ繰り越せないことになっていますので、1750万について認定を受けている段階です。受けられなければ、最終的には国に返還しなければいけないことになってしまいます。

以上、説明を終わらせていただきます。

【評価結果の活用について】

(委員長) かなり膨大な資料を、ポイントだけご説明いただいたわけですが。外部評価委員会のかたがた、ご質問やご疑問もおありだろうと思います。ご質問も含めてご自由にご意見を賜われればと思います。

(A委員) 人間文化研究機構あるいは大学共同利用機構という大きな組織の評価と、民博自身の評価というように、連携しつつも問題が2つに分かれると思います。一般論としては、国立大学の法人化あるいは人間文化研究機構の創設という形で滑り出しているわけですので、それを活かしていくという基本的なスタンスが大事ではないかと思います。

なぜこういうことをするかというと、やはり効率化という点で重複している点も多く、資金の有効的な活用という面で節約できることも多いと思われるので、これを重複を避け、合理化にしていく。そういう基本的なスタンスは、やはり国立大学法人全部について、あるいは人間文化研究機構について、非常に重要な切り口であると思います。

その際、ただ重複を避ける、効率化するというだけではなく、一つの全体的な、長期的なストラテジーというものを、日本として考える、あるいはそれぞれの関係機関の中で設定するというスタンスも併せて必要なことと思います。

膨大な資料の分析や作業を、それぞれの機関が評価のためにやることは大変なことであると思いますが、やはり原点を十分踏まえながら、あるものを活かしていくという視点が重要であることを、まず申し上げたいと思います。

個々の機関の評価を考える上で、全体の動き、即ち人間文化研究機構全体の評価に対して、この民博ないし、この外部評価委員会がどういうスタンスを取るかというのは、なかなか難しい問

題だと思っています。しかし、今、ご説明のあった若干の点について、とりあえずのコメントを申し上げたいと思います。

まず、任期制の導入という点について、各機関で任期制が必ずしもなじまない面のあることはよく分かりますし、また各機関の独自性あるいは置かれた状況に十分配慮しなければいけないということも判りますが、一つの大きな組織、あるいは全体的な流れの中で考えると、そろそろ勇退していただいてもいいような研究者が、任期制がないということで、そのまま残ることは、非常に残念なことだと思います。制度としてご勇退いただく方に勇退して頂くというところを踏まえた上で、独自性を確保していくことはやはりぜひ必要な点であると思います。これは一般的な問題として申し上げている訳であります。また、研究者の公募制が、人間文化研究機構の中でどのように組み入れられているのか、よく分かりませんが、今は大学でも公募制は一般的になっておりますので、民博にとっても、広く門戸を開放して、広いところから適任者を得るというのが非常に必要かつ重要なことであると思います。

機構長のリーダーシップという点も、非常に難しいところで、一つの大学の総長と、人間文化研究機構の機構長とは違うというのも、よく分かります。何か一個人の機構長の考えで、予算が配分されたり、左右されたりするというのは、よくない弊害が起り得る可能性はあると思います。併しながら、いろいろな関係機関が集まって、それぞれの意見の中で予算を配分することになると、重点的活用ということがなかなか実現されないのが実態だと思います。

ですから、一つの組織の中で、これはトップとして必要なのだという項目が、あってもよろしいのではないかと。そして、そのトップが決める予算の評価をきちんとして、なるほどこれなら、というような形のプロセスを考えていく必要があると思います。

機構長の自由になるお金というと、誤解を生みやすいのですが、やはりある程度トップダウンで予算配分を考えると、一つの組織論としては必要なことであろうと私は思います。ただ、これはあくまでマクロというか、全体の話でありまして、具体的に人間文化研究機構あるいは民博について、どういうやり方とするのかは別問題かもしれませんが、一般論としてはそのように考えるべきではないかと思っています。

国際的な視点からの評価は、国籍が外国の人を加えればよいというような発想は極めて危険で残念です。よく国際性を確保するために、この委員会には外国人が入っていますと言って、それで国際性が確保されているような誤解を与える、あるいは説明をするというケースがありますが、それは事柄の本質をわきまえない議論であると思います。

国際的な視点で評価するというのは、外国人を入れる・入れないに関係なく、外国ではどういう評価をしているのか、国際的な視点で評価するとどういう評価になるのかということが重要なわけです。国際的な視点での評価は、かなり日本では分析され、研究されていると思いますが、それを各機関が十分吸収した上で評価をするということが必要だと思います。当該分野の国際的研究動向をどのように把握しているかというところで、地球環境研と民博の名前が出ていたところがありましたが、総合地球環境学研究所などはいちばん分かりやすいのに、何故いちばん大事なことをしっかりやっていないのかという印象でした。

民博も、地球環境学研究所よりは国際的な研究動向の把握が難しいとは思いますが、これだけの確立した組織と歴史を持っている民博が、これからの事業計画や重点分野を策定するに当たって、それぞれの分野の国際的な研究動向を十分踏まえ、国際的な視点も十分考慮に入れた活動方針を確立していくことは、きわめて重要なポイントであると思います。そういう面で私どもの外部評価委員会が、何がしかのお役に立つことがあれば、と思います。

ご説明が人間文化研究機構あるいは国立大学法人評価委員会、という全体の中での評価の話であったので、それに即して、一応私なりの感想のようなものを申し上げました。民博として、ど

ういう活動、あるいはどういう方向性かという点については、また機会があれば発言をさせていただきます。

(委員長) ありがとうございます。

【評価に対する評価について】

(B委員) ちょっと最初に質問させていただきますが、この評価委員会の評価に対する評価というのは、あるのでしょうか。

国立博物館の評価の場合、こういう評価委員会の評価に対して、総務省の委員会のほうから評価があるのです。それは、この場合はないのでしょうか。

(研究戦略センター長) 文科省以外の省庁からの評価がなされるかどうか、ちょっと分かりません。ただ、4機構が集まりまして、こういった文科省主導の評価に対して、どういうスタンスで臨むか、この評価をどのように評価するのか、大学の評価される側がどのように評価するのか。そういうことに関する議論は、4機構で共同して行っています。

(副館長) 今のお話、評価のしかた、在り方というものに対する評価というのは、非常に大事なポイントだと思いますので、何か具体的にB委員からご意見があれば、ぜひ伺いたいと思います。

(C委員) いえ、その前に、私の感想を申しますと、これは国立大学レベルでの評価で、この機構としての全体的な評価が中心になっていて、5つのそれぞれの機関の特色は、もちろん重なるところもあるけれども、個別に特殊性、独自性があるわけです。ですから、それに対する評価が、どうもすっぱり抜け落ちているような感じがします。博物館という機能を持っていることが、この民博の最大の特色とも言っているものであるのに対して、そうしたものに対する評価が全くないことは、この運営自体にも何か反映する恐れがあるのではないかと。つまり、評価の対象にならないのだったら、あまりそこに努力する必要もないのだという考え方が生まれてこないとも限らない。そのことを、私は大変危惧するのです。

評価の在り方として、やはりもう少し違った観点からの評価を、評価委員会自体が考えるべきではないかということで、私は今年の評価に対しては、不満を感じております。

(D委員) 独立行政法人の場合は、各省の評価委員会のあと、お話のあった総務省のさらに評価があるという形になっております。本件の場合はちょっと分かりませんが、そういうことです。

それから、やはり大学と同じ基準とレベルでまず見るところにも難しさがあるし、かつ、機構の中が果たして同じような構造になっているかどうかも含めて、どのように評価していくかは、もう少し工夫があってもいいのではないかという認識を持ちました。

【国際的動向の把握について】

(D委員) それから、いろいろ指摘されている中で、国際的な動向の話ですとか、あるいは研究の戦略性のお話があったかと思います。これはなかなか難しい問題ではあるかと思いますが、私は援助のほうの仕事をしていますので、援助の世界でのお話をして、何かご参考になればというコメントをしたいと思います。

まず、国際的な動向については、援助の場合は、ドナー・コミュニティというか、各国あるいは国際機関の議論があって、我々はそれに参加したり、あるいはそれに参加するために我々自身が研究をしたりしてやっていくということで、必然的に国際的な動向に合わせて、その一環としてやっていくことがある程度、活動の中で自動的にできるところがあるのです。何かそういったメカニズムを作っていないと、なかなか難しいのかなと思います。アドホックな形で動向の把握も、なかなか難しかったという感じがします。

研究の戦略性に関連して、援助の世界では今、オーナーシップということで、それぞれの途上国の計画がまず基本にあって、その計画を、いろいろなドナーが協力して、支援をしようという方向にきております。そういった意味で、協力の中身を考えていくときに、2つのレベルで考えていこうというようになってきております。

従来からやっていたのは、「プロジェクト」レベルということで、特定の目的を立てて、その目的を達成するために、論理的に活動していくということだったわけです。しかし、もう1つ上のレベルで「プログラム」というレベルを作って、それが各国の開発計画の上から下りてくるという形で、プログラムに対していろいろな国、ドナーが協力をしていく。その場合のやり方として、プロジェクトを実施することで協力しているケースと、むしろプログラム全体に資金の形で出して、先方の主体性のもとで、何か事業を実施していくようにしていこうという、2つの方向で実施されています。

いずれにしても、プロジェクトの上にプログラムを作ってやっている。従来のグルーピングと違うところは、プログラムに、一種の戦略性あるいは戦略目標を持っているところが、そういった動向の中で、そういうことに対応するように、いろいろと努力をしているということがございます。何かご参考になればということで発言させていただきました。

(E委員) 大体今までのご意見で、言い尽くされたようなところがありますが、1つだけ気になっている文言が、「当該分野の国際的動向」ということなのです。これをどのように把握しているかと問いかけられて、把握してどうするのだと思うのです。例えば、今こういう研究動向がはやっているから、それに合わせろということなのかということなのです。例えば、日本の民博で行われているような調査研究は、研究者がフィールドに長く滞在できたという利点もあったと思うのです。

これが今、国際動向はどうなっているかといいますと、アメリカなどは授業も大変でしょうし、いろいろあって、夏休みは1か月くらいしか行けないというような形で、1か月くらい行って調査をやって帰ってきて、しかも業績を上げなければならないから、ちょっとしたデータで大きな理論をぶち上げる。その持ってきたデータ自身が非常に底が浅くて、使えない場合もあるわけです。

ところが、日本の研究者は1年くらい滞在して、それによって非常にいいデータを取っていることがある。これが50年後、100年後の歴史資料として残った場合に、本当に役に立つのはどちらかということになります。そうすると、必ずしも国際動向に合わせる必要はないのであって、むしろ、日本のやり方を国際動向にすべきであるというぐらいの主張をしてもいいと思います。国際動向を把握することは必要でしょうが、批判的であってよいと思います。

その点で、民博の特殊性というか、個別性、個性的なよさというものを主張してよいのではないのでしょうか。そうしながら、評価方式自体そのものも、いろいろ改善されると思います。そういう方向への提言も大いにしていくべきではないかと思います。

(A委員) 今言われたことに、僕は100%賛成です。何か国際的な動向ということを上昇していたのですが、僕はやはり日本のアプローチ、研究に対する基本的なスタンスは、むしろほかの国が真似てもいいことがあるような印象が、僕自身もあります。

少し切り口を違えて、今の国際的な動向とは必ずしも関係がないのですが、まずテーマがあって研究があるというので、人があって研究があるという形は、民博もされてはいいと思うのです。この前も少しお話ししたかもしれませんが、まずどういうテーマを、どのようにこれから研究していくかという、「グランド・ストラテジー」を、これからの民博を考える場合にはぜひ実現してほしい。たまたまこういう先生がいるからではなくて、むしろこういうテーマが必要だということであれば、先生を見つける。まずテーマがあって人だということを、これから新し

い民博として、今まで以上に表面に出されてはいかがかという感じを持っています。

【評価に対する考え方について】

(C委員) 実は私も、諸先生方と同じ意見なのですが、大学の評価とほとんど同じような基準を、共同利用の研究機構に当てはめて評価すること自体、ちょっとおかしいやり方だと思うのです。経緯も発生もそれぞれ違う共同研究利用の機関を、人間文化研究機構という形で評価すると、二重に省略作業が行われて、改革という名のもとに、個別性・個性を無視したような評価がまかり通っていけば、やがてその省略された個性が抹殺されて、もう要らないという議論に発展しかねない危惧さえ感じるのです。

単なる評価ということにとどまらず、やがて中長期的に見た場合には、その存立の存在証明すら危なくなってくるのではないかと。その代わり、私は評価自体もあまり軽視せずに、きちんと反論していくべきではないかと思います。大学共同利用、共同研究ということは、個々の大学がそれぞればらばらに存在しているだけでは、やはり日本の知的水準は上がらない。共同研究することによって、これだけ上がるのだという有効性というもの、まずは大学とは違うのだという存在証明をしていただきたい。

その中でも、民族学博物館とユニークな研究が表裏一体になって、存在理由、有効性の証明、その説得力のある説明を、ぜひともしていただかなければいけないのです。評価に書いてあるのは、私は全くそのとおりだと思うのですが、世界的な研究動向の把握、テーマの設定において比較優位の確立を目指した、体系的な説得力のある説明がもちろん必要なのです。これがないこと自体おかしいわけで、共同利用研究についても、あるいは民族学博物館についても、体系的な説得力のある説明、存在証明をきちんと作っていただく。今もあると思うのですが、アピールが弱すぎるのではないかというのは、委員の方々がおっしゃるとおりだと感じるので、ぜひとも強く主張をしていただきたいと思います。

とかく改革というのは、枝葉を省略して風を巻いて走るのが改革で、均一的な価値観で全部をスパッと割る。細かいことを言い出すとごちゃごちゃするので、改革するためには、スイカを割るように、ばさばさと枝葉を切っていくのです。それは改革のために必要な面はあるけれども、いき過ぎると小鳥を殺してしまうことになるので、その歯止めは、切られたら痛い痛いといわめくことがいちばんいいことなのです。ですから、きちんと自らも体系的な説得力のある説明をして、切られてまずいところは痛い痛い、大声を出すべきなのです。

やはり、泣く子には先生方の目も行くわけで、きちんと泣かないと、黙っていれば切られていいのだねということになってしまいます。私は、委員の方々も合意されれば、外部委員の強い意見があるということを、きちんと各方面、文科省はもちろん、総務省にまで出していただきたい。議事録の、「いろいろ意見を交換した」では何を言っているのか分からないので、外部委員として、強いこういう意見があったということは、きちんと強い表現で出していただきたいと私は思う次第です。

(B委員) 私は、評価というものに対する基本的な考え方としては、絶対的なものではなくて、相対的なものであると、お互いに考えるべきではないかと思うのです。つまり、往々にして、こういう評価を受けますと、そのとおりにやらなければいけないのだという受け取り方になってしまう。これは、どこの機関についても同じなのですが、かえってその生命を危うくしてしまうところがあるのではないかと思います。あくまでも相対的なものとして受け止めることが、基本的に重要ではないかと思います。

それから、皆さんがたがおっしゃったように、この博物館の評価してほしいところは何かということ、評価委員会に対して、むしろ積極的にアピールすることも必要ではないでしょうか。

我々は、こういうことに対する評価を望んでいるのだということを、アピールしたほうがいいわけですね。

(E委員) 今のご意見は、そのとおりだと思います。例えば、民博では共同研究会もたくさんやっているのです。たくさん、いろいろなテーマでやっていて、そのテーマのよしあしは、いろいろあるかもしれませんが、民博が扱うのは、文化の個別的な側面、非常に個性的な側面です。ところが、一般的にこういう大学評価は、一般性のある議論としてやってしまうものです。自然科学は、確かにある種万人に共通する法則性なり、論理なりがあると思うのですが、こと文化になりますと非常に面倒くさいところがあり、必ずしもそうはいかない。むしろ、個別性を重視するというところの外部が必要だと思うのです。

そういう点では民博はその研究をやってきたわけで、それと同時に共同研究が非常にしっかり開かれて、共同研究会のメンバーの性格を、強く打ち出したらいいいと思います。つまり、普通の大学の研究では、大学の研究者、研究所の研究者、専門研究者が共同研究を行うわけですが、民博の場合は、大学以外で働いている人、あるいは研究所以外で別な仕事をしながらも、ある種の面において文化の個別性を非常によく知っている人なども取り込んでいるわけです。こういうユニークさを、もっとはつきりすべきだと思います。

(B委員) 4つの人間文化研究機構の中の施設を総合的に考えて、利用のしかた、あるいは管理のしかたを統一的な形で運営するなどということは、できるものなのですか。

(館長) それについては、機構長はじめ、「何だ、この評価は」といったような反発を覚えました。5つの機関がありますが、地球研と東京の国文学研究資料館という2つの機関は、今新しく建物を造っているところなのです。

それで、こうやって場所が離れていますし、もともと違う目的のために作られた機関を、施設を共同で使う。例えばすぐ考えやすいのは、博物館を持っている民博と、千葉の佐倉市にある歴史博、それから新たに建物ができる国文学研究資料館も、展示場を造ろうという計画です。そういうところだと、場合によっては連携した展示ができるかもしれませんが、それ以外のことは非常に考えにくい。

ですから、この評価については、機構の本部の人たちは非常に不満である。つまり、今まだそういう状況ではないのに、こういう評価を下され、しかも「やや遅れている」ということになって、新聞にも出たものですから。ですから、今後、業務報告書を書くときには、そういうことにまで触れて、もう少し詳しく書けばよろしいのかどうか。

(副館長) 国立博物館の場合、そういうある種の施設の統一マネジメントというところは、評価で問題にされたことはあったのでしょうか。例えば東京や奈良、京都などに国立博物館がありますが、その辺のばらばらのところを統一する方向性を、何か言われたことはありますか。

(B委員) それはむしろ、施設というよりも機構上、奈良と京都は近いから、人事のうえでお互いに連携するというか、組織を1つにしたらどうだというようなことは、言われることがあります。しかし、それは内情を知らないために、そういうことを言うので、実は近いという地域性だけでは考えられない、役割の違いというものもあります。そんなに簡単には解決できないことなのだけれど、外から見ると、どうもそのように見えるらしいです。

(副館長) 先に指摘のあった「いろいろ議論があった」というのでは弱いし、強い表現でもっと出したらどうかという点です。これはむしろ、きちんとした評価委員会の議論をやはり冊子か何かの形で詳しくまとめる。せっかく、いろいろな良いご意見をいただいていますので、そういうものでもできれば私は思っていますので、また館のほうで検討してできればと思っています。

(館長) 外部評価委員のかたのご意見というのは、テーブル起こしをして、館内資料としてあるのです。民博独自で作りました自己評価書は、機構の本部に持っていかれて、そこから外に出てい

っていないのです。ですから、今行われている年度評価というのは、各機関の特性に基づいて、いちばん我々が評価を望んでいるようなところが評価をされているわけではないということです。

教育研究については客観的・外形的な情報で、つまり本質的に深い評価をしないという前提で、そして基本的にはそれぞれの法人の業務運営についての評価をするということでした。私たちもそういう評価をされるのだらうと思っていたので、研究等については、それほど中身を濃くしたような評価をしなかったのです。評価を書かなかったわけです。ところが、先ほどのように、比較優位といったことで評価が戻ってくるというのは、非常におかしいなという感想を持ちました。

(C委員) できれば、コミュニケーション・ギャップがないように、やや多めに、こちらからアピールしていく必要があると思うのです。向こうが10求めるとすれば、こちらは15送り込むぐらいの迫力と、しかも、それが比較優位の体系的な説得力のある説明である必要があるのです。これは民博側にも跳ね返ってくる話ですが、例えば博物館にしても、ほかの国立博物館などが民間委託で運営したらどうかというぐらいの世の中の意見がある中で、共同利用研究機関の中での博物館の存在証明のようなものも、体系的に説得力のあるご説明が要るのではないかと思います。

(館長) おっしゃるように、この評価委員会のまとめ方は、もっと強い主張が述べられたことが分かるような形でしていきたいと思っています。

【地域研の改編について】

(委員長) それでは、かなり重要な「その他事項」もあるようなので、次の議題に移ります。

(館長) それでは、評価から少し離れますが、民博での大きな組織改変がもうじき起こります。民博にあります地域研に9名の教員がおります。そこが民博から離れて京都大学に移管というか、民博でいったん廃止されて、その人材の大半が京都大学に移ることが、次年度の4月1日に実現します。

それから、日本万博記念機構と民博の関係で、新しく駐車場もできたりしているので、少し民博の周辺環境が変わりつつあるといったことがあります。

それから、アスベストの検査を、何回かにわたって頼んでおりましたが、まだ全部ではありませんが、4回頼んで、3回分の検査結果が来て、それについての対応もいろいろしております。そういったことについて説明をさせていただきたいと思います。

長野教授は今年の4月から、機構本部の専任の理事となりましたが、なおかつ民博の併任教授として残っていただいています。地域研のことは、機構本部で懇談会を作って、そこで本省の課長等も来て、話し合いをやりました。その懇談会の結果として、機構の一員である民博から京都大学へ、地域研をこちらが廃止して、向こうが引き取るという形になりました。その経緯について、まず報告をしてもらいます。

(長野理事) この民博に附置されていましたが地域研というのは、いわゆる梅棹科研、中東科研の流れを組んで出発したのですが、平成4年度か5年度の概算要求で、梅棹構想を世界的な規模に広げた総合地域研究センターの新設を概算要求として出したわけです。これは実は、全国に散らばっている地域研究のソースを一同に集めるという、非常に大きな計画でありまして、当時、私の記憶では教官の定員が160といった規模の研究所を作るという構想を出しました。学術国際局のレベルではいい線をいっていたようですが、結局これは省議にかからずにつぶれました。その結果、新構想で10ぐらいあった部門のうちの1つに企画交流センターがあったのですが、その部分だけを、民博に引き受けさせたのです。定員は10です。

当時は確か、佐々木高明が館長だったと思いますが、その意向もありまして、これは、いずれ

独立するものであるからということで、民博本体と運営、人事、予算等は、はっきり区別するという形で運営がなされてきました。国の時代には、共同利用機関には運営協議会があって、そこが事実上、さまざまな運営の方針を決定していたわけですが、その運営協議会に当たる運営委員会を、地域研は別個に持っている、つまり、民博の意思決定とは別に意思決定をできる場を持っていたわけです。

したがって、民博本体との協力関係というのは、総研大等との教育における連携を除けば、むしろ全く関係なくやってきたと言っていると思います。その結果、だんだん実員が増えてまいりまして、最初3人だったものが9人になりました。そういうプロセスで、文化人類学のディシプリンを高めるという発想を持った人は、ほとんど採用されなかった。むしろ、非常に社会科学的な傾向の強い人たちの集まりになった。同時に、地域研究のイメージというか中身そのものも、この10年間に非常に大きく変化しました。それで、いろいろな意味であつれきが生じ始めて、結局は独立は、不可能であるという見通しが設立後5年ぐらいで関係者間では共通認識になった。

それから先はどうするかという話の段階で、1つの大きな動きとしては、もともと民博というのは地域の研究をしているのだから、民博全体を地域研究所にすればいいではないかという議論が出てきた。これで決定的に亀裂ができたと思っています。私はそのころから、地域研の運営委員会のメンバーでしたので、そういうムードはひしひしと感じました。

ただ、先ほど申しましたように、非常に流れが変わってきた地域研究と、これから民博が進んでいく道を考えた場合に、これはどう考えてもそれを無理してマージさせたり、あるいはよく大学でやる手は、人を入れ替えて民博が焼け太るという方法もないではない。むしろ、文科省は、暗にそれを示唆した時期もあったのです。しかし、民博としては、やはりこれは外に置いて、何らかの機能を果たせるようにしてあげるのがベストであるという考え方を固めました。これは石毛前館長の末期からそうできて、現館長になってから、その考え方は明晰になりました。

それで具体的には、3年ほど前ですが、京都大学は東南ア研等を含む、京都大学内部の地域研究の企画交流センターを学内に作ろうとしていたわけですが、当館の地域研をそれにマージし、京都大学も地域研究をいろいろな形で発展させることに協力しようということになり、15年度の概算要求に、うちの地域研を廃止し、京都大学に新しいセンターを新設するという概算要求を組みました。これは折衝の途中で、その次の年度に法人化を控えているということで、本省が結論を先延ばしにして、そのときは何も決まりませんでした。そして、機構が発足して、一旦は、民博の附置施設ではあるけれども法律上は機構の持ち物になりますので、機構長の意向はどうかということが非常に大きいファクターになりました。

それで、これを解決しようということで、今年の3月に、機構の中に「地域研究推進懇談会」を立ち上げて、そこに全国から地域研究にかかわる偉い先生方に集まっていたいただいて、どうすべきかを議論しました。6回ほど会議が続きました。その結果として出てきたのが、まず第1に、梅棹構想によるような統合的な地域研究センターを設置すること自体、これは現在の地域研究の在り方に合わないというのがまずあります。地域研究の人的なリソースは全国の大学の学部で散らばっている。それをどのようにまとめ上げていくかということのほうが、むしろ大事だという根本的な発想があります。

ですから、一元的なセンターは作らない。では分散型で、単にネットワークでいいのかというと、そうでもない。実際に作ろうとなると、機能しない場合が多いのです。そうではなくて、この懇談会のまとめでは、地域研究の内容・傾向にしたがって、3つぐらいのタイプに分けて、それぞれにセンターを持たせるという方向で話が進んでいったわけです。

まず、非常に伝統的な意味での地域研究は、ベトナム戦争以前の古くからヨーロッパにあるような、例えば東洋学であるとか、シノロジーというフランスのグラネの系統を引くようなもの、

チベット学、インド学などいろいろあるわけです。

もう1つは、そうではなくて、アメリカの地域研究をさらに人文社会科学に引き付けたような形の、相関型地域研究それぞれの地域間の比較をやるのが当節のグローバル化に対応できるという学問傾向が1つあるわけです。これが2番目のグループです。

3番目のグループとしては、より政策提言的な、プロジェクトです。

こういう3つのタイプ全体を、文部科学省が主導して立ち上げましょうという話に、18年度概算にのせる交渉をしました。

それで、まずうちにあります地域研の人的な資源を京都大学に移す。民博の地域研は形式上、廃止し、京都大学はその人的資源を中核とする「地域研究情報統合センター」を新設するという話になっております。これは民博地域研の9名を原資として、京都大学の学内措置で、東南アジア研や人文研、アジアアフリカ研究科という独立大学院などから人を集めて、全部で15人ぐらいの規模のセンターを、立ち上げることになっています。そこは、データ、資料、書籍などの情報を統合的に集めてサービスするという機能を、持っていると同時に、研究者は相関型地域研究を、プロジェクトによって推進するということです。

民博に措置されていた地域研の事業費は機構の内部に留め置き、先ほど申しました非常に伝統的な文献学なども含んだ意味での、広い地域研究の基盤を整備すると同時に、機構外の大学等と研究拠点を共同設置するという発想です。当面、最初のターゲットとしているのはイスラム研究で、その次が多分、現代中国だろうと思います。

いまさら何をそんなことをやるのだと言われるかもしれませんが、実は地域研究という発想で、ヨーロッパ等に並ぶだけの実績は、日本は実は持っていない。もちろん、京都大学の人文研のような、非常に長い中国学の伝統を持っているところもあって、それはそれで大事なのですが、それと現代とを結ぶような発想で研究がなされている拠点は少ないのです。そういうものを作るための原資として、事業費の1億6000万を使うということです。

ただし、これは機構の本部に、専任の教員を置いて、そこが実態的な研究をするということではなくて、国公立立を問わず、十分な拠点となりうるようなところに、その事業費で任期制の教員を雇って、そこへ派遣するということです。

それから先ほど申しました3番目の柱は、研究機関課ではなくて、研究企画室という別のセクションがやっておりますので、よく知りませんが、大体1億7000万ぐらいのプロジェクト費を持っていると聞いております。

ということで、民博の地域研に限って言えば、相関型地域研究推進のために、京都大学に身分が移ることをご報告しておきたいと思います。地域研究は、先回のこの委員会でも出ておりましたが、恐らく先生がたによってイメージは全部違うと思います。しかし、その地域研究の在り方として、先ほどのようなタイプ分けをしたうえで、我々は資産を移す、あるいは運用することを、機構として決定しました。

【館長の挨拶その他】

(委員長) 次は、万博記念公園と民博との関係、それからアスベストについて、これを両方合わせて、簡単にご説明ください。

(施設整備委員長) 公園に駐車場ができたことで、いろいろな意味でアクセスが不便になってくる場合があります。また、アスベストに関しては、1階のエントランスホールの天井、ならびにビデオテープのブースで、吹き付けアスベストが使われていることが判明しました。判明次第すみやかに、それぞれ念のための措置ですが、飛散しないように使用停止、あるいはビニールをかけることをしております。これについては、ホームページで一般的に公開しています。

迎賓館ゲートなど、来られるに当たって何か問題やお気づきの点がありましたら、お教えいただければと思います。

(委員長) あっという間に時間になりまして、実はこの委員会の持ち方も、十分に外部委員のかたがたのご意見が果たして吸収しきれぬのか、時間設定の問題もあるのです。もう少し頻繁に持つか、ここまで来るのは大変だから、市内で何とかならないのかなど、いろいろな問題があると思います。この委員会はこれにて終了したいと思いますが、最後に館長からごあいさつをいただきたいと思います。

(館長) 本日は、短い時間の中でしたが、ご意見をお聞かせくださって、大変参考になりました。2度目ですので、大体この先生は特にこういうことを強調しておっしゃるのだなということが、私にも大体分かってまいりました。

A委員は特に、法人化になったことを、もっとポジティブに考えたらどうかというような発言をなさったと思います。おっしゃった統合性等については、機構全体がだんだんそのようになっていく傾向だと思います。それから、効率化に関連して共同研究は、5つの機関の中で、いろいろダブっているのではないかという意味のことをおっしゃいましたが、それも機構のほうで少し検討をしていきたいと思います。

その他、B委員からご意見をいただきました、大学共同利用機関は、ほかの大学とは違った目的で設置をされましたので、それに沿っての評価をぜひしていただきたいということですが、大学共同利用機関全体の評価検討委員会が昨年作られました。いろいろと議論されており、そこでいろいろな意見も出ております。本日あったようなご意見というのは、そういう場や、あるいは機構の場で、私がつたも、いろいろと伝えていきたいと思います。

(委員長) それでは、以上をもちまして、第2回国立民族学博物館外部評価委員会を終了させていただきます。

国立民族学博物館
外部評価委員会

日時 平成18年4月19日(水) 14:00～17:05 場所 国立民族学博物館 第1会議室

【委員会の趣旨等について】

(館長) 外部評価委員は任期2年でお願いしておりますが、6名の委員の先生がた全員には、これまで熱心に、また民博を応援すればこそその厳しいご意見もちょうだいしてまいりましたので、ぜひとも平成18年4月からさらに2年間の再任をお願いしたいと思っております。お手元に委員就任の委嘱状を置いてございますので、どうぞお確かめください。再任は嫌だとおっしゃる方がいると非常に困るのですが(笑)、何とぞよろしくお願いいたします。

民博としては、先生がたから貴重なご意見をいただきながら、民博は少しも変わらないではないかと皆様に見捨てられてはいけませんので、「外部評価委員会でこのようなご批判、ご意見をいただいたので、民博としては現在このように努力しております」と言えるように、私たちも精いっぱい努力していきたいと思っております。毎回、真剣に、率直にご意見をいただいておりますので、私たちも館内の諸事情を皆様にさらけ出してご相談させていただきたいと思っております。

前回まで2回、委員会を開催していただきましたが、私としましては、各委員のご意見でそれぞれのかたが強調される点がどこにあるのかということが大体分かるようになってまいりました。私たちとしましては、委員それぞれのご意見はこれまでのキャリアを背景にした貴重なものとして伺っております。どうぞそうしたやり方で民博にどしどし注文をつけていただきたいと思います。また、応援もしていただきたいと思います。以上です。

(委員長) それでは、早速議題に入りたいと思います。

まず、今日のいちばん大きな議題でございます自己点検・評価について、民博のほうから17年度の民博の活動状況等についてのポイントの説明をお願いします。

(館長) それでは、私どもで用意しました資料と、それから民博の平成17年度の活動状況について、副館長からざっと資料の説明をした後で、それぞれ担当している部長等から順次ご説明申し上げます。

(副館長) よろしく申し上げます。平成17年度で、研究に関して、あるいは展示に関して等々で、民博で行った事業のチラシを集めてみますと全部で43ぐらいの事業があり、実際はこのほかに友の会やその他の事業もございまして、年間を通じてかなりの数の事業を行っています。本日はこういった民博の活動につきまして、内容にも触れながら、できるだけ委員の皆さんにこちらから説明させていただいて、評価していただければと思っています。

とにかく限られた時間ですが、できるだけ全体像が分かるように、それぞれの担当者から説明させていただきたいと思っております。ご意見は最後ですが、それぞれの説明に関してご質問があればそのときにいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、民博の予算について、17年度の収入と支出予算について、財務課長から資料に基づいて説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

(財務課長) よろしく申し上げます。

人間文化研究機構全体で約124億円の予算になっています。民博は33億円ですので、おおむね30%が来ていることになります。

収入予算は運営費交付金で32億3800万円となっておりまして、基幹部分が18億6800万円です。特

別教育研究経費は、研究成果の刊行費で1600万円が措置されています。特殊要因経費の2億5600万円は、土地の借料です。運営費交付金以外の収入は、雑収入と産学連携の間接経費です。全体で収入予算としては33億3000万円になっています。

17年度からできるだけ活動と予算とを一体化、より活動しやすい予算を組むこととしました。運営基盤経費は組織を維持するために必要な経費、基盤的な経費で、活動をより活発に展開するための経費は、プロジェクト経費と呼んでいます。これを毎年度、事業に合わせて組み替えていくというやり方をしています。それから先ほども言いました124億の機構全体の予算の中から、機構長裁量経費や機構の総合研究推進事業という形で民博に配分される分があります。後から配分されることになっていまして、収入予算の基幹部分と支出予算とは約1億3000万円の差がありますが、その分が年度途中に機構本部から配分されたものです。以上です。

(副館長) 以上が予算の構造です。よろしいでしょうか。また後ほどでもご質問やご意見をいただければと思います。

先に進みます。続きまして、平成17年度自己評価書(案)というものを用意しております。自己評価書は、昨年度、皆さんのご意見も取り入れて作りました。この自己評価書を人間文化研究機構に提出して、それに基づいて機構が全体の評価を受けるという仕組みになっております。しかしながら、今年度に関しましては、この自己評価書自体を機構に必ずしも提出する必要はないということになりました。機構に対しては業務実績報告書を提出して、それに基づいて機構としての評価を受けるための報告書を作成するということになっております。しかしながら、本館といたしましては、機構とは別個に自己評価というものをきちんとやる必要があるという認識があります。したがって、本年度も引き続き、またこれから先も毎年、本館独自の自己評価書を作成していく方針です。

機構に提出しないということで、逆に言えば、本館の独立した評価として、より本館の特徴とか、それに近い評価をいただけるのではないかと、それに基づいてこういった自己評価書を書けるのではないかと考えていますので、そういった性格づけが昨年とはちょっと違ったということとはご了解いただければと思います。

これにつきまして、主としてここに書かれている内容をより詳しく説明することが、本日の委員会の大きな目的であります。

【研究活動について】

(副館長) 最初は、共同研究、機関研究、ならびに出版活動の3つの点につきまして、まとめて先端人類科学研究部長(以下「先端研究部長」という。)から説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

(先端研究部長) まず、この共同研究とは、後で共同利用そのものについての説明があるかと思いますが、民博として、特に人文社会系の研究共同利用機関として、共同利用の1つの大きな柱です。法人化以後、特に現館長の強い指導の下に、共同研究をなるべく外に公開しようということで、公募を積極的にいたしました。あるいは客員も含めて、民博外の研究者が主導する共同研究を比較的多く受け入れていこうという体制をとっています。

昨年17年度は館内の研究者が代表者になっている共同研究が、新規と継続を含めて18件、また客員の教員が主導しているのが7件、それから公募によって、純粋に館外の研究者のかたが主催している研究会が9件ということで、客員、公募を合わせますと16になりますので、半数近い共同研究が民博以外のかたの研究という形になっています。ただ、あまり外部ばかりが増えてしまうと、館内のメンバーは一体何をやっているのだということになりますので、その辺のバランスはとっていかなければなりません。従来よりはかなり館外に開いて、いろいろなかたに民博の

施設を有効に利用していただいていると考えています。

具体的な共同研究のテーマについては、合計34件のテーマがあります。十数年前、あるいは民博が発足した当時の研究からは傾向がやはり大きく変わっています。特に開発であるとか、災害であるとか、そういった非常にアップツーデートのテーマが従来よりずっと増えているのも大きな特徴といえるかと思います。

それから、共同研究というのは経費の面からいいますと、基本的には国内の旅費のみが支給されるという形で、比較的クローズドな研究会というのが基本ですが、その中で共同研究会を一般向けに公開しようということも制度的に認めております。民博だけでなく、民博外で共同研究会を開催して、それを一般に公開するというような形もとっています。

共同研究は、民博の共同利用の柱となっておりまして、自然科学系のかたがたからは共同研究の意義がなかなか理解されませんが、我々としてはこれを大学共同利用機関の、特に人文社会科学系の大学共同利用機関の活動の大きな柱と位置づけて、奨励しています。年間の予算は、全体で5000万程度がこれに割り当てられています。

これがまず共同研究でございます。これはある意味、民博の教員が外部の大学関係者、その他研究者のかたがたに対して広くサービスを提供するという形、民博を利用していただいて研究を組織して、サービスを提供するという性格のものです。

それから、機関研究です。これは民博の研究者が主導して、ある意味、民博の研究の方向性を民博として主体的に示していくのが1つの大きなミッションです。それから、予算的には先ほど申し上げた共同研究は国内旅費のみに限られていましたが、国際的なシンポジウムやワークショップなど、海外から招聘したり、海外へ打ち合わせに出かけたりといったものも含めて、国際性であるとか、公開性であるとか、あるいは学際性であるとか、そういったところを共同研究よりは充実させた研究、それも民博主導という形で組織しています。これは、4つのカテゴリーに分けて、それぞれにプロジェクトが何本が含まれているという形をとっています。

昨年実行されたのは10件のプロジェクトです。それぞれのプロジェクトは非常に進行しているものもあれば、萌芽的なもので、2〜3年たって、これからそうした大型のフォーラムやシンポジウムといったものを計画しているものもあります。平成16年度からスタートして昨年第2年目で、今年から3年目に入ります。3年目に入ってそろそろもう少し大きなさまざまな計画が実施されていくと思います。特に、4つの領域に分かれています。例えば「文化人類学の社会的活用」など、こうした1つのカテゴリーの複数のプロジェクトを合わせて大型のシンポジウムを企画したりということも戦略的に考えています。それはまた、今年度以降、新しい動きとしてお示しできるかと思っています。

それから、機関研究の資金をお示ししていますが、この民博の機関研究というのは大型の予算をつけて皆さんに使っていただくという形をとっておりません。さまざまな民博館内、あるいは館外の外部資金等を含めて、予算を皆さんに取ってきていただいて、それで全体のプロジェクトを進行していただくという形になっています。

「推進・開拓経費」は機関研究を推進・開拓するための予算として使われているものです。「共同研究」は、先ほどの共同研究会も1つのベースとして使っている例です。それから外部資金をこれに組み合わせているということで、寄せ集めといいますか、いろいろな予算を集めて1つのプロジェクトを作るということで、バブル型ではない、非常に今風の世相を反映したようなもので、あまり大型の予算を最初からつけるという形ではない組み方をしています。

以上が機関研究です。法人化以後スタートしたもので、これからまた充実した成果が出ていくと思います。特にまだ紙媒体の出版物という形の成果が出ていませんが、予備的なシンポジウムの予稿集などは出ています。これから追々そうした成果が出ていくものと思っています。

研究出版に関しては、まず、いちばん上の「研究年報（2004年度版）」というのは、各研究者の2004年度の活動について、詳細にそれぞれ紹介したり、もちろん機関としての活動についても紹介しているものです。これはある意味、自己評価の性格も持っているもので、かなり詳細にわたって紹介しています。

それから、その次の2つの出版物ですが、「Senri Ethnological Studies」（略称SES）は主に英語媒体の研究成果の出版物で、配布先は海外のほうに重点があります。このシリーズは69まで来ていますが、民博の草創時から刊行され続けておりまして、国内よりも国外での評価がかなり高いものです。やはりシリーズとしての価値を評価されています。

それから、その次の「国立民族学博物館調査報告」というシリーズを、昨年は55～61号まで、7冊出しています。これは「Senri Ethnological Report」ということで、我々はSERと略称していますが、共同研究の成果報告であるとか、資料の報告であるとか、さまざまな性格のものが含まれていまして、こちらは基本的に国内の配布先が多いシリーズと言えます。それから、言語的にも、チベット語のような特殊言語を含んだシリーズとして刊行しています。

その次の「国立民族学博物館研究報告」は、研究誌として定期的に季刊で出されているもの4冊です。

それから、外部から民博の研究者が出版しているものを6冊挙げています。中でも「The Arabian Nights and Orientalism」は英語で出版されたもので、イギリスの中東関係の出版社としてはかなり名の通ったタウリス（Tauris）というところから、民博のアラビアンナイトの展示に関連したシンポジウムの成果報告として出されたものでございます。

それから、その後の「民博通信」は研究広報誌ですが、これも季刊として出されています。

そして最後に「MINPAKU ANTHLOPOROGY NEWS LETTER」、薄いものですが、特に外国の民博関係のかた、従来客員教員などとして民博に来られたかたがたに広く配付しているニューズレターを年2回出版しています。

出版物の概略については以上です。これで3つの説明を終わらせていただきます。

（副館長） 主として研究活動についてのご報告です。日本文もありますが、英文のものの編集にも当たっております西尾助教授（館長補佐）のほうから何かありますか。

（西尾助教授） たまたま私が関係したものを2冊出版させていただきましたが、要するに外部で出版するために内部の予算を使うのは優遇しているのではないかという考えもあるかと思いますが、科学研究費による研究成果公開推進費などの予算に比べると迅速に出版できるというメリットがあります。もう1つ大事な点が、民博の関係者と外部の関係者の査読が入り、出版社の編集の査読も入りますので、一般向けに成果を出すための編集ができるというメリットがあるのではないかと思います。

（副館長） 今までの報告で何かご質問などがございましたら。

（館長） 外部出版というのは、1件当たりどれぐらいの予算が民博から出ているのかということも一言。

（先端研究部長） 編集支援などとして上限100万です。

（副館長） それでは、また後ほどご質問もいただくとして、続きまして、研究戦略センターの活動状況について、センター長から説明いたします。

（研究戦略センター長） 着席したまま報告させていただきます。お手元の『研究戦略センター活動報告2005』、の小冊子がより詳しい活動報告になっていますが、戦略センターでは5つの大きな活動の柱を設けておりまして、1つが「研究戦略の策定」、もう1つが「研究プロジェクトの企画・立案・運営」、3番目が「研究プロジェクト・研究体制の評価」、4番目が「他の研究機関との連携、協力」、5番目が「研究活動成果の情報収集と公開」ということで、それぞれ活動を

行っています。

細目に関しては、そこにありましたように、まず「研究戦略の策定」に関しましては、民族学・文化人類学の研究動向と学術的、社会的ニーズの調査というプロジェクトを組みまして、こちらは本館に併設されております総合研究大学院大学の院生をリサーチアシスタントとして使いまして、研究動向調査を行いました。それから、機関研究体制の見直し、それから外国人研究員、客員教員、研究機関研究員等の常勤の研究員、職員以外のさまざまな非常勤研究員の制度の見直しを行いました。また、研究戦略センターでは研究活動の一環として主に図書類の購入のことも検討していますので、図書の購入方針の見直しや、あるいは今までは非公式に入っていましたが、アーカイブといわれる古い先生がたのさまざまな資料類の受け入れ、あるいは整理方法に関する手続きを整理しています。

2番目の「研究プロジェクトの企画・立案・運営」に関しましては、文科省の科学研究費補助金の特定領域の大きなプロジェクトを申請する際に、こちらのほうで手続きの支援を行いましたほか、科研の申請等の情報提供、例えば今年は科学研究費補助金の申請が電子申請といいまして、方式が大きく変わりましたので、それに関する説明会等を研究戦略センターが中心になって行いました。

それから、3番目の評価に関しましては、人間文化研究機構の評価委員会と連携しまして、人間文化研究機構の自己評価、実績報告書の作成に関して、研究戦略センターが中心になって、資料の取りまとめ、記述等の点検等を行いました。それから、平成16年度の自己評価書の作成の取りまとめを行いまして、17年度に関しましても研究戦略センターが中心になって取りまとめを行っております。また、これはまだ実現しておりませんが、機関研究プロジェクトの評価をそろそろ始めなければいけないということで、その評価方法について議論を行っております。

4番目の柱の「他の研究機関との連携、協力」に関しましては、まず本館のいちばん重要なユーザーコミュニティである日本文化人類学会（旧・日本民族学会）との連携につきまして、一昨年度、連携に関する合意ができたのですが、昨年度はそれに基づいて具体的な事業を起こす準備を行いました。そして、学会員に対して本館の入場料を免除するという措置を決めました。学会のほうで学会員証というものを発行しまして、それを提示することによって本館の入場は無料という形にいたしました。

それからもう1つは、学会が所有している日本の文化人類学の研究史、学説史を物語る映像アーカイブがあります。具体的には戦前から活躍されていた古い先生がたの証言を映像化したものですが、その整理が学会では十分にできないということで、施設等の整っている本館でやってほしいという協力依頼がありまして、それに関して具体的に整理方法を検討いたしました。

もう1件は、学会の内部から文化人類学の社会的活用、つまり、我々は応用人類学等と呼んでいますが、文化人類学の成果をどうやって社会に還元していくのかといったことを議論したいという声がありました。それに対して答えるべく、研究戦略センターのほうでどういう形の協力ができるかを検討しまして、今年から本格的にその事業がスタートすることになっています。

それから、海外の研究機関との交流ですが、一昨年度フランスの人文科学研究所と交流協定ができて、昨年度はそこでの具体的な交流の在り方を検討しました。実際には今年度から本格的に研究員が先方へ人物交流の一環として出かけることになっています。本当は昨年度からスタートするはずで、さまざまな理由によって今年度スタートになってしまいましたが、今年度2名、研究員を派遣することになっています。それからもう1件、ペルーのサン・マルコス大学というところと研究協定を結びまして、お互いに研究協力をしあうということになりました。

「研究活動成果の情報収集と公開」に関しましては、現在、センターが中心になりまして、本館常勤職員だけではなく、客員教員、それから研究機関研究員といわれる非常勤の教員たちの個

人業績を集計しています。

また、共同研究、機関研究関係の活動状況もさまざまな資料、例えば共同研究でしたら、共同研究の成果報告書であるとか、機関研究の場合はまだ成果報告書の段階までには至っていませんが、行ったシンポジウム、ワークショップ、研究会等のチラシ、アブストラクト集、プロシーディングスなどを研究戦略センターが中心になって集めています。それから、先ほど先端研究部長のほうから報告がありましたが、『研究年報』を実際に中心になって編集しているのは戦略センターです。

また、研究成果の公開の一環として、学術講演会をセンターが主催して行っております。これはこちらにおります西尾助教授が担当しておりましたが、日本経済新聞社と毎日新聞社とそれぞれ共催して2回の学術講演会を開催いたしました。東京では「家族のデザイン」というタイトルで、10月28日に日経ホールで行いました。そのときはこちらにいます朝倉が基調講演を行っております。また、今年の3月3日に毎日新聞社のオーバルホールで「世界の伝統芸能・最前線」ということで、講演会を行っています。東京講演では、参加申し込み数579名に対して、参加総数342名、大阪の場合は申し込み数596に対して401名の参加がありました。特に大阪の場合はほぼ満席状態で、好評を博したようです。

最後に、一昨年に結ばれましたフランス・人間科学研究所との協定の他に、ペルーのサン・マルコス大学との協定が昨年結ばれました。

以上です。

(副館長) 研究面に関して中心的な役割をしている研究戦略センターの活動状況をセンター長のほうから説明させていただきました。何かございますでしょうか。

公開講演会につきましては、やはり伝統芸能への関心が高いのか、非常に参加者が多く、家族の問題でも非常に参加者が多かったのです。

【資料の共同利用について】

(副館長) それでは、続きまして共同利用について、これは私から説明させていただきます。昨年度は私が情報管理施設長を兼ねておりましたが、今年度から新しい情報管理施設長になっており、引き続き積極的に資料の利用を共同利用の1つの重要な柱として進めていくという方針であります。

標本資料については、「原板使用」「写真撮影」「熟覧」とありますが、熟覧というのはその資料を実際に観察し、論文の参考とするというような利用です。それ以外に出版などに使われる写真撮影、あるいはすでに撮影されている原板を使用するということに、さまざまな形での利用がなされていて、これが17年度51件、2枚目にある16年度が47件で、大体年間50件前後です。これが多いと見るか少ないと見るかですが、今後はもっといろいろなかたに利用していただくということが博物館の重要な使命だと思っています。

次は映像音響資料です。これは、大学の授業などでの利用がいちばん多いのですが、大学関係が24件273点とあります。我々がビデオテープ等で使っているオリジナルな映像資料もありますので、そういうものの利用の現状です。昨年に比べて今年度は増えていると言っているかと思えます。

それから、図書室の活用、ならびに図書の利用状況があります。これは情報サービス課長から要点を説明いたします。

(情報サービス課長) まず、利用者サービスといたしまして、共有化推進事業によりましてOPACサーバの入替作業を行いまして、レスポンス時間等の利用者検索環境の整備を実施いたしました。それから、文献図書資料のほうですが、現在、こちらの図書室では図書・雑誌合わせて

58万冊の蔵書を持っています。そのうち図書が50万冊ございしますが、民博では国立情報学研究所の総合目録データベースへの遡及入力が大学図書館と比べて非常に遅れています。そのため、平成17年度は国立情報学研究所の遡及入力事業に応募しまして、4件採択されました。中国語資料、朝鮮・韓国語資料、アラビア文字資料、それから自動登録実証実験で英語資料ということで、計1万745冊入力をいたしました。それ以外に、難読言語図書といたしまして、ビルマ語、チベット語等を約800冊、それから共有化推進事業によりまして、図書約2万冊を昨年度は遡及入力いたしました。また、同じく国立情報学研究所の論文情報ナビゲータに民博研究成果物のコンテンツを出すために、コンテンツ入力を実施いたしました。

図書室の活動の5番目の民族学研究アーカイブズですが、先ほど研究戦略センターのほうから報告がございましたが、図書委員会の下にアーカイブズ検討ワーキンググループが設置されて、馬淵東一氏ほか7名のアーカイブズについての実態調査を実施いたしました。また、館長リーダーシップ経費によりまして、土方久功アーカイブのリスト作成および日記のデジタル化作業、また篠田統アーカイブの写真アルバム・デジタル化作業を実施いたしました。

それから6番目の施設整備といたしまして、図書室のカウンター周り、参考図書室、書庫等の閲覧環境を整備いたしました。

7番目の他機関等との連携では、古典籍研究会と共同企画をいたしまして、「紙づくりの技」研修会を企画いたしました。これは、和紙を作られているかたにおいでいただいて、実際に皆さんで和紙をすいていただくという研修会です。また、友の会の会員のかたを対象に、「みんぱく図書室見学ツアー」も開催いたしています。

それから、8番目の広報、社会貢献ということで、中学生の職場体験学習の受け入れをいたしました。また、日本語・英語の寄贈資料の重複分を日本科学協会を通じまして中国の大学に寄贈していますが、平成17年度は3400冊ほど寄贈させていただきました。それから、民博の業績資料といたしまして、こういったチラシやレジュメ等を収集・整理いたしまして、現在データを作成しています。

また、統計資料を16年度、17年度で比較していただきますと、入室者数が1割ちょっと増加しています。貸出数も16年度から比べますと約1割増加しています。文献複写につきましては、16年度と17年度を比較いたしますと、約50%増加しています。

以上でございます。

(副館長) 図書に続きまして、学会が民博でどれぐらい開催されたかということで、昨年は日本中東学会、それから日本国際理解教育学会、日本モンゴル学会という3つの学会が民博において開催されています。

その次に、どれだけ大学が民博を授業で活用しているかですが、全部で61大学で、総計が2600人とかなりの数のかたがこの民博という場を大学の授業として利用しているということです。小中学校等の団体はかなり頻繁に来ています。それは要覧等にすでに記載されています。

それから「非常勤講師の一覧」というのは、民博の先生がたが他大学の教育にどれぐらい貢献しているかということで、参考のためにつけています。共同利用というのは広い観点で、資料の利用もあるし、あるいは展示場自体が共同利用の対象でもあります。それからもう1つは民博の教員、ある種の人材というものの自体を利用いただくということを共同利用として考えています。

何かご質問などはよろしいですか。

かなりさまざまなことを続けて説明しておりますが先に進めさせていただきます。続きまして、文資センターの活動状況について、センター長から説明いたします。

【情報化等について】

(文資センター長) それでは説明させていただきます。4月1日に就任したばかりですので、ご報告に関しましては担当者の助けを借りてさせていただくことになるかと思いますが、お許しください。

この文化資源運営会議と文資センターは広い意味での博物館活動の支援と運営に当たるという組織でございまして、その活動の運営支援の審議をしておりますのが文化資源運営会議、そして、運営支援のコーディネーションと申しますか、企画調整をしておりますのがこの文資センターということになります。

平成17年度におきましては、全体で79件の文化資源プロジェクトを実施いたしました。これは博物館活動に関しての5つの分野、すなわち、収集、そして収集してきたものを管理するという資料管理、それを整理して情報化するという情報化の分野、さらにそれを民博を中心にして運用していくという資源運用の分野、そしてその成果をさらに社会に開いていくという社会連携というものに分けて、ただしすべて一貫したものですから、当然相互に連携を持ちながら進めてきたというところです。

その下に、それぞれの分野における、どちらかというと規模の大きなプロジェクトを挙げています。先ほども申しましたように、79件ございますので、全部は挙げておりません。

まず収集分野につきましては、民博が継続的に収集しております。そこに挙げているような収集が17年度にはなされました。2番目の資料管理分野では、資料管理のシステム開発、それから燐蒸設備につきまして、すでに16年にかなりの部分が改修されていますが、17年度にはそれに引き続く部分の更新をしています。

3つめの情報化の分野ということで、館内の資料のデータベースの整備を進めていましたが、その1つのプロジェクトとして、「ネパール映像アーカイブの製作」というプロジェクトが実施されました。これについては、担当いたしました南助教授のほうからご報告をいたします。

(南助教授) 民族社会研究部の南と申します。ネパール写真データベースについて、画像を用いながら説明させていただきます。

これは1958年の西北ネパール学術探検隊(隊長:川喜田二郎氏)に参加した京都文教大学元教授の高山龍三先生と隊員が撮影した写真と、同じ隊がネパールで収集し、現在、国立民族学博物館に収蔵されている標本資料の写真から構成されます。

1958年というのは48年前ですが、この探検隊が撮影したネパール北西部の写真は、1959年にチベット動乱が起これ、その1年前の姿を記録している点で、世界的に極めて貴重な資料になっています。私たちはこのデータベースを教育、あるいは学術的な利用のために公開することで、歴史的な写真を現地の人に還元する、つまり亡くなった親族や、村のようすをもう一度見ていただけるということ、さらに現地情報の交換や更新、これは地元の人であったり、他の国の研究者であったりと、より一層フォーラムのようにして、このデータベースを基に情報を更新していきたいと思います。それから、ネパールの社会や自然環境の変化について、その画像の中から読み取ることができるデータを現在のものと比較する研究などに役立ちたいと願っています。

具体的に中を見ていただきます。まず、これは「地図から探す」という画面ですが、幾つかのブロックに分かれていまして、例えばこの文字の部分をクリックしますと、ネパールに到達するまでの日本のようすや香港、シンガポールのようすなども見ることができます。

とりあえずネパールのある地域の地図が出まして、探検隊が通った行程ごとに地名が標記されています。例えばTukcheという村を開きますと、そこで撮影された写真の一覧表と簡単な内容説明、撮影者名等が出ます。

ちょっと大きくしてみますが、このように拡大して見ることができます。この人物の帽子にち

もっと注目していただきたいのですが、所蔵資料というところをクリックしてもらくと、民博が所蔵する帽子の写真に移り、ここからさらに詳しい情報に到達し、見ることができるようにリンクされています。

そのほかに「テーマから探す」というところでは、幾つかのカテゴリーに分けていますが、例えば人物というところを開きますと、さまざまなポートレートが映し出され、これも幾つかについては、この場合はこの男性がつけているお守りが民博で収集されているものですから、これに関連した情報を開くことによって、お守り、あるいは首飾りなどを見ることができるようになっています。

このようなネパールの1950年代の古い画像をデジタル化してデータベースで公開することは、民博に限らず、例えばイギリスのケンブリッジ大学の社会人類学部では「Digital Himalaya」という名前で2000年から公開が始まっています。また、アメリカのバージニア大学の図書館には「The Tibetan and Himalayan Digital Library」というサイトができていまして、同様の初期のパイオニア人類学者による画像が見られます。今のところ、ケンブリッジ大学の「Digital Himalaya」とはこのデータベースとリンクを張ることで協定ができておりまして、これからアメリカのバージニア大学図書館とも相談したうえで、この3者が同じリンクを張り、50年代のさまざまな人類学者が写した写真を見ることができるようデータベースに構築していく予定です。

なお、この完全な英語版は今年度の予算で現在作成中です。以上です。

(文資センター長) どうもありがとうございました。

実は私は先月、アメリカのワシントンにあるSmithsonian InstitutionのNational Museum of Natural History（自然史博物館）を訪ねまして、向こうの開発しておりますさまざまなデータベース、それからウェブサイトを見ました。特に初期のアメリカ西部探検について、やはり地図とその当時の写真と収集品のデータを結びつけたデータベースが構築されていました。スミソニアン自然史博物館のウェブサイトで最もアクセスが多いのがそれだということでしたが、非常によくできたもので、感心して帰ってまいりましたら、かねてから南助教授が進めておりましたこのプログラムができておりまして、ごらんいただきましたように非常に完成度の高い、スミソニアンのもものと比べても勝るとも劣らないようなデータベースになっていると思います。世界的にみても第1級のデータベースと言えると思いますし、今後の民博のさまざまなデータベースの1つのモデルになるようなものだと思います。

このデータベースで何かご質問はございますか。よろしいですか。

では、次に進めさせていただきます。資源運用分野では、特に17年度は民博の常設展示も古いところだと開館以来そのままというところが残っていますので、そのリニューアルに向けての構想の策定を進めてまいりました。今年度の早い段階ではこれらの構想を取りまとめ、そして全体計画も今年度中には取りまとめられる見込みです。

それから、その次はビデオテークシステムの更新です。昨年度ビデオテークのシステムが更新時期を迎え、システムの更新をおこないました。システムそのものはできていますが、アスベスト問題でビデオテークのブースをアスベストの撤去工事が終わるまで一時的に閉鎖しています。でき上がりましたシステムは多機能端末室という一部の部屋ですでに公開していますが、この一連の動きについて、担当いたしました福岡助教授からご報告をいたします。

(福岡助教授) それでは、ビデオテークの更新についてご説明させていただきます。

まず、更新の検討における前提については、昨今の時代状況などを勘案しまして、可能な限りシステムの経費的にもスリム化するということを大前提として、今回のビデオテークシステムの更新に臨みました。言い換えますと、これまで民博では独自開発による巨大なシステムとし

てビデオテークを持ってきたわけですが、これからは既存のシステムを効率的に用いたシステムを構築するということで、方向転換の第一歩であると私たちは認識しています。

考え方のところですが、これは一言で申し上げますと、これまでとってきたブースで映像番組を視聴するスタイルは維持しつつ、さらに民博が持つ映像資料を一層活用できるようなシステムを考えていくという考え方です。

もう1つ重要な部分は、今回更新をしたわけですが、また何年かたったら更新を考えなければなりません。昨今、映像や情報提供システムというものは日進月歩であり、次期更新のときにはビデオテークの在り方を根本的に考え直さなければいけないのではないかというような認識があります。今回のシステムはそれに向けてさまざまな実験を行えるようなものということも念頭に置いて開発しています。

具体的にどういったシステムにしたかということについて、お話ししたいと思います。まず、システムの非常に大きな変化であったのが、1番目に挙げております「サーバーから各端末にコンテンツを送り出す方式から、コンテンツを各端末に蓄積する方式に移行」ということです。ですから、今回は端末1台を外に持ち出してビデオテークを視聴するということが可能になりました。例えば、民博は特別展示場が常設展示場から離れていますが、そちらにはLANの回線が限られているという事情から、ビデオテークを特別展示場で見るということは今までなかなかできませんでした。このシステムでは自由に持ち運びができますので、特別展示場でビデオテークを見る、あるいは場合によっては民博の外にシステムを持ち出してビデオテークを見るということが可能になりました。

それから2番目は物理的な部分で大きな変更ですが、ブース内のトラックボール、テンキー、利用カード、それからいすセンサー、これはいすに座ると電気がつくというようなシステムをとっていましたが、これらは全部廃止いたしました。身軽なシステムになりました。

それから3番目に、先ほど少し触れましたが、これからも漸進的に改良を加えていくための工夫を加えました。1つは番組選択メニューを簡単にカスタマイズできるようなシステムにいたしました。これまでは全部デザイナーがきちんとデザインした画面になっていました。結果として、画面としては非常にきれいなものになりますが、何か要素1つを付け加えるにもまたデザイナーの手を借りるので、経費がかかるというシステムでした。これを、内部で簡易にメニューを書き換えたりすることができるようなシステムにいたしました。それから、アンケートをとれるシステムを中に組み込みまして、利用者の声をくみ取るような工夫も今回加えています。

今回4月1日にリニューアルオープンいたしましたのは多機能端末室のみですが、ここに二種類のブースと端末を置きました。1つは長編番組をゆったり見られるような端末を5台ほど置きました。それからもう1つは、データベース検索ができる端末をやはり5台置きました。これはビデオテークの将来像を考えるための1つの実験ととらえていまして、1つは映像を長時間ゆっくり見るといった方向での実験、もう一方は、映像に関連してさまざまな情報を引き出すといったシステムのための実験と考えて、このような2つの端末を設けています。

それでは、ここから先は実際の画面をごらんいただきながら、ビデオテークが今回どのように更新されたかということについてお話ししたいと思います。

これがメニューを選択する画面です。地域で選ぶ、テーマで選ぶということで、この辺の大きな分け方はこれまでと変わっていません。ただ、できるだけ分かりやすく番組に到達できるように、ある地域を選びまして、その後さらにテーマで番組を絞り込むという形で、目指す番組を検索しやすいようにしています。

実際に見たい番組が決まりましたところで、番組を選択しますと、このような番組再生画面になります。最後まで番組を見ますと、最後にこのような簡単なアンケートをとれるような画面に

なっています。このアンケートについては、定義ファイルで書き換えることができます。ですから、目的に応じてアンケートの中身を変えることもできますし、アンケートをとらないという選択もできます。

また、今回の工夫の1つとして、右上に関連番組というボタンがありますが、今見た番組に関連するテーマ、あるいは関連する地域の番組を紹介するような機能を設けています。ですから、ビデオテークの番組サーフィンのようなことができるようになっています。

このようなシステムを通じて、私たちはできるだけたくさんの映像資料を多くのかたに見ていただくと同時に、何年後になるか分かりませんが、次回の更新時にはビデオテークを未来の姿にふさわしいようなものに生まれ変わらせていきたいと考えています。

以上です。どうもありがとうございました。

【博物館活動等について】

(文資センター長) ありがとうございました。これに関しまして、いかがでしょう。この場で担当者に直接のご質問がございましたら、よろしいですか。

では、先に進めさせていただきます。資源運用分野といたしましては、常設展示場の中でのビデオテークシステムの更新のほか、特別展示館で行っております特別展の実施、それから本館で行っております一時的な展示である企画展の実施をまいりました。

17年度に実施した特別展として「きのうよりわくわくしてきた。」、それから「インド サリーの世界」、そして現在は「みんなくキッズワールド—こどもとおとなをつなぐもの—」が特別展示場で5月30日まで開催されています。

それから企画展としましては、新着資料の展示として「ポリネシア文化の誕生と成熟」、それから「アメリカのストリートアート」、そして「中国雲南のフィールドワークから」、「みんなく水族館」、「学校がみんなくと出会ったら—博学連携の学びと子どもたちの作品」、そして「模型で世界旅行—いろんな国の〈私の風景〉—」。この「模型で世界旅行」といいますのは、民博がJICA（国際協力機構）と共同で行ってまいりました博物館学集中コース、およびその前身であります博物館学技術コースの一環として製作されました300分の1の景観模型（個別研修のプログラムとして、毎年10人ぐらいの研修生のうち、関心を持った何人かが作った自分たちの国、あるいは自分の生まれた村の風景の模型）を通じて地球の表情をもう一度考えてもらおうという企画で、先ほどネパールのデータベースのご説明をさせていただきました南が担当したものです。

それから、年末年始の展示のイベントとしての「いぬ」、そして現在は「さわる文字、さわる世界—触文化が創りだすユニバーサル・ミュージアム」を開催しています。これは、視覚障害者の廣瀬助手自身が企画をしました、文字どおり触ることに焦点を当てた企画展で博物館という装置は基本的に見ることを前提としておりまして、そのために「展示物に触らないでください」というラベルがそこらじゅうに貼り巡らされることが多いわけですが、この企画展はとにかく触ってもらうことによってどのような世界が体感できるのかということで、一種、博物館文化に対するアンチテーゼというような意味も持った展覧会です。同時に、ユニバーサル・ミュージアムというさまざまな人が利用できるミュージアムへの試みでもあります。

それから、社会連携分野であげておりますASEMUS（アジア・ヨーロッパ・ミュージアム・ネットワーク）との連携による国際共同巡回展示の準備というものは、私が担当している企画です。

ASEMUSと申しますのは、アジアとヨーロッパの博物館の交流を目的に2001年にASEF（アジア・ヨーロッパ財団）の文化プログラムの1つとして設立されました。そのパイロット・プロジェクトとして、アジアとヨーロッパのこのプログラムに参加した18か国が有する広義のポート

レート、すなわち人体表現を伴う絵画、彫刻、陶磁器、生活用具、写真、映像といったものを通じて、アジアとヨーロッパの互いの他者像と自己像を確認することで、アジアとヨーロッパ相互、さらにはアジア、ヨーロッパのそれぞれの内部の相互理解をさらに深めたいという企画です。

英語のタイトルは“SELF and OTHER Portraits from Asia and Europe”で確定しております。ただ、これをそのまま訳しますと、日本ではちょっと難しいものですから、日本語のタイトルの「アジアとヨーロッパの自己像と他者像」はまだ仮題のままに置かれています。

このプロジェクトには現在18か国の美術館・博物館が参加しておりまして、その内容は文字どおり、アジアとヨーロッパの共同で練り上げてきたものです。計画では、アジア、ヨーロッパの各4か国で2008～2010年にかけて巡回することとなっています。日本は結果的にその中でも中核的な役割を果たしています。

参加国と申しますのは、作品・資料を提供する国です。そのうち実際の開催国は、現在のところ、中国、日本、タイおよびマレーシア、それからヨーロッパにまいて、スウェーデン、ポルトガル、イギリス、そしてドイツが今、考慮中という形になっています。

18か国で参加している博物館は全部で20を超えるかと思いますが、アジア側のコーディネーターを私が務めまして、ヨーロッパ側のコーディネーターを大英博物館のブライアン・ダランズが担当しています。ASEFから準備資金として約2000万円供出されておりまして、その資金もアジア側が民博で、ヨーロッパ側が大英博物館で管理をするというシステムになっています。

内容構成としては、緩やかな歴史軸をとりながら、アジアとヨーロッパのお互いの自己像と他者像の変遷を探るということです。

それ以外では、JICAの委託事業として実施しております博物館学集中コースがあります。今年で13年目になりまして、当初10年間はJICAが主導的に進めており、民博がその一部を担っていました。2年前から完全にJICAから民博への委託事業として、民博が独自に運営することになったもので、毎年、世界各地から10名、原則1国1名ですので、10か国のキュレーターが参加して、約4か月間の研修を実施しております。保存、展示からミュージアムグッズの開発、さらには梱包のしかたまで、博物館活動のすべての分野をカバーしたもので、世界でもこのコースしか全体を覆うようなものはないということで、国際的にも非常に高く評価されておりまして、毎年4倍ぐらいの申請があります。今年で13年目で、これまで49か国、130人弱の研修生を迎えたことになりまして、毎年継続的に民博の国際的なネットワークが広がっていくという、非常に大きな、文字どおり文化資源のかなめになるようなプロジェクトとして育っています。以上です。

(副館長) 多様な活動を紹介させていただきました。ご質問等はございますか。

「さわる文字さわる世界」では、チラシ自体に点字を打って、視覚障害者のかたにも博物館に参加していただくような仕組みになっています。

ご質問がなければ、続きまして広報企画会議にいりますが、では、同議長の民族文化研究部長、お願いします。

【社会連携等について】

(広報企画会議議長) 広報企画会議のご報告をいたします。広報は研究広報と博物館広報の2つの面を担っているわけですが、研究広報は研究戦略センターでの先ほどご紹介がありました事業、それから博物館広報は文資センターでの事業がそれぞれ行われておりまして、それらをいかに広く皆様がたにお知らせするかということでございます。

1つは「報道関係者と民博との懇談会」ということで、年11回催しております。これを通して、各新聞、あるいはテレビ・ラジオ等でも民博での活動を広報していただいています。それから毎

日新聞の文化欄に「異文化を学ぶ」というタイトルで週1回連載をしていまして、これを教員各自が担当して書いています。さらに、この万博公園の中、あるいは近隣の駅に広報の看板がごございますが、そのリニューアルも行っています。これまでは「みんぱく」がどこにあるというような広報看板でしたが、現在何をしているのかということを示すことによって、関心を持っていただくようなものに変えています。そのほか、地域の関係としましては、関西地区の美術館・博物館などと共同しまして、「ミュージアムぐるっとパス 関西2005」に参画しています。

また、文科省で生涯学習フェスティバル「まなびピア鳥取2005」がありましたが、それに出展し、広報活動を行いました。現在、大学の共同利用機関としての民博ということで、大学の授業活用促進のためのアンケートも開始しています。このほか、「こども見学デー」、これも文科省の事業でしたが、7月、8月と計3回実施いたしました。

広報企画会議の下にホームページの年報専門部会、国際連携専門部会、民博通信専門部会、月刊みんぱく専門部会、広報事業専門部会という部会が置かれていまして、それぞれの活動について、それらの中から幾つか主だったものについて、ご説明をいたします。

広報事業のほうですが、みんぱくゼミナールを毎月1回、研究公演、さらにみんぱく映画会というものを年に何回かずつ開いています。

現在、どのぐらいの入館者数になっているのかというと非常に残念なことです。昨年度はその前の年に比ばましてやや減っているという状況が出ています。特別展・企画展も、特に春は団体が多いのですが、秋になりますと団体が少ないという数字があります。実際に来られたかたには非常に満足度の高い展示ですが、民博の展示の場合は手作りであり、展示ができて上がるのが直前になるものですから、広報があまり前もってできないという弱点を持っております。そういったところもありまして、多少そのような広報の在り方をこれから考えていかなければいけないと考えています。

次に観覧料についてですが、これもこれまでの現状から幾つか変更をしたものがございます。特に無料対象というところにおきましては、学会との関係を緊密にするということで、日本文化人類学会の会員証を提示していただくことで無料で入館していただけることになりました。それから割引対象としても、大学の授業等で入館する学生、それから高齢者（65歳以上）のかた、それからリピーターとして来られるかたを対象に割引をして、ぜひさらにおいでください、ということをお願いしています。

今年度特に充実させましたのは、民博のウェブサイトです。そのアクセス数が順調に増加しています。それとともに、英文のページをリニューアルしました。これで広く海外の英語圏のかたたちにも広報をするということでございます。そういったウェブサイトの中に「お問い合わせ」というところがあります。

さらにもう1つ、ウェブ上でございますが、「みんぱくe-news」を掲載しています。これには民博のそのときそのときのいろいろな催し物についてのことできるだけアップデートに書かれていますが、それに加えて、「World watching from～」という形で、各研究者が民博の研究の一環として海外調査に出ているわけですから、調査して戻ってきましたすぐ、できるだけここに書いてもらって、今世界がどのような動きをしているのかというようなことについても、皆様がたにお知らせするというような形で報告をさせていただいています。以上です。

（副館長） e-newsに関しましては、世界の動きというので、できるだけ生々しいものもここへ載せるようにしています。ぜひJICAのほうででも皆さんこれを取っていただければ、無料でございますので、よろしくお願いします。

何かご質問などは。どうぞ。

（A委員） 入館者の数とウェブサイトの閲覧者数というのは、多少トレードオフというような関

係もあるかなと。つまり、わざわざ来なくてもウェブで見ればそれで済むというようなことで、ウェブサイトが充実すればするほど必ずしも来なくなるということで関係があるかと思いますが、それはどのようにお感じになっていますか。

(広報企画会議議長) できるだけウェブサイトを通して関心を持っていただいて、足を運んでいただくようなものにするのが望ましいとは思っていますが、その辺も大いに検討させていただきたいと思います。

(副館長) 現実においてこういったウェブサイトのアクセス数やこのような資料自体を充実させてきたのは、ここ2～3年の法人化以降です。やはり我々はかなり自覚的にやらなければいけないということで充実させてまいりました。したがって、これに基づいてどういう方策を立てていくかということがまさにこれからの課題なので、ぜひこれは考えていきたいと思います。

では続きまして、総研大につきまして、簡単に専攻長から説明をお願いします。

【総研大及び地域研究について】

(総研大専攻長) では、民博の総研大への教育協力に関してご説明いたします。総研大は、日本初の大学院大学です。高エネ研、国立天文台など、大学共同利用機関を基盤とした大学院でありまして、民博は歴博や日文研と共に文化科学研究科に属しています。民博におきましては、比較文化学専攻と地域文化学専攻の2専攻がありまして、各専攻は毎年博士課程の後期のみ3名ずつ学生をとり、研究者の養成を行っています。これに関しましては、民博の教授、助教授約45名が教育に従事しています。

平成17年度は比較文化学専攻に3名、地域文化学専攻に3名の入学者がおりまして、平成17年度末時点での在籍者は全部で44名です。うち約10名が3月末の時点で海外調査に従事していました。

平成17年度に関しましては論文博士4、課程博士4の計8名を出しております。年によって博士論文がゼロということもありますが、過去15年間の実績で申しますと、課程博士を33名、論文博士を19名出しております。民博の卒業生の37名が現在大学の専任教員として活動しています。以上です。

(副館長) それでは続きまして、本年3月31日をもって、本館に附置されておりました地域研が廃止になり、そこにおりましたスタッフが京都大学の新しいセンターのほうに4月1日付で移籍したということになっております。これは機構全体の方針ともかかわることですので、機構の長野理事から現在の状況について簡単に説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(長野理事) 議事録を見ますと、先回、企画交流センターについての改変と概算要求関係についてはすでにご説明しております。結局どうなったかといいますと、文部科学省が「我が国における地域研究の推進」というタイトルで概算要求を出しまして、その地域研究という名前の下に3本の柱を立てて我が国の地域研究を振興するというアイデアで進みました。

1番目の柱は、私どものところに附置されていた地域研の9名の教員を京都大学に新設されました地域研究統合情報センターというところの中核的なメンバーとして移すと。そこへ京都大学も4名の定員を割いて、計14～15名で活動をする。その中身は、名前のとおり、地域研究に関する情報を統合的に整備し、サービスするということと、いわゆる相関型地域研究、あるいは地域間の比較研究というものをやるのが柱になっています。

2番目の柱は、我々が属しております人間文化研究機構の中に、地域研究推進センターを設置するというものです。これは先ほど申しました相関型地域研究というものとは趣を異にしておりまして、けっこうやっていると思われながら実際には研究の後れている地域の基礎的研究という

ことで、当面やろうとしていますのはイスラムと現代中国です。とりあえず18年度に関しましてはイスラムに関する研究拠点を早稲田大学との間で機構が共同設置します。早稲田大学は建物・土地等を提供し、機構のほうはそこで働く人たちの人件費を時限つきで提供するという構図になっています。もちろん早稲田大学だけではなく、上智大学、東京大学、それから財団法人東洋文庫にそれぞれの小さな拠点を設けるようですが、メインは早稲田大学です。

3番目の柱は、本省主導で行われるもので、一種のプロジェクト研究です。これは専ら現在の課題に対する答えを出すという政策立案的な色の濃いプロジェクトです。

(副館長) ありがとうございます。

最後に、昨年1年間で賞をいただきました本館の関係者の資料はぜひごらんになってください。また、一昨日、国立大学法人評価委員会のかたが来られて意見交換をしました。席上配付資料にその質問が書かれていますので、我々に対してどういう問題が指摘されているかを認識していただければと思います。以上でございます。

【自己評価書と外部評価について】

(委員長) それでは再開します。この後はご意見をいただきたいということですが、ちょっと私から1点だけ、今日の議題は自己評価書だと最初に伺ったのですが、先ほどから縷々ご説明をいただいて、さすが多彩なご活動だということを感じながら拝聴していましたが、自己評価書と必ずしも対応していませんね。全部ここに入っていない。

(副館長) 入っていないものもあります。

(委員長) 例えば出版などは入っていないのですが、必ずしも活動が自己評価に全部入らなくていいのかなという疑問をちょっと感じました。

(副館長) これ自体は、昨年度自己評価書というものを作ったときには機構に出すという前提でした。ですからそこら辺の部分で、若干字数や長さなど……。

(委員長) 制限があったのですか。

(副館長) 制限があったということです。今年からは独自でできますので、そういったご意見をいただいたうえで、改めてもう少しそういう部分を付け加えて、反映できるようにはしたいと思っています。

(委員長) それはどうおやりになるかですけれども、私はせっかくお作りになるならきちんと業績を反映したほうがいいのではないかなという感想を持ちました。

それでは、ご意見をどうぞ。

(B委員) この自己評価書は「案」になっていますね。これと外部評価委員会との関係はどういう形なのか。この「案」が取れる際に外部評価委員会の意見が取り込まれるのか、即ち外部評価委員会の意見というものが自己評価書の中に取り入れられるという位置付けになっているのか、あるいは自己評価書ということで、そのまま人間文化研究機構の方へ提出されるのか、その辺の位置付けが伺ってはいきりしませんでした。

(副館長) 本日は、基本的にこの自己評価書はあくまで案で、この根拠となるさまざまな活動をご説明させていただきました。これに基づいてご意見をいただいて、なおかつ、この場だけではなく、後ほどご意見をいただいて、そのご意見を取り入れたもの、および民博は研究者コミュニティの代表によって運営会議というものが作られていますので、その運営会議のメンバーの意見とも併せて、この自己評価書をより充実した形のものとして作ります。そして、もう一度その案を今度は郵送の形で委員の皆さんにお送りいたしますので、それに従って一応検討していただいたうえで、最終的に自己評価書を作るというプロセスをとりたいと思います。

本日は、この自己評価書に対する案がメインですが、位置づけとしては、外部評価の皆さんに

はこの自己評価書作成のためのご意見をいただくというようにお考えいただければいいかと思います。

(委員長) しかし、おっしゃった意味は、外部評価と自己評価は別々ではないかというご疑問があるはずなのです。

(B委員) むしろ外部評価は限られた時間の中で、限られた人数で行っているものですから、外部評価報告書を別途作成するのは難しいと思います。しかしながら、単なる部内の議事録だけの位置付けなのか、或いは、少しまとまったものになって何らかの形で部外にも出されるのかという点を明確にする必要があると思います。

(副館長) 平成16年度に対する去年の4月にやりましたもの、それから去年の10月にいただいたご意見、もう1つはこの17年度に関してのもの、これらをあわせて、別途、外部評価に関する委員会の報告書は作成するつもりではおります。

その自己評価書という言葉が非常に矛盾していますが、これは機構のほうの位置づけとして、各機関がそれぞれ外部評価の意見を取り入れて自己評価書を作りなさいということでしたね。

(研究戦略センター長) 平成16年度の実績報告書を作ったときには、一応そういう建前で、自己評価書を作るときに外部評価委員会の意見を取り入れたうえで作って提出することというようになっていました。

(副館長) ですから、この自己評価書というのは民博自身がやっているという意味ではなくて、民博という機関が民博のためにやっている外部の意見を取り入れた評価書だという意味です。それとは切り離して、報告書はきちんと準備いたします。

(委員長) ということは、自己評価に外部の意見が入っていますよという報告書と、それから外部評価だけをまとめた意見書とはほとんど同じものを転用して作るという理解でいいのですか。

(副館長) ただ、外部評価のための報告書の場合は、もっと詳しくどういう意見があったかということはいれようと……。

(C委員) 私の認識では、それぞれの機関が作成する自己評価書と、それに対する外部評価委員会の評価書とが別々に組み合わせられて1つのセットを成して、さらに外の評価に対して向けられるものだと思っていますが、そのような認識でよろしいのでしょうか。

(館長) それは多分私たちの説明が不十分だったのだと思います。先ほど副館長からも話しましたように、16年度から自己評価書というのが始まりまして、それは結局、機構本部にとどめ置かれて、本省にも行きませんでした。その自己評価書を作るときに、外部の評価委員会を作って、その意見と、それから先ほど触れました運営委員会の両方の意見を反映させて自己評価書を作れ、それを機構本部に提出せよということで、16年度にやりました。

17年度は、提出しなくてもいいと。それぞれの機関ではそれぞれやってください、しかし機構としてはそれはもう求めないということになりました。それで、17年度の2回目の自己評価書を作ろうとしているわけですが、それはこの外部評価委員のかたがたのご意見を伺って、どうするか。例えば今ここにあります案のような項目、あるいは項目をもう少し増やすかもしれませんが、それぞれについて外部評価委員からはこのような意見があったということをそれぞれの項目についてまとめていくとか、ご提案していただければ、私どもとしてはそのようにいたすつもりであります。

先ほど副館長が言ったのは、今回は3回目になりますが、これまでのご発言は全部テープの中に残っておりまして、2回分はすでにテープ起こしがされています。ただ、それを外に出すためには、文言を丁寧に見なければいけませんし、発言者がだれかということが確認できないところが何か所かありまして、まだ皆様のお手元にお渡ししていません。ですから、発言録のような形で報告書は別途作るつもりにしていますが、それ以外に外部評価委員による評価の報告書を果た

して作る必要があるかどうか、それはまたこちらでご議論をいただいて。

(B委員) 個人的には、限られた時間で、包括的な外部委員会報告書というものができるのかどうか、若干自信がないような気もしますので、扱いを委員長にお任せして、民博の館長と委員長で何かいい形をお考え頂くのが良いと思います。折角いろいろな意見が出るわけですから、それがどこかに出る、即ち若干のビジビリティが与えられるような何かいい形なり、方法なりをむしろお考え頂くというのはどうかなと思います。

(C委員) ちょっと気になっているのですが、私は大学評価のことにも関係してまして、こちらの中期計画はご承知のように6年間でワンサイクルということになります。この中期計画の評価をどのように進めるかということは今検討中ですが、大体4年間の実績で評価の作業が始まるということはほぼ確定的です。そのためには、個々の研究者の業績などを基礎的に積み上げていくというようなことは恐らくしないはずで、自己評価書とそれに対する外部評価によって委員会での評価が行われるということになるだろうと思っています。そうしますと、こういう年度ごとの積み重ねが非常に大切になるはずなので、機構として自己評価書の提出を求めておられないにしても、館としてはやはり着実にそういうものをきちんとした形で作成しておかれることが絶対に必要だと思います。

(館長) はい。私もそのように思っております。ですから、機構本部としては求めないけれども、民博としてはきちんと毎年毎年、外部評価委員のかたの意見を取り入れた自己評価書と呼ぶものか何か、そういうものは作っていかうと思っています。

(C委員) 先ほどから議論になっている自己評価と外部評価の組み合わせ方についても、やはり検討のうできちんとした資料を作成されることが望ましいのではないかと思います。

(委員長) A委員はこの件で何かございますか。

(A委員) 私はC委員のおっしゃっているように、自己評価と若干の外部評価を合わせてワンセットということで、その合わせ方をどうするかはいろいろあると思いますが、入れ込みですよということになると、やはり少し見えないかなと。ですから、どの程度にどうすればいいかということとはなかなか難しいとは思いますが、発言録のような形で残すのも1つの方法でしょう。つまり、報告書ではなく発言録のようなものですね。何かそこは工夫をさせていただいて、後からリファードできるような格好にさせていただければよろしいのではないかと思います。

(館長) 先ほどB委員のほうから、外部評価委員の発言がはっきり形で残る、ビジビリティのようなことを残すために、例えば自己評価書の中に外部評価、および運営委員会の意見を取り入れたものを書いて、それから外部評価委員会のそれぞれの会での主要な発言点のサマリーをつけたものをさらにその後にくっつけて、さらに詳しい発言そのものをまとめたものをくっつけて、例えばそれで1つの冊子にし、標題としてそれを民博の自己評価書とするということも可能かと思っています。

(D委員) もともと評価とはアカウンタビリティをどう果たすかというもので、そのためには説得力のあるアカウンタビリティが求められていると思います。そういう意味で、もちろん自己評価は基本になるのですが、自己評価だけだと「それはあんたがたが勝手にそう思っているだけだろう。外部はどう思っているのだ」と必ず言われます。ですから、やはり外部評価は外部評価としてまとめて、外部からもこういう評価をもらっているということが説得力の1つになると思います。ですから、自己評価の中に外部の意見をお取り入れになるのは当然ですが、今、お三方の委員から出たように、やはり外部評価としてもこういう評価があるのだよということが、民博の評価にとって必ずプラスになると思います。それにはどういう努力をするか、それこそB委員がおっしゃったように、技術的にはけっこう難しいかもしれないし、外部委員といっても能力も限られて少人数ですから、こんな膨大なものをいちいち評価できませんが、やはり外部からトータ

ルとして見たときの評価はきちんとした形で年度年度残されたほうがいいのかなとも思います。

(館長) 検討いたします。先ほどB委員からご発言もありましたが、委員長とその点につきましてはご相談させてください。それで外部評価委員の評価がきちんとするような形で工夫させていただきます。

(委員長) それでは、それ以外としては。

【予算等について】

(B委員) ちょっと基本的な問題に触れることで、前にも民博の研究機関、あるいは研究推進機関としての位置付けというところで、同じような発言をしたのですが、まずテーマの選定ありきなのか、それとも今民博におられる研究者がテーマ選定のベースになるのかという点が重要な点だと思います。私はやはりテーマが主で、それが中期計画であり、中期目標の中に反映されて、その上で研究者を考えるという位置付けを志向する必要があると思います。

いろいろな組織上の問題が出てくるとは思うのですが、それぞれの部門における、企画、計画づくりという面で、きちんと舵取りをされ、どういうテーマを選ぶかという際に、今、民博におられる先生方を活用するという考慮はある程度必要ですが、先生がいるからこれをやるのだという発想はできるだけ少なく、やはりこれが必要なのだからこういう先生に頼むというアプローチが、やはり民博の研究推進機関としての将来を考えると必要だと思います。

これは基本的な問題ですから、議論があると思いますが、そのためにはやはり研究者の任期制、何年間の任期で研究を委嘱する、民博の研究者とか、民博の教授はそういう人であるという方向を志向することが大事なことでないだろうかということです。人間文化研究機構でも任期の問題が話題になり、それに対しては消極的な意見が多かったと伺っていますが、まず人があってテーマがあるのではなく、テーマがあって人があるということが大事であり、それぞれの時代に沿った、あるいはカレントなテーマを率先して民博が研究するという視点が必要だと思います。一朝一夕にできるとは思いませんが、研究機関としての今後を考える場合に大切な点ではないでしょうか。

外部との共同研究というものが、公募が9件、客員研究者を加えると16件というお話がありましたが、これは大いに奨励すべきことであると思います。例えば機関研究で4つの分野が選ばれていますが、それぞれの分野毎に中期的なチームでどういうものを採り上げていくか。中期目標、中期計画が人間文化研究機構で準備され、その中に民博も入っている訳ですから、研究テーマについてもう少し具体性を持った中期計画、その中での年度計画というものがあってもいいのではないかという感じがいたします。総論は易しいけれども各論は難しいということと思いますが、一つ感じたことを申し上げました。

それから、具体的な予算の話になりますが、機構本部に提出した予算と民博の中での配分予算が並べて書いてあって、かなり違った数字になっているところがあります。機構本部に提出されたものは割合研究費が多く、実際に館の中の配分では行政費がだいぶ増えているというような、パッと見たときにそういう印象がありました。

よく考えてみたら館内の費用がたくさんかったということかもしれませんが、特に一番下の、例えば物件業務費や人件費、要するに一般管理費が館内配分額の合計と機構本部へ提出された額とが倍以上の差額があり、ちょっと疑問に思いました。

(財務課長) 機構本部提出の予算計画は、法人化に伴い企業会計が導入され、企業会計ベースの予算計画です。したがって、企業で言う費用ですが、例えば光熱水料で研究に使った分は最終的に研究の費用として入ります。館内の配分額というのは現時点ですので、光熱水料などは光熱水

料1本で支払っているために、最終的に決算のときに光熱水料を研究で使った分や共同利用に使った分へ戻すわけです。戻す予定の予算を予算計画と呼んでいますので、現時点では実質的なところへ戻っていないので、その差が表されているのです。

(B委員) そうですか。なにか大蔵省のようですね (笑)。本部が受け取っているものとちょっと違うなという印象があったので、質問した次第です。

(委員長) ではC委員、どうぞ。

(C委員) では、予算のことにに関して質問いたします。これは単年度の予算の問題ではないのですが、今後の中期計画の期間の間の予算配分について想定しますと、恐らく運営費交付金は右下がりになっていくだろうと思います。それに対して、館の事業運営のための支出予算は、少なくとも同額か、あるいは増えるということになれば、館の事業の発展は見込めないと思います。そこで、総体としての収入予算を増やすどのような戦略があるのかということをお伺いしたいのです。

収入を増やす方法としては、この表の右側のほうの雑収入と産学連携の合わせて約3%の部分を大きくしていくよりほかに適当な方法はどうも考えられないように思いますが、雑収入の中には恐らく入館料収入というようなものも入っているのでしょう。それから博物館グッズの売り上げというようなものも入っているのだと思いますが、ここを増やすための戦略は何か長期的あるいは中期的にお持ちなのかということをお伺いしたいと思います。

(財務課長) 入館料は金額で年間約3500万ぐらいです。

(館長) 入館料を上げるわけにもいかないし、またお客さんを増やすというのは非常に大変で、すぐには効果が出ませんので、その点はあまり望みが持てないと思っています。ですから、要するに民博にいる研究者が外部資金を持ってくる、科研費その他、財団等の科研費を民博に持ち込んできて研究をするというのがいちばん大きいだろうと思います。そのように我々も努力をしていますし、これだけの数の研究者がいる機関としては、ほかの大学に比べて科研に通る率は高いほうだろうと思っています。

ただ、1つ問題は、ここは大学共同利用機関で、ほかの一般の大学よりも研究費が潤沢に与えられていることは事実です。そうすると、その辺のかねあいといいますか、民博の資金でも十分に研究活動ができるのに、我々はそれに加えてさらに外部からお金を持っていって、そうすると機関研究というものができますよということをやっていますが、それもあまり言ってしまうといけなような、その辺のかねあいが非常に難しいです。

(副館長) 運営費交付金の中でも特別教育研究経費というのは年度ごとに要求して、これ自体は必ずしも減る問題ではありません。

これは概算要求をすることによって増えていく部分なのです。民博の場合は、実はこれが非常に少なくなっています。これは、逆に言うと、民博の場合、安定的にある期間は経営できるようにはなっているわけです。というのは、総合地球環境学研究所というのがいちばん新しいものですが、ここの部分は逆に90%ぐらいで、毎年毎年概算要求をして、去年から今年にかけてかなり減らされました。ですからすごくアップダウンがあるわけです。ですから、B委員がおっしゃるように、地球研は任期制でプロジェクト型の研究をやっています。

1つは将来的に見た場合、この予算構造自体、このグリーンの部分をどれだけ増やすか。それは同時にB委員がおっしゃったような任期制というかプロジェクト型の研究スタイルというものに構造転換していくこととかわってくるわけです。ただ、今の段階で構造転換するには予算構造自体、これが非常に少ないですから、これを例えば30%にするということは、リスクが高いものですから、今の段階ではなかなかその先の手が打てないというのが現状です。

【博物館・情報化について】

(C委員) 民博の場合は歴博と同じように博物館機能を持っておられるので、そこがいかにか少ないとは言いながら、やはり自己収入の道が開けているというところは大きいに有利な点だとお考えいただいてもいいのではないかと思います。ですから、そのところをもっと活用されて、収入の増加を見込まれるのも1つの戦略として考えられてもいいのではないかと私は思います。

例えば、先ほどからアーカイブの構築を進めておられることを伺いましたが、デジタルアーカイブの利用によって商業ベースの収入を得ることができるというようなことも、実際に博物館がやっていますが、ありうる話ではないかと思しますので、戦略としてはもう少し多角的にお考えいただけたらどうかというような感じがしました。

(委員長) それではA委員。

(A委員) ちょっと細かいのですが、今日お話を伺って、いろいろな取り組みをされているということで、ご努力はよく分かりました。ただ、その1つが今お話にありましたように、電子化をいろいろ進めていると。図書館についてもそうでしょうし、いろいろな資料についても進めているということですが、全体の所蔵量、あるいは図書館の本との関係、それから今ご説明いただいた予算との関係で見ると、極端な話をすると、全部のアーカイブを電子化するとか、図書を2万冊ほどやられたようですが、全部切り替えていくというようなことになると、費用との関係でどのようになるのかなと。おのずと限界があるのかなということも考えながら、しかしやはり電子化していくということは進めるべき方向だと思います。そうすると、限られた予算の中でどのようにしていちばん必要なところから電子化するかというような戦略といいますか、それが必要ではないかなと。今、モデル的に、トライアル的にネパールのお話を伺いましたが、ではなぜネパールなのかということも含めて、ほかにも多分まだデジタル化されていないものもたくさんあるので、そのところは予算との関係でやはり何か考えていく必要があるのではないのでしょうか。つまり、電子化がいちばん重要だとすれば、電子化のほうに集中的に資金を使っていくというようなことも含めて考えていくことが要るのではないかなという感じがいたしました。

それから、もう1つはそれに関連して、図書館の機能とアーカイブの機能というのがどのような関係になっているのか分かりませんが、図書館はそれなりに伝統的な仕組みを持っていると思いますので、アーカイブなどを含めた電子化全体を図書館の中に入れていくのか、図書館の外の形で整備をするのか、その辺も重要なポイントかなと思っています。私のところも小さな図書館がありますが、いろいろな研修用のコンテンツが電子化された形で作成されて、それが必ずしも図書館とうまくつながっていなかったりして、今、整備し直している部分があります。同じようなことが少し大規模に起きていないだろうかということを感じました。

それから、もう1点はテーマについてです。B委員からいろいろご意見がありましたが、私どもでも従来の問題解決型といいますか、途上国からいろいろこういうことをやってほしいという要請を受けて仕事をするというような形で、大体プロジェクトのレベルで仕事をしてきたわけです。そういうことを、長年日本だけではなく、その他の国も皆やりながら、プロジェクトで果たして、全体的な援助の効果が上がっているかというようなことで、もう少し大きな戦略を立てて、いろいろな国がそれに向けて協力をしていこうと。例えば、国連のほうでミレニアムゴールというようなことで、2015年を目標年次に置いて、それに向けて、貧困者の数はそれぞれの国によって違うので、それぞれの国で半分ぐらいにするような努力をしようとか、それに関連して、初等教育の受講率をどのぐらいにもっていくなど、そういう目標を立ててやっていこうというようなことで、プロジェクトよりもう1つ上の、戦略的なプログラムを立てて、それに組み入るというようなことに今少しずつ取り組み始めているところです。やはりどうしてもプロジェクトレベルでの活動にフォーカスが当たるのですが、先ほどの機関研究のテーマなどを見ますと、必

ずしもプロジェクトレベルではなく、もう少し上のプログラムレベルにフォーカスされているようなテーマもあるようですので、その辺でテーマの整理が少しできるのではないかなというような感じを少し持ちました。

(研究戦略センター長) 図書に関しては、本当はサービス課長がいちばん詳しいのですが、うちは電子化が後れているほうです。といいますのは、うちは早くからコンピューターシステムでもって図書を整理し始めたもので、独自のシステムを作ってしまったのです。それで後から国立情報学研究所を中心とした大学間の図書システムができてきて、そちらのほう主流になってしまいました。うちは独自のシステムにしがみついたので乗り遅れてしまったのです。そのためにOPACという各機関の検索システムだけでしかヒットしなくて、例えば情報学研究所が主催しているNACSIS—CATという日本中の大学の図書館の情報を検索するようなシステムでうちの図書を検索しても、あるはずのものが出てこないという現状です。

それを解消すべく、法人化されてから徐々に情報学研究所が募集する遡及入力事業に応募しては、特に利用率が高く、うちの特色でもある英語、フランス語、ドイツ語以外の難読言語を、まず、あとは中国語、韓国語ですか、そういうものを中心に遡及入力をやっていただき、それを地道に続けているといった現状です。今、大体全体の3割ぐらいまで何とか追いついてきて、あと7割をどうやってやるか。人件費やその他いろいろ考えますと、何千万あっても足りないという状況です。例えば1年間図書を全く買わないということをして、労力的にもう無理なのです。ですから、これは優先順位を考えて、恐らく周りで必要とされるものから戦略的に順位を考えて、10年計画ぐらいでやらないと、とてもじゃないけれど無理だろうと考えています。

これは毎年何百万、あるいは千万ぐらいかかるかもしれませんし、あるいは国立情報学研究所が募集する遡及入力事業などに積極的に応募をして、地道にやっていくということになるかと思っています。

アーカイブに関しては、標本資料関係に関しては文資センターが中心ですが、いわゆる文書関係のアーカイブ、馬淵東一や土方久功などの古い研究者のノートや古写真といったものがけっこううちに入ってきています。そういったものの整理方針も、今まで30年間、事実上ほったらかしといいますか、封印されていたものを今少しずつ開けて整理して、どういう形で提供すれば見やすいかということを少しずつ検討しているところです。土方久功のフィールドノートは百数十冊ありますが、それはすべてデジタルカメラに収めて電子化して、ある一定の条件をクリアすれば公開できるレベルまで来ています。

こういった形で公開するときに、ではほかの図書資料等とどういう関係でやるのかというのは、我々としてもそこまで十分検討していませんが、いずれすでにできている種々のアーカイブス、先ほど南助教授が見せていましたネパールの写真集といったものと並ぶ、民族学研究アーカイブ資料ということで整理しまして、公開をしたいと思います。

ただ、アーカイブには、土方久功のようにフィールドノートだけならばいいのですが、写真ですとか、録音ですとか、映像、いわゆる動画ですとか、また標本資料が含まれていることがあります。ですから、そういう多岐にわたる資料をどうやって整理していくかということは1つまだ問題になっています。

(A委員) 技術の変化が非常に早いというか、早いけれどもそれに対応しないとやはりネットワークから外れてしまうようなところがあって、非常に難しいと思いますが、難しいだけに逆に積極的な対応をしていないと、気がついてみるとビハインドになっているということになってはいけないと感じます。

(館長) 恐らく民博はJICAの情報公開等に比べると非常に後れていると私は思います。要するにこれは巨大な民博という組織を作って、「ここにとにかくたくさん情報があるから来てくださ

い」「ここで研究会をやり、ここで資料を見てください」という姿勢が非常に長い間続いたのだと思うのです。ですから、デジタル化された情報の公開にしても、現在でも非常にプリミティブな段階にあるということだろうと思います。民博が持っているさまざまな資源がどの程度電子化され、公開されているかということを考えますと、これは非常に微々たるもので、ようやくこの2～3年そういう動きになったということだろう、ちょっとお恥ずかしい現状だろうと私は思っています。

(D委員) それは巨大装置を持っているがゆえの悩みなのかもしれませんが、しかし守りに入るのではなくて、おっしゃるように、やはり攻めの姿勢で、過去の蓄積はともかくとして、これからたまっていくものについては最新の対応をされたほうがいいのではないかと思います。

(館長) 民博の展示用の標本資料は25～26万点あると思いますが、それが現在、20万点前後でしょうか、資料として完全なものではありませんが、デジタル化され公開されています。それも公開によってようやくこぎつけたのは、不完全でもいいからとにかく出そうということで決断したのはわずか2年ぐらい前だと思います。それまではやっていませんでした。ですから、一定の計画に沿って、もちろんお金もかかりますが、どしどしやるべきだと思っています。

【館長の挨拶その他】

(D委員) 私もたくさんあるのですが、それはまたメールなりいたしますけれども、1つだけ、国立大学法人評価委員会と人間文化機構のかたが来られて意見交換したペーパーがここにありますが、意見というよりは、みんな質問ですね。クエスチョンマークがついています。そこで、私はこれにどうお答えになったのか、Qに対するAを聞きたいのです(笑)。それが大事なのですよ。

(副館長) これは実はほんの2日前のことで、意見の部分まで取りまとめることはできませんでしたので、中途はんばなものをお出ししています。

(D委員) それはいいのですが、どこかの時点で、近い時点でこれに対するお答えをぜひぜひ我々は伺いたいと思います。

(副館長) 分かりました。これはでき次第、すぐに先生がたにお出しします。

(D委員) そうですか。それではぜひそれをお知らせいただければありがたいと思います。

それでは、何かそのほかの報告事項がございましたら。

(副館長) では、簡単にアスベストと公園の通行問題について、情報管理施設長と民族社会研究部長(施設整備委員長)から一言ずつお願いします。

(情報管理施設長) ちょうど2回目のこの会議でも私どもからご報告いたしましたように、去年の秋から何か所かでアスベストが見つかって、応急対策を施しました。幸い補正予算のめどが立ちまして、この5月から、閉館せずに安全を確認しながら早急に排除していき、9月中旬ぐらいまでに問題点はほぼ完了することになっています。1か所は残っていますが、これは我々館内者も直接当たらない場所ですから、それで残った予算とか次からの計画を立てるということで、今、頑張っています。以上です。

(施設整備委員長) 公園のことは格別申し上げることはありません。入館者も先生がたのような館のお客さんも職員も今のところはうまくいっていますので、また問題がありましたらご相談させていただきます。

(委員長) では、館長から最後に。

(館長) 本日は長時間にわたりましていろいろとご議論をいただきました。ただ、私たちの報告をする部分が時間的には非常に長く、せっかくおいでいただきましたのに、思っておられることをごくわずかしかがご発言にならなかったのではないかと思いますので、次回あたりから会の進め

方をもっと工夫させていただきます。

完全な資料でなくても、基本的な民博の最近の活動を示すようなものはある程度事前にお送りしてお目通しいただき、とにかくオープンにして今の状態を知っていただくということで、お読みいただいてからここでご議論をしていただく。せっかく我々にとって大事な意見を述べてくださるのに、今のような形ですとまことに申し訳ないと思っております。

先ほど来からご意見があります、この外部評価委員を民博の評価の中でどのように位置づけ、外部評価委員会の評価そのものをどのような形ではっきり残していくかということについてはさっそく検討させていただきます。そのことにつきましては堀井委員長にもご相談をさせていただきます。

本日は長い間、本当にありがとうございました。

(委員長) どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

参 考 資 料

MINPAKU

国立民族学博物館
自己点検報告書

平成16年度 自己評価書

人間文化研究機構
国立民族学博物館

1. 全体評価について

本館は、大学共同利用機関として、文化人類学・民族学の研究・調査を行うとともに、それらに基づく共同研究などの共同利用事業により、対象分野の研究の発展に寄与することを目指している。さらに人間文化研究機構の中期目標において、個々の研究者の主体的な研究活動を促進し、機構内外の研究者による共同研究を推進することで、当該分野の高度な研究成果の創出に努めるとともに、それを広く国の内外に公開発信することを掲げている。平成16年度は、そうした目標を実現するために、制度上の改変・整備を行うとともに、共同研究や各個研究などの従来からの研究に加え、あらたに「機関研究」や「文化資源プロジェクト」などの多様な形態の研究・調査を進めている。

まず、研究者コミュニティの意見をより効果的に館の運営や事業に反映していくために、運営会議のもとに人事委員会、共同利用委員会、研究倫理委員会を置き、いずれも運営会議の館外委員を含んで、それぞれの委員会が目的とする重要事項の審議に当たるようにした。また、館内の研究部組織を改変し、文化人類学・民族学の今日的課題に応え、その学問基盤の発展に資するための機関研究を推進する「先端人類科学研究部」を設けるとともに、対象分野の研究動向や研究者の需要を把握し、機関研究の推進などに生かしていくために「研究戦略センター」を設置した。他方で、文化人類学・民族学に関連する諸資料を共同利用に資し、さらに展示などの事業を通して研究成果等を社会に還元するために「文化資源研究センター」を設けた。そして、これらの組織上の改変とともに、館長リーダーシップ経費を、機関研究や、研究の基盤となる国内外での調査、研究成果公開プログラムに重点的に振り向け、いずれも館の審議・審査を経て配分するシステムを作った。

以上のような施策を通して、機関研究や共同研究の遂行、その成果を公開するためのシンポジウムの開催、ならびにデータベースの公開等の文化資源プロジェクトなどに一定程度の進展が見られた。このような多様な研究活動、研究事業は館外の研究者による共同利用に供されており、実際、共同研究のみならず、機関研究、文化資源プロジェクトいずれにも館外の研究者が参加していることから、大学共同利用機関としての本館の目標の実現に向け一歩進んだものと自己評価している。なお、特別共同利用研究員の受入れ枠の拡大や総合研究大学院大学文化科学研究科への協力を通して、大学院教育への寄与も確実にを行っていること、さらに同研究科と近畿地方の4つの大学の大学院との間の単位互換制度を整備するなど、他大学との交流を強化していることを付言しておく。

2. 研究事業について

1) 機関研究

国立民族学博物館では、現代世界が直面する諸課題に、文化人類学・民族学の立場からアプローチするため、館を挙げて取り組む機関研究として、調査、研究会、国際シンポジウム、国際フォーラムなどを組み合わせた、大型で公開性の高いプロジェクトを実行して

いる。この機関研究は、また、大学その他の研究機関に所属する研究者をプロジェクトに集めて共同で研究事業を行なうことによって、大学共同利用機関、さらには我が国における文化人類学・民族学の研究センターとしての機能を高める役割も果たしている。

機関研究の領域と課題は、平成16年度に発足した研究戦略センターが、我が国内外の文化人類学・民族学とその周辺諸領域の研究動向を調査し、その成果に基づいて作成した研究戦略に則って設定されている。さらに、他の大学・研究機関や研究者コミュニティの代表が加わっている運営会議の意見を取り入れることになっており、大学共同利用機関として他大学や研究機関、関係研究者の意見が十分に反映されている。

平成16年度から始まった機関研究には、「社会・文化の多元性」、「人類学的歴史認識」、「文化人類学の社会的活用」、「新しい人類科学の創造」の4つの領域が設けられている。各領域には1つから5つの研究プロジェクトが含まれ、最長6年計画で成果を上げることが求められている。初めの2つの領域は従来の共時的、通時的アプローチの発展形として、特に現代世界の諸課題に取り組むべきプロジェクトを含み、第3の領域は、より積極的に学問的知識を実践の場に生かそうとするプロジェクトである。これには、環境、開発などの問題を扱う研究プロジェクトや、特に最近注目されている巨大災害の復興プログラムに対応するための研究プロジェクトが含まれており、文化人類学・民族学の立場からこのような問題に対して積極的に発言しようとする姿勢を表している。また、第4の領域では、文化人類学・民族学を含めて、広く人文・社会科学の可能性について学際的に検討するプロジェクトを行っている。

以上のような機関研究の開始に伴い、今年度は国際フォーラムや国際シンポジウムを積極的に実施した。例えば、研究者コミュニティの代表である日本文化人類学会の後援と他大学の連携の下に、国際シンポジウム「現代世界における人類学的知識の社会的活用」を行ない、日本学術振興会のプロジェクトとして、国際シンポジウム「多元的社会における先住民運動—カナダのイヌイトと日本のアイヌ」を開催した。さらに、それらの国際シンポジウムの一部を一般の聴衆に開放することで、最先端の研究を社会にアピールすることに努めた。

2) 共同研究

共同研究は人文・社会科学系の大学共同利用機関の基本的な研究事業である。毎年30本以上の共同研究が組織され、3年を期限として研究をとりまとめ、出版をはじめとするさまざまな方法によって、成果を公開することが定められている。とくに、近年の関心の多様化と、共同利用機関としての役割をより鮮明にするため、共同研究の公募枠を拡大し、大学の共同利用と学会等の研究者コミュニティのニーズに対して一層迅速に対応できるような態勢を整えた。これにより、文化人類学とその関連分野の研究の活性化とレベルの向上に、従来にまして大きく貢献できるものと評価できる。

① 研究の期間

従前4月開始であったが、平成16年度から10月開始とした。このことにより、研究計画を入念に練ることが可能となり、審査も厳正に行えるようになっている。これに伴い、基本的な研究期間は2.5年とし、成果取りまとめのため特に必要と認められる場合、1年の延長を認めている。

② 募集

研究の募集は1月頃全国の大学・研究機関などに対して書面送付により行い、同時にホームページにも掲載している。

③ 公募

②に述べた募集は館内・館外を同列に扱っている。公募には、各研究機関で定める研究課題に関して研究分担者を公募する方法と、研究課題そのものを公募する方法があるが、当館では後者の方法のみを採用している。研究者コミュニティによる利用という観点からこの方法が最も効果的と考える。平成16年度は8件の応募があり、5件を採用した。今後、さらに公募の周知徹底を図り、より質の高い共同研究の応募を増やすことが課題である。

④ 採択にかかる審査

運営会議のもとに館外の委員2名を含む共同利用委員会を置き、ここで採択の可否を審議する。共同研究代表者によるプレゼンテーションとそれへの質疑の後、採否を決定する。採用となった場合でも、修正や改善を求め、それに従って研究計画を再提出させ、委員会の審議内容を踏まえて、予算の配分を行う。

⑤ 事後審査

研究が終了した研究課題につき、共同利用委員会が審査を行う。まず、公開で研究報告会を実施し、成果とりまとめとその見通し、具体的な成果発表方法について確認のうえ、共同利用委員会を開いて点検と評価を行う。

3) 資料調査研究

①関係大学・研究機関との連携

資料調査研究は、資料の収集・整理・提供と有機的に関連した文化資源プロジェクトとして実施している。平成16年度には、標本資料「大村しげコレクション」の調査研究を、館外の研究者との連携の下で実施している。その他の文化資源プロジェクトについても関係機関との連携を進めることが今後の課題である。

なお、平成16年度に本館の収蔵資料となった「夷酋列像図」については、館外研究者を含むシンポジウムの開催などによって、その調査研究に着手した。

②データベース化・共同利用体制の整備

標本資料「大村しげコレクション」、「韓国生活財資料」、「カナダ先住民関係写真資料」などの各種データベースの整備を計画通り推進している。また、「ネパール映像アーカイブ」、「梅棹忠夫写真コレクション」、「オーストラリア・アボリジニ関係研究資料アーカイブ」

などの写真コレクションについては、デジタル・アーカイブズ化を計画通り推進している。これらのデータベースやデジタル・アーカイブズの整備により、大学その他の研究機関が、より多くの本館所蔵の標本資料や映像資料を利用できるようになった。

4) 研究交流・協力の促進

①国内の関係機関との協力関係

本館と最も密接な関係をもつ研究者コミュニティである「日本文化人類学会」との協力関係が確認され、同学会が本館の研究広報に協力することになった。また、現在同学会との共同研究事業を検討中である。

②海外の関係機関との協力体制の構築

本館とフランス人間科学研究所 (Maison des Sciences de l' Homme) との間で研究協力についての合意書が調印され、日仏の間での研究者交流が始まった。

ソウルで開催された ICOM(国際博物館会議)の総会で本館館長が基調講演を行い、複数の館員が分科会等に参加することによって、海外の博物館との交流を進めるとともに、ASEMUS (アジア欧州ミュージアム・ネットワーク) への参画を通して、各国博物館との国際共同巡回展の企画立案に加わって国際協力体制の構築に着手した。

③国際交流・協力の事業

独立行政法人国際協力機構からの委託事業として「博物館学集中コース」を企画・運営し、世界の開発途上国 10 カ国から外国人受託研修員の受け入れを行った。同コースは、博物館の運営に必要な実践的技術を磨き、途上国の文化の振興に積極的に貢献できる人材の育成を目的としており、計画どおり実施されて、所期の成果を収めることができた。

3. 社会との連携

1) 博物館等展示

法人化以前には 4 つの各種委員会で個別に展示等の事業実施を決定していたが、そのようなシステムを改め、「文化資源運営会議」を設置し、事業を迅速かつ統合的に推進する体制を整えた。また、新設の「文化資源研究センター」の教員が専門的な立場で展示に関する助言・支援を行うことによって、研究成果等の公開・普及を効率的に実施するための支援体制も整えた。その結果、3 件の特別展と 4 件の企画展を開催することができ、展示を通じた研究成果等の社会還元を促進することができた。さらに、「みんなくミュージアム・パートナーズ」を発足させ、ボランティア活動の充実化を図ったり、学校教育向けの教材ツール「みんなく」の実用化事業を開始したりするなど、社会連携も推し進めた。

なお、入館者の動向調査を実施し、基礎データの収集も行ったが、今後は、博物館に対する国民の理解が得られるように、それを展示等の事業に反映させていくことが課題である。

2) 情報公開、研究成果等普及

研究機関と博物館という2つの性格を相即的、有機的に結びつけなければならないという本館の独自性を一般来館者によく認識してもらうように、情報の公開、研究成果等の普及に努めた。例えば、映像人類学の研究にもとづく、長編の研究用映像資料をビデオテープ番組に改編し、展示場で公開するとともに、標本資料目録データベースや「中西コレクション（文字資料）」データベースをホームページで公開し、本館の学術資料の社会への発信に努めた。また、東京と大阪で一般聴衆に向けた「学術講演会」と「学術フォーラム」を実施し、機関研究プロジェクトの最新の研究成果を社会に示した。

3) 広報関係

「広報企画会議」と「広報企画室」を設置し、単に、広く一般の消費者に民博を知らしめるだけでなく、民博への評価・共感を積極的に高めさせるような戦略的な広報活動を推進するように努めた。

その一環として、報道関係者との月例懇談会の開催によってマスメディアを活用した広報展開を行うとともに、ホームページによる広報に力を入れ、使用者の利便性を考慮したリニューアル及び月1回のメールマガジンの発信等を実施している。また、従前は外注していた広報誌「月刊みんぱく」を館内発行とし、他の宣伝媒体とともに弾力的、効果的な広報の体制を整えた。さらに、関西地区の美術館・博物館の宣伝・広報と新規需要の掘り起こしを目的とした「ミュージアムぐるっとパス関西2005」の実行委員会に参画し、関係業界とのネットワーク化を図り、地域振興にも貢献している。

なお、第3者機関の下で、研究者、一般利用者の本館に対する意識調査を実施した。今後は、これらの調査結果を踏まえた広報戦略の策定と民博のブランド構築が課題となっている。

4. 評価体制

人間文化研究機構が作成した、各機関に対する「自己点検評価実施組織について」に基づき、平成16年度に、「自己点検・評価委員会」と「外部評価委員会」を発足させた。本館の自己点検・評価は、機構の評価委員会で決定された評価の観点・基準に則り、部長会議の承認を経て、それらの観点、基準を元に研究戦略センターを中心として「自己点検・評価報告書」と「自己評価書」の原案を作成し、それに対する外部評価委員会と運営会議の意見を取り入れて、自己点検・評価委員会が自己点検・評価報告書と自己評価書を取りまとめるという態勢を整えた。

5. 業務運営

全般

① 館長等のトップマネジメント

館長が、業務運営の進捗状況及び館の目的遂行に伴う諸課題を的確に把握し、中期目標・中期計画を達成できるように、部長会議を館内の意思決定機関として位置づけ、業務運営、研究教育に関する重要事項を審議・決定するシステムを構築した。部長会議の下に設置する各種委員会についても法人化前には43あった委員会を28に再編し、館長のトップマネジメントを速やかに実現できるように業務の合理化を一層推進した。また、管理部においても、各部署単位の業務改善、業務目標の設定を行い、館としての課題を抽出し、自主的に業務の改善や効率化に取り組んできた。

② 財務の改善

平成16年度における財務改善は、「ハードの改善による節約」を目指してきた。このため、空調機のインバータ化、省エネ照明設備への更新、人感センサースイッチの増設等を行ってきた。これらが、実質的に効果を現すのは、平成17年度以降であるが、電気料金に関しては、平成15年度から若干減少した。しかし、ガス料金上下水道料金に関しては、微増したので平成17年度以降の課題としたい。一般管理費については、光熱水量の節減に努めるほか、その他の経費についても調達方法（仕様）、刊行物の発行数量等の見直しを行った。特に郵便から、メール便への転換等により平成16年度は平成15年度に比較して大幅に節約ができた。

今後は、展示や標本整理関係の請負契約において、より安価な契約を締結できるよう、業務の効率化を進めたいと考えている。

③ 施設整備

施設の整備として、平成16年度は特に燻蒸設備の改修と外灯設備の更新を実施した。燻蒸設備の改修は、老朽化の改善とともに使用するガスが環境に与える影響を改善することであり、本館の大きな目標でもあった。その基幹部分について改修を開始することができ、平成17年8月には稼働できる予定である。これにより、収集した標本類を害虫等の被害から防ぐだけでなく害虫を外に出さないという燻蒸本来の目的が達成できる。

また、本館建物の外周に設置している外灯設備の更新には、最新の省エネタイプの機器を採用した。これにより深夜の安全が確保されるとともに省エネルギーや経費節減にも寄与するものとする。

6. 地域研究企画交流センター

平成16年度の地域研究企画交流センター（以下、地域研と略す）は、「年度計画」にそって活動を実施した。4月18日に地域研運営委員会に設置された評価専門部会¹で評価を実施し、その評価内容を含めて、下記のように概ねその目標を達成したと自己評価する。またこれらの過程で明らかになった改善すべき点については、平成17年度の課題として取り組む予定である。

¹ 評価専門部会の構成は、地域研外専門部会員5（内地域研運営委員会委員3、外部専門委員2）および専門部会事務局を務める地域研教員1。

1. 地域研究コンソーシアムの構築と「あり方」の見直し

国内の主要な地域研究機関などとともに構築を目指していた「地域研究コンソーシアム」は、平成 16 年 4 月に発足した。従来にはなかった幅広い地域研究に関する全国的な地域研究のネットワークが誕生し、地域研の企画交流活動の基盤が大きく前進した。

地域研究コンソーシアムは、開かれた協議体であるとともに、複数の地域研究機関が拠点組織として活動の推進力を担う共同のシステムである。地域研は、その拠点機能を担うために運営委員会規程を改訂し、地域研の活動にコンソーシアムを位置づけるとともに、地域研運営委員会の機能強化によってコンソーシアム活動を含めた大学等に関開かれた共同利用機関型の運営の制度的な基盤の整備を進めることができた。それによって、地域研は発足後の地域研究コンソーシアムの活動と運営を支えることができたと考えている。

しかし、平成 16 年度の進展によっても、中期計画に記載された地域研の「あり方の見直し」は未だに過渡的である。外部評価においても、地域研がコンソーシアムの事務局的機能にとどまるのではなく、特色ある研究センターとしてアカデミック・コミュニティに貢献できるようにさらに組織のあり方と位置づけを見直すことが、地域研究コンソーシアムの推進のためにも必要であると指摘されている。

2. 研究活動と大学等に関開かれた研究システムの具体的展開

地域研では、研究活動を通じて大学等に関開かれた研究システムの具体的展開を実現することを目的として、機関間の連携による共同研究（連携研究）、研究者個人の参加による共同研究、二つの特別合同研究の国際シンポジウム、国際共同研究（ペルー・プロジェクト）、「京セラ文庫英国議会資料」関連の研究活動、資料収集と公開、および出版活動を行っている。

平成 16 年度の進捗状況は以下のとおりである。

①連携・共同研究（13 件）では、一部の研究会に遅滞が見られたが、概ね順調に進捗している。遅滞の見られた原因は、主要研究機関との組織的連携を重視した研究会において、コンソーシアム活動との重複や課題の検討不足がみられたことによる。しかし、この 1 例を除いて、研究会活動は概ね活発であり、研究の内在的な進展をもとに地域の相関性や課題設定による学際的研究の実質化を目指してきた研究会の改善が徐々に軌道に乗りつつあると考えている。また連携・共同研究は、地域研運営委員会においてその課題を検討し、それぞれ全国的な研究者の参加によって実現されており、研究の先進性およびその組織形態の両面で、大学等に関開かれた共同利用型の運営となっていると考えている。

②2 つの特別合同研究の国際シンポジウムは、いずれも共催機関を得て実施し、地域研究と他の分野の対話や、複数地域に共通する課題の検討など、新しい地域研究のあり方を開かれたシステムで検討する場になったと自己評価している。平成 15 年度まで継続してきた国際地域研究集会は実施することができなかったが、小規模な国際ワークショップを 7 件

実施し、幅広い研究課題の国際交流に機動的に応えることができた。外部評価では、こうした機動的で柔軟な活動がむしろ望ましいという評価があった。

③国際共同研究（ペルー・プロジェクト）は、国際ワークショップ開催や成果刊行物など順調に推移し、平成 17 年度以降はペルーを中心とするアンデス諸国の比較研究を本格化させ、広く国際比較を行うことを視野に入れた次の段階に入る予定である。

④「京セラ文庫英国議会資料」関連の研究活動では、研究会活動に加えて、CD-R 版の地域別資料集成作成事業が順調に進捗し、これまで英国議会資料が十分に資料として活用されてこなかった地域を中心に、資料へのアクセスを容易にするシリーズとなりつつある。

⑤資料収集では重点化してきた地域（中央アジア、中東など）および課題（植民地関連資料、社会活動関連資料）などの集積が進み、特色あるコレクションが形成されてきた。ただし、整理と公開に関しては若干の遅れがあり、集積された資料の検索を可能にするなど、今後の取り組みが必要である。

⑥出版活動では、開かれた地域研究の発信誌として改革を進めてきた『地域研究』の刊行が軌道にのり、年度内に 2 冊を刊行した。この『地域研究』の改革など、社会的な発信を重視した点は、外部評価でも評価する意見が述べられている。

上記のように、平成 16 年度は地域研にとって、新しい段階を拓く年度となった。地域研究コンソーシアム発足によって広がった企画交流活動の可能性と考慮しつつ、引き続き、「あり方」の見直しと、重点的な取り組みによる研究センターとしての充実、及びそれを前提とする大学等に開かれた共同利用型の研究システムの展開に取り組むたいと考えている。

平成 1 7 年度 自己点検報告書

人間文化研究機構
国立民族学博物館

目 次

1. 全体評価	3
2. 研究事業	
1) 機関研究	4
2) 共同研究	5
3) 研究の成果公開	6
4) 内外の関係する研究機関との協力・連携	7
①国内の関係機関との協力関係	
②海外の関係機関との協力体制の構築	
3. 資料等の共同利用	
1) 資料調査研究	7
2) 資料の保存	8
3) データベース化・共同利用体制の整備	8
4. 教育・人材養成	9
5. 社会との連携	
1) 博物館展示等	9
2) 広報関係	10
3) 国際協力・交流の事業	10
6. 評価体制	11
7. 業務運営	
1) 館長のトップマネジメント	11
2) 財務の改善	12
3) 施設整備	12
8. 地域研究企画交流センター	
1) 研究の進展	13
2) 地域研究コンソーシアム	13
3) 組織の「あり方の見直し」と再編	14

1. 全体評価

大学共同利用機関として本館が果たすべき使命は、文化人類学・民族学の研究・調査を行うとともに、それらに基づく共同研究などの共同利用事業により、対象分野の研究の発展に寄与することである。人間文化研究機構の中期目標においても、個々の研究者の主体的な研究活動を促進し、機構内外の研究者による共同研究を推進することで、当該分野の高度な研究成果の創出に努めるとともに、それを広く国の内外に公開発信することが本館の目標として掲げられている。

こうした使命・目標を実現するために平成16年度の法人化に伴い実施した館内の制度上の改変・整備に基づき、17年度は、共同研究、機関研究、文化資源プロジェクトなど、多様な形態の研究・調査を進めた。共同研究は引き続き公募による採択を行い、客員を含めれば、半数近くの共同研究が館外の研究代表者により担われるようになった。また、機関研究の一部はさらなる発展を図るために、機構による連携研究にも参画している。ただし、予想されたことではあるが、上記のさまざまなレベルの研究を学術的に有意義に、かつ効率的に連携し調整する必要が生じており、今後の課題である。

運営会議のもとに置かれた人事委員会、共同利用委員会、研究倫理委員会の3委員会には、それぞれ外部委員が配置されている。人事委員会および共同利用委員会は運営会議とともに、大学及び研究者コミュニティの要請と意見を館運営に迅速に反映させるという点では適切に機能していると評価している。なお、研究倫理委員会は、審議すべき具体的な案件がなかったために、本年度は開催されなかった。

研究部・センターの体制に合わせて館内諸委員会の機能を明確化し、また機構本部諸委員会での審議過程に積極的に参与しうるような人員配置を行い、あわせて館や機構の意志決定の経過が館員全体に周知されるような態勢を整えた。

本館の人的資源及び研究資源を外部に開き、新規の研究や事業を実行に移すために具体的な準備を進めた。日本文化人類学会及びフランスの人間科学研究所との協力関係は2年目を迎えて具体案が作られ、前者とは平成18年度から3種の共同事業を実施することが合意され、後者についても同じく次年度、2名の本館教員を先方に派遣することが合意された。また、本年度は新たにペルーでの考古学共同調査および学術交流のために、同国国立サン・マルコス大学との協定を締結した。

平成6年に開始された独立行政法人国際協力機構からの委託事業である「博物館学集中コース」では、本年度も途上国10ヵ国からの研修員を受け入れた。この事業は欧米でも例をみないユニークな体系的・集中的な博物館学研修として国際的にも高く評価されている。この事業の実績をもとに、本館が中心となってアフリカ諸国の博物館とのネットワーク形成を支援している。

本館所蔵の各種資料とそれに関連する研究成果の公開については、図書資料及びデータベースの整備・公開は順調に進行しており、ビデオテープのシステムの更新やホームペー

ジの英語版のリニューアルを行うなど、情報提供・発信をさらに充実させた。また、観覧料の割引制度を新たに導入し、来館者サービスの拡充に努力している。

上記のような施策を通して、国内外の研究者による共同利用、機関研究や共同研究の遂行、その成果を公開するための研究集会の開催、博物館展示を中心とした社会との連携など、大学共同利用機関としての本館の目標の実現に向けてさらに一歩前進したものと自己評価している。

平成6年以来、本館に設置されてきた地域研究企画交流センターについては、本年に機構に設けられた地域研究推進懇談会の検討結果を受けて、その使命は京都大学に新設されることになった地域研究統合情報センターにより継承されることになり、本館においては本年度末をもって廃止した。現員9名は全員、京都大学地域研究統合情報センター員として採用されることになった。

なお、総合研究大学院大学文化科学研究科への協力や特別共同利用研究員の受入れなどを通して、大学院教育への寄与も確実に行っていることを付言しておく。

2. 研究事業

1) 機関研究

本館では、現代世界が直面する諸課題に、文化人類学・民族学の立場からアプローチするため、館を挙げて取り組む機関研究として、調査、研究会、国際研究集会などを組み合わせた、大型で公開性の高いプロジェクトを実行している。この機関研究は、また、大学その他の研究機関に所属する研究者をプロジェクトに集めて研究事業を行なうことによって、大学共同利用機関、さらには我が国における文化人類学・民族学の研究センターとしての機能を高める役割も果たしている。

機関研究の領域と課題は、平成16年度に発足した「研究戦略センター」が、我が国内外の文化人類学・民族学とその周辺諸領域の研究動向を調査し、その成果に基づいて作成した研究戦略に則って設定されている。さらに、他の大学・研究機関や研究者コミュニティの代表が加わっている運営会議の意見を取り入れることになっており、大学共同利用機関として他大学や研究機関、関係研究者の意見が十分に反映されるようになっている。

全体を通じて、フィールド・サイエンスとして生活の現場に立脚しながら、科学的な知の体系の再編をめざしてきた文化人類学・民族学の最良の部分をより発展させることが目的となる。そのさいに、諸外国の規準にあわせるような国際化ではなく、西欧的な知をも相対化する日本の文化人類学・民族学独自の視点にたって研究が展開しているという意味で、他分野あるいは欧米における研究に対する比較優位性をもっていると考ええる。

平成16年度から始まった機関研究では、「社会・文化の多元性」、「人類学的歴史認識」、「文化人類学の社会的活用」、「新しい人類科学の創造」の4つの領域を設け、17年度は計10の研究プロジェクトを実施しているが、これらのプロジェクトは、最長6年計画で成果を上げることが求められている。初めの2つの領域は従来の共時的、通時的アプロ

チの発展形として、特に現代世界の諸課題に取り組むべきプロジェクトを含み、第3の領域は、より積極的に学問的知識を実践の場に生かそうとするものである。これには、開発、国際協力などの問題を扱うプロジェクトや、特に最近注目されている巨大災害の復興プログラムに対応するための研究プロジェクトが含まれており、文化人類学・民族学の立場からこのような問題に対して積極的な提言を行うことを視野に入れている。また、第4の領域では、文化人類学・民族学を含めて、広く人文・社会科学の可能性について学際的に検討するプロジェクトを行っている。

以上のような機関研究の進行に伴い、今年度は国際性及び公開性の高いシンポジウムや国際フォーラムを積極的に実施した。例えば、研究領域「社会と文化の多元性」においてはシンポジウム「市民の社会を創る－社会提言の試み－」シンポジウム「共生の現場から2005～フィールドワークで探るユニヴァーサル社会の未来～」研究フォーラム「多文化共生社会の形成をめざす実践と研究のために－10年の節目から『多文化共生学』を考える」などを着実に実施した。研究領域「人類学的歴史認識」においては、機構の連携研究との連携という新たな展開のもとシンポジウム「ユーラシアと日本 交流と表象の現状と課題 複雑にからまったユーラシアと日本の相互関係史を解きほぐす」を開催した。研究領域「文化人類学の社会的活用」においては研究フォーラム「ジェノサイド後の社会の再編成：平和のためのコミュニティー・ミュージアム」「インド洋地震津波災害被災地の現状と復興への課題」や国際ワークショップ「カナダ国際開発庁と世界銀行における人類学者・社会学者の役割：社会評価と参加型開発、社会の安全配慮」の開催など積極的な研究が推進された。研究領域「新しい人類科学の創造」においては国際シンポジウム「東南アジア大陸部の書承文化」など一部において進展がみられた。

次年度には機関研究は3年目に入り、予算や人的資源の集中的配分などによる一層の研究の高度化に向けての検討が必要と思われるが、本年度はまず研究領域「新しい人類科学の創造」の充実のために、プロジェクトの再編を行った。また、それぞれのプロジェクトの研究成果のとりまとめについては、すでにホームページなどに研究経過などが発表されているが、今後は紙媒体などによる成果公開が順次行なわれる予定である。

2) 共同研究

共同研究は大学共同利用機関の基本的な研究事業である。とくに人文・社会科学においては、一つのテーマの下で研究者が高度な議論を行い、異分野間で交流し、互いの認識を深めることによって、新しい研究成果を生みだしていく。大学を中心とする研究者の叡智を結集し人類にとって重要な研究課題について徹底的に議論を深める共同研究は、文科系大学共同利用機関の最大の使命であり、大型の実験装置を共同で運用することを主目的とする自然科学系の大学共同利用機関とは性格を異にしている。

本館では、毎年30本以上の共同研究が組織され、およそ3年を期限として研究をとりまとめ、公開の報告会における成果報告を経て、出版をはじめ、シンポジウム、学会分科

会、電子媒体での発表など、さまざまな形で成果を公開している。とくに、近年の関心の多様化と、共同利用機関としての役割をより鮮明にするため、共同研究の公募を積極的に進め、大学の共同利用と学会等の研究者コミュニティのニーズに対して一層的確に対応できるような態勢を整えた。これにより、文化人類学とその関連分野の研究の活性化とレベルの向上に、従来にまして大きく貢献できるものと思われる。

平成16年度より研究開始年度は10月スタート、原則として最長2年半の研究期間としたが、成果公開準備のために1年の延長を可能とした。研究課題は広く公募し、書類審査及び公開審査を行い、館外委員2名を含む共同利用委員会の審議を経て採否を決定している。17年度は6件の公募による応募があり、3件を採用した。今後、さらに公募の周知徹底を図り、より質の高い共同研究の応募を増やすことが課題である。

また、研究会の一部は一般に公開しており、館外での開催も認めている。東北大学東北アジア研究センターで同センターと共催で行われた「ポスト社会主義における民族学的知識の位相と効用」、お茶の水女子大学COEプロジェクトとの共催の「生殖のストラテジー—日本、韓国、沖縄の比較を通して—」（於：オリンピック記念青少年総合センター）など、大学の研究プロジェクトとの連動や学生を含む広い層への公開など、共同研究の新しい展開を進めている。）

3) 研究の成果公開

本館では、館長リーダーシップ支援経費において研究成果をより効果的に公開し、国内外の研究者コミュニティや社会への還元を円滑にはかるため、平成14年度に「研究フォーラム促進プログラム」を設けた。15年度よりこれを拡充し、より広く「研究成果公開プログラム」の中に位置づけて実施しており、HPなどで学会等に広く周知するとともに、終了後、報告書を提出することを条件としている。「研究成果公開プログラム」には①学術講演会、②館のシンポジウム、③研究フォーラム、④国際研究集会への派遣、の4つのカテゴリーがあり、このうち②、③、④を館内募集している。学術講演会（①）は、機関研究や共同研究による研究成果を広く一般に公開するため、特に現代的な課題を設定して行うが、本年度は、10月に東京で「家族のデザイナー—韓国・中国・日本、それぞれの選択」（日本経済新聞社と共催）を、3月に大阪で「世界の伝統芸能・最前線—映像は文化遺産を伝えられるか」（毎日新聞社と共催）を開催し、それぞれ3～400人の聴衆の参加があり、本館の研究への関心の高さが示されたものと考ええる。

②③については、機関研究の成果を中心に、ほぼ前年と変わらず行われているが、④についてはほぼ倍増しており、より国際的に研究成果の発信が行われているものと評価できる。

出版物については、「国立民族学博物館調査報告」、「Senri Ethnological Studies」、及び「外部出版」（本館で審査の上、館外で出版）がいずれも昨年度を大きく上回る刊行となり、研究成果の公開を積極的に進めることとなった。また、外部出版としてイギリスの出

版社から「The Arabian Nights and Orientalism」を刊行することが実現し、チベット語など特殊言語を含む多言語による出版が活発に行われていることが大きな特色である。

4) 内外の関係する研究機関との協力・連携

①国内の関係機関との協力関係

本館と最も密接な関係をもつ研究者コミュニティである「日本文化人類学会」との協力関係は2年目を迎え、具体的な共同事業の企画が立てられた。1つは日本における文化人類学の研究データベースの作成、2つ目は文化人類学の社会的活用に関する作業部会の立ち上げ、3つ目は学会が作成した映像アーカイブの整理である。平成17年度にはこの3つの事業を共同で実施することが合意されたことで終わったが、次年度から具体的な作業が開始される。

また、学会員が会員証の提示で本館の展示を無料で閲覧することが可能となった。さらに、日本文化人類学会員に限らず、大学、大学院の授業、演習等で展示場を利用する際には、人数の如何にかかわらず団体料金が適用されることとして、大学等による本館の展示の共同利用を促進するよう努めた。

②海外の関係機関との協力体制の構築

本館とフランス人間科学研究所 (Maison des Sciences de l' Homme) との間で研究協力が2年目を迎え、協定による研究者交流の一環として、平成18年度に本館から2名の教員をフランスに派遣することが合意された。

ペルーの国立サン・マルコス大学と学術協力に関する協定を締結し、現地における発掘調査等を共同で行うこととなった。

本館あるいは本館教員と国外の研究機関との協定についての情報を確実に収集するために、協定締結を計画する教員に「海外の研究機関との協定に関する説明」の提出を義務づけ、館として組織的に取り組む仕組みを整えた。

3. 資料等の共同利用

1) 資料調査研究

資料調査研究は、収集・映像取材、整理・データベース化、展示・資料利用を有機的に関係させた「文化資源プロジェクト」として実施している。平成17年度には、標本資料収集「韓国珍島の民俗資料収集」、映像取材「奄美のアラセツ行事」などのプロジェクトを館外の研究者との連携の下で実施している。その他の文化資源プロジェクトについても館外の研究者、関係諸機関との連携を拡大し外部に開かれたものとしていくことが今後の課題である。

また、音響資料について館内外の研究者の参加の下に調査研究を進めるとともに「初期

録音資料群の言語学・民族音楽学研究上の価値」のフォーラムを開催した。

2) 資料の保存

標本資料の保存・管理システムとしては、①生物棲息調査結果の解析、②薬剤を用いない各種殺虫法の民族学資料への適用、③標本資料の保管方法の確立等に関して、調査研究を継続した。

また、その成果の一部として、燻蒸室改修、大型テントによる二酸化炭素処理法による殺虫処理等を逐次実用化し、温湿度データの収集と統計処理を自動化するためのソフトウェアを開発した。

3) データベース化・共同利用体制の整備

所蔵する各種資料や研究成果を共同利用に供するため、資料等のデータベース化をすすめる、ホームページによる一般公開や各種の情報提供装置による館内公開を積極的にすすめている。標本資料では、平成16年度に公開した「標本資料目録データベース」の充実を図るとともに、新たに「アクセサリー・身装文化デジタルアーカイブ」を公開した。また、映像・音響資料では、所蔵する資料の目録データベースの公開準備をすすめる、さらに、所蔵資料を有機的かつ高次的に連携させる試みとして、標本資料目録データベースとネパールの写真資料を関連させた「ネパール写真データベース」の公開準備を完了した。また、図書委員会の下に設置したアーカイブズ検討ワーキンググループでは、民族学研究アーカイブズ資料のうち「土方久功アーカイブ」及び「篠田統アーカイブ」のデジタル化をほぼ完了した。これにより、本館所蔵民族学研究アーカイブズの公開に向けての準備がさらに進んだ。

これら所蔵資料等の情報提供を効率的かつ円滑に行うため、「新標本資料管理システム」や「写真画像検索システム」を併せて開発し、よりいっそうの共同利用体制の整備、改善に努めている。

文献図書資料については、遅れていた国立情報学研究所NACSIS-CAT（総合目録データベース）への遡及入力を平成16年度より計画的に推進している。例えば、国立情報学研究所平成17年度遡及入力事業に応募の結果、同研究所予算により、中国語図書2,802冊、韓国・朝鮮語図書2,000冊、アラビア文字資料2,782冊、自動登録実証実験3,161冊、計10,745冊の入力が採択され実施した。これは約1,300万円の外部資金導入に相当し、平成16年度の倍の成果をあげている。

また、人間文化研究資源の共有化推進事業により、約16,500冊の図書を遡及入力、同時に本館定期刊行物6タイトルのコンテンツ遡及入力も行った。

さらに、本館独自にビルマ語、チベット語等難読言語図書約800冊、英語図書3,500冊の遡及入力を実施した。通常の日録作業約18,300冊を合わせると計約5万冊の日録入力を行い、本館所蔵資料の共同利用を促進する措置を積極的に図っている。しか

し、図書情報の遡及入力全蔵書の3割程度しか進んでおらず、今後も地道に継続していく必要がある。

このほか、図書室の共同利用については、法人化後、一般者の利用手続きを簡素化してきたが、さらに利用促進を図るために、他機関との連携による研修会の開催や、一般市民等を対象とした図書室見学ツアーなどを積極的に実施した。

4. 教育・人材育成

本館に設置されている総合研究大学院大学文化科学研究科地域文化学専攻・比較文化学専攻では、平成17年度より京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科、大阪大学大学院人間科学研究科、神戸大学大学院総合人間科学研究科及び京都文教大学大学院文化人類学研究科の4大学院との間に学生交流協定を締結し、単位互換を開始した。これは、他大学との交流を通じた教育の質的な向上と活性化をめざす試みである。

本年度には課程博士4名、論文博士4名の学位取得者を輩出した。平成元年度に2専攻（定員各3名）が設置されてから現在までの学位取得者は、課程博士33名、論文博士19名となった。過去17年間の学位取得者総数は、文科系の大学院としては比類のない実績であり、新しいタイプの大学院教育のモデルケースであるといえよう。

また本館は、大学共同利用機関として全国の国公立大学の博士後期課程に在籍する学生を、所属する大学院研究科から委託を受けて特別共同利用研究員として受入れ一定の期間、特定の研究課題に関して研究指導を行っており、例年10名程度の学生を受入れている。このように外に開かれた大学院教育を実施し、日本の学界の将来を担う人材の育成を進めている。

5. 社会との連携

1) 博物館展示等

研究成果を公開し、社会に還元し社会との連携を図るための展示事業は、法人化後に設置した「文化資源運営会議」ならびに「文化資源研究センター」が推進する「文化資源プロジェクト」の一分野として充実を図り、平成17年度は特別展3件と企画展7件を開催した。また、本館で開催した特別展を日本各地に巡回する「巡回展」を2件、大学との共催で相手方の大学で開催する「共催展」を2件開催し、研究成果の社会還元の範囲をさらに広げ、大学共同利用機関としての本館の役割を新たな形で示した。

なお、昨年度の企画展「みんぱく動物園」の展示空間の構成等が評価され、「ディスプレイ産業賞2005」（主催：社団法人日本ディスプレイ業団体連合会、後援：経済産業省・日本経済新聞社）の「ディスプレイ産業奨励賞」を受賞した。

常設展示に関連する事業としては、常設展示のリニューアルの基本構想を策定するため

のワーキング・グループを設置して検討を進めているほか、一般来館者への情報提供をさらに充実させるため、ビデオテークシステムの更新を行い、これまで提供してきた映像番組等のほかに、本館が作成したデータベースを展示場で公開するなど、展示場における情報提供の新たな手法を開発していくためのプロジェクトに着手した。今後は、展示場とホームページからの情報提供の連携を更に深め、研究成果等の普及に努めたい。

さらに、学校教育向けの教材ツール「みんぱく」の充実とその新たな展開を図るためのプロジェクトを推進し、本館の活動を支援するボランティアの活動に京都文教大学との連携を試みるなど大学共同利用機関としての活動の進展を図っている。

2) 広報関係

「広報企画会議」と「広報企画室」では、単に展示場を観覧する者に対し博物館としての民博を知らしめるだけでなく、民博への評価・共感を積極的に高めることを目的とした「みんぱくゼミナール」「みんぱく映画会」「研究公演」のような研究成果の公開を通じた広報普及活動を推進するよう努めている。

また、報道関係者との月例懇談会を開催することによりマスメディアを活用した広報展開を行っている（本年度：取材依頼数65件、記事掲載数（TV・ラジオ含む）620件）。その一つとして、平成18年1月から毎日新聞文化欄に教員交互の執筆による「異文化を学ぶ」の連載（週1回）を開始した。電子媒体については、「みんぱくウェブサイト」へのアクセス数が増加しており、本年度はさらに日本語のホームページとともに英文ホームページの充実を図り、広報誌「月刊みんぱく」の閲覧も可能となったが、引き続き、拡充への努力が必要である。14年度に開始した「みんぱく e-news」も月一回電子メールで発信し、配信数が2,700人となっている。

当館の活動を広く周知するため、生涯学習フェスティバル「まなびピア鳥取2005」に出展し、資料展示のほか、当館が開発した学習パック「みんぱく」を使用した新たな学習方法の提案・実践を行った。地域関係施設との連動による「ミュージアムぐるっとパス関西2005」の立ち上げ年であった本年度は、各方面の支援もあり当初の販売目標に達したが、制度の定着化を目指す次年度も引き続き実行委員会に参画し、パスの内容を充実させるとともに一層の販売努力をしなければならない。

さらに、新たに割引制度（シルバー割引、リピーター割引等）を設けるとともに、研究活動及び博物館活動の情報を速やかに伝えるため、広報看板のリニューアルを行い、来館者サービスに努めている。

なお、大学共同利用機関として大学の授業による促進のため、来館した大学団体等にアンケートを実施し、利用者のニーズを調査・分析している。

3) 国際協力・交流の事業

独立行政法人国際協力機構からの委託事業として「博物館学集中コース」を企画・運営

し、世界の開発途上国10カ国から外国人受託研修員の受け入れを行った。同コースは、博物館の運営に必要な実践的技術を磨き、途上国の文化の振興に積極的に貢献できる人材の育成を目的としており、計画どおり実施されて、所期の成果を収めることができた。海外の博物館計18館で組織するASEMUS（アジア・ヨーロッパ・ミュージアム・ネットワーク）による国際共同巡回展「アジアとヨーロッパにおける自己像と他者像」の企画立案を主導的にすすめ、実施に向けた準備を計画している。

また、平成17年度日本学術振興会アジア・アフリカ学術基盤形成事業に採択された「アフリカにおける文化遺産の危機と継承—記憶の保存と歴史の創出」により、ザンビアと日本でそれぞれワークショップを行い、アフリカ諸国の博物館との交流を推進した。

6. 評価体制

人間文化研究機構評価委員会での決定に基づき、平成16年度自己評価書を作成し、機構に提出した。また、国立大学法人評価委員会が作成したフォーマットとガイドラインに則り、「自己点検・評価報告書」の本館分担部分を作成し、機構に提出した。機構は5機関から集まった「自己点検・評価報告書」をとりまとめ、「人間文化研究機構業務実績報告書」として6月末日に文部科学省に提出した。それに関しては7月末に国立大学法人評価委員会大学共同利用機関法人分科会によるヒアリングが行われ、9月初旬に評価原案が示された。その評価原案に対し、本館からも機構に意見を述べ、5機関の意見をとりまとめた機構の意見書が国立大学法人評価委員会に提出され、9月末日に最終の評価書が機構に示された。

機構に示された評価内容に対して、本館では外部評価委員会と運営会議において意見を求め、それを参考にした本館の意見を機構の評価委員会を通じて機構に対して述べた。ことに「教育研究の質の向上」の項目の1つで、本館に対して研究の国際的優位性をいかに確保するののかについての説明が要望されていたために、それに対する対応策を練ることが急務とされた。それに関しては、「研究戦略センター」を中心として海外の研究動向の調査、把握を強化するとともに、本館の機関研究をより活性化させる方策を練ることとした。

平成17年度の「業務実績報告書」作成に関しては、機構の評価委員会が承認したガイドラインに則って作成した。

7. 業務運営

1) 館長のトップマネジメント

中期目標・中期計画を着実に達成できるよう、部長会議を館内の意思決定機関として位置づけ、業務運営の進捗状況の確認及び重要事項を速やかに審議・決定するシステムを構築し、館長がトップマネジメントを発揮できるように運営体制の強化を図ってきた。

た。

部長会議の下に設置する各種委員会についても、常に見直しを図っており、平成16年度の評価結果を受けて、喫緊の課題となっていた館全体の施設マネジメントを検討する「施設マネジメント委員会」や館内外の教職員、来館者等の安全及び本館に発生し得るすべての危機に対応するための「危機管理委員会」の設置を念頭に、現在設置されている委員会の改廃の検討を進めた。

また、緊急にアスベストの対策が必要となったことによりアスベスト緊急対策委員会を立ち上げるなど、機動的なマネジメント体制の構築に努めた。

2) 財務の改善

平成17年度における財務改善は、「一般管理費の節減」を目指してきた。このため、光熱水料、通信費、事務費等の縮減を行ってきた。特に、光熱水料に関しては、ガス（吸収式冷温水発生装置）と電気（ヒートポンプ式冷温水発生装置）との熱効率を勘案し、従前よりガスを多く、電気を少なく利用して、全体として光熱水料の減額を行うことができた。また、業務の厳選による出張の削減、事務専用計算機の廃止などにより、旅費交通費や賃借料において顕著に効果が現れた。人件費においても、戦略的な定数不補充を行ってきた効果が現れている。

一方、地域研究企画交流センターの移転に伴う資産分の費用計上及び運搬費の増、アスベスト緊急対策による環境整備費の増、機構連携研究及び資源共有化事業の本格的展開に伴う費用増など業務費用の増加もあったが、全体として約49,000千円の利益を計上することができた。この利益については文部科学大臣による経営努力認定を受けたのち、万博公園全体の下水道改修に伴う負担金に充当する予定である。

3) 施設整備

平成17年度の主な実施事項は、引き続き燻蒸設備の改修を行ったことと給水管設備の更新を実施したことがあげられる。燻蒸設備の改修目的は、老朽化を改善するとともに環境及び人間にとってより安全な燻蒸を行うことにある。その基幹部分（燻蒸庫の更新及びガス検知装置等の更新）について改修を終え、さらに、今年度新たに燻蒸庫内の温度調節装置を導入した。これにより、ガス燻蒸の基幹部分についてはほぼ改善できたこととなるが、より安全な燻蒸処理を行うため今後も設備の付加導入を目指していきたい。

また、本館建物内の給水管設備の更新は、建設当時のまま利用してきた給水管の全面的更新を行ったものである。これにより職員や来館者の衛生的環境に寄与するものと考えている。

8. 地域研究企画交流センター

平成17年度の地域研究企画交流センターは、年度計画にしたがって連携研究・共同研究の実施や国際研究集会・ワークショップ開催などを通じて、現代世界の諸問題に地域の視点から取り組む研究を推進し、国内外の地域研究の交流をはかった。とりわけ、グローバル化時代における地域再編や地域統合など新しい「地域概念」に着目した研究、地域間の連関や比較においた共同研究、地域の実践的課題に応えうる研究に重点をおき、特定地域を対象とする基礎的な地域研究の総合化をはかるプロジェクトを実施した。

1) 研究の進展

研究活動の進展を示す成果の一例として、国際シンポジウム「連携するラテンアメリカ諸国：安全保障と経済統合」（共催：上智大学イベロアメリカ研究所）では、ラテンアメリカ諸国で進行している地域統合を、この地域の各地を専門とする研究者、国際機関実務家、外交官などが、市場統合、インフラ整備など地域公共財の創出、政治的社会的安定と信頼醸成など複合的視点から検討し、従来の国別のラテンアメリカ研究に新しい視点を導入するとともに、今後のわが国とこれらの地域の関係構築にも二国間関係だけでなく「新地域」への対応が必要であり重要であることを示した。また市場統合よりも過去の対立の経緯を踏まえて政治的関係の安定と信頼醸成に力点があるラテンアメリカの新地域形成プロセスを視野に含めることにより、アジアなど世界各地で進行しつつある多様な地域統合の特質を理解するうえでも、示唆するところの大きな研究集会となった。

この他にも、共同研究「イスラム圏東南アジアにおける社会秩序の構築と変容」、国際シンポジウム「消滅しない国家：民族を通じて考える」（共催：東京大学大学院総合文化研究科）など、地域の視点から地域間比較を踏まえてイスラムや国家の変容を考える研究、連携研究「熱帯医学と地域研究」（連携機関：長崎大学熱帯医学研究所）など実践的課題による研究にも、進展が見られた。またこれらの研究を通じて、学際研究領域である地域研究が本来的に必要とする複数の分野や地域を対象とする研究の交流が促進された。

2) 地域研究コンソーシアム

地域研究企画交流センターは、設置以来、そのミッションにそって地域研究に関する内外の研究機関及び研究者のネットワーク化に努めてきた。その一環としてわが国の主要な地域研究機関とともに、平成16年4月に地域研究コンソーシアムを設立し、その拠点組織及び事務局として活動してきた。設立2年目を迎えた地域研究コンソーシアムの活動はほぼ順調に進展し、情報交流や研究推進のみならず若手研究者育成や社会連携などにおいても一定の成果を挙げている。18年3月現在、加盟組織は69におよび、わが国の主要な地域研究関連研究・教育組織、学会、COEプロジェクトなど研究プロジェクト、市民団体の大多数が参加するネットワークに発展し、その存在意義は広く認知されるにいたっている。

3) 組織の「あり方の見直し」と再編

中期目標・中期計画に掲げられた「あり方の見直し」については、平成17年3月から7月にかけて人間文化研究機構に石井米雄機構長を座長として文部科学省研究振興局学術機関課及び地域研究有識者をメンバーとして設置された「地域研究推進懇談会」の提言にもとづき、地域研究企画交流センターの廃止と京都大学地域研究統合情報センターの設置に向けた準備に取り組んだ。18年3月末までに17年度研究計画に基づくすべての研究活動を完了し、同29日、本館において、人間文化研究機構長、本館館長、地域研究企画交流センター運営委員会委員長の出席のもと、文部科学省研究振興局学術機関課長及び日本学術会議地域研究委員会委員長を来賓として迎えてセンターの再編の記念式典を開催し、同31日、11年10ヶ月の活動に終止符を打った。センターの教員、及びセンターが担ってきた大学共同利用機関としての機能は地域研究への今日的要請により適切に応えうるように再編ののち、4月1日に新設された京都大学地域研究統合情報センターに継承されることになった。

人間文化研究機構 中期目標・中期計画

大学共同利用機関法人人間文化研究機構

中期目標

平成18年3月30日

目 次

(前文) 研究機構の基本的な目標	1
I. 中期目標の期間	
II. 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標	
1. 研究に関する目標	
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標	
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標	
2. 共同利用等に関する目標	2
(1) 共同利用等の内容・水準に関する目標	
(2) 共同利用等の実施体制等に関する目標	
(3) 共同利用等に関するその他の目標	
3. 教育に関する目標	
(1) 大学院への教育協力に関する目標	
(2) 人材養成に関する目標	
4. その他の目標	
(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標	
III. 業務運営の改善及び効率化に関する目標	
1. 運営体制の改善に関する目標	
2. 研究組織の見直しに関する目標	3
3. 人事の適正化に関する目標	
4. 事務等の効率化・合理化に関する目標	

IV. 財務内容の改善に関する目標

1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標
2. 経費の抑制に関する目標
3. 資産の運用管理の改善に関する目標

V. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1. 評価の充実に関する目標
2. 情報公開等の推進に関する目標

VI. その他業務運営に関する重要目標

1. 施設設備の整備・活用等に関する目標
2. 安全管理に関する目標 ----- 4

（前文）研究機構の基本的な目標

大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「本機構」という。）は、その設置する国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国際日本文化研究センター、総合地球環境学研究所及び国立民族学博物館の5つの大学共同利用機関（以下「各機関」という。）において人間の文化活動並びに人間と社会及び自然との関係に関する各機関の基盤的研究を進めるとともに、各機関の連携・協力を通して人間文化に関する総合的で多様な研究を展開させ、学術文化の進展に寄与することを目指すものである。

すなわち、各機関がこれまで蓄積してきた膨大な文化資料に基づく研究を推進し、新たな研究領域の開拓も含めて、人間文化の総合的学術研究の世界的拠点となることを目標とするものである。

本機構は、各機関が全国的な研究交流の拠点として研究者コミュニティに開かれた運営を確保し、関連する大学・研究機関等との連携・協力を促進し、研究者の共同利用を積極的に推進するとともに、国際的な研究連携の下に人間文化に関する創造的な研究成果を広く発信していくことをもって基本方針とする。

本機構は、そうした研究活動を促進するとともに各機関の基盤的研究と密接に関連した大学院教育への連携・協力等を推し進め、研究の次代を担う有為な人材を養成するよう努める。

これらの基本的な役割を果たすために本機構の中期目標は以下のとおりとする。

I. 中期目標の期間

平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間

II. 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標

1. 研究に関する目標

（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標

①各機関の研究領域における個々の研究者の主体的な研究活動を促進し、各領域における高度な研究成果の創出に努める。

②各機関は機構内外の研究者による共同研究を推進し、高度な研究成果の創出に努める。

③各機関及び内外の大学・研究機関等との連携協力を促進し、人間文化に関する総合的研究の発展を図る。

④上記の活動を通じて創出される研究成果を広く国の内外に公開・発信する。

（2）研究実施体制等の整備に関する目標

各機関において、基盤的研究を安定的に進めるとともに、先端的研究、学際的研究等を必要に応じて適切かつ機動的に組織し、共同研究、各個研究、その他多様な形態の研

究が推進できる柔軟な研究体制の構築を進める。

2. 共同利用等に関する目標

(1) 共同利用等の内容・水準に関する目標

各機関が、それぞれの研究分野における我が国最高水準の研究資料・学術情報を集積し、データベース化するなど、広く研究者の利用に供するとともに、共同研究を実施し、内外の優れた研究者を結集し、それぞれの分野の研究交流・協力のナショナル・センターの役割を果たす。

(2) 共同利用等の実施体制等に関する目標

研究者コミュニティとの連携の下に共同研究の基盤の整備を図り、かつ国際的な研究コラボレーション体制の実現を目指して、共同利用の実施体制の充実を図る。

(3) 共同利用等に関するその他の目標

国内外の共同利用者の受入れを推進していくための支援体制の充実を図る。

3. 教育に関する目標

(1) 大学院への教育協力に関する目標

各機関の充実した研究環境を活かして、総合研究大学院大学等との緊密な連携・協力を通して、研究と一体となった特色のある教育を実施する。

(2) 人材養成に関する目標

各機関において積極的に国内外の若手研究者の参加を促進し、それぞれの基盤研究領域並びに関連する研究分野における次代の研究者の養成を図る。

4. その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

①研究成果や研究資料・学術情報の公開に努め、知的財産の管理・活用等を図り、広範な社会の知的基盤の形成に貢献することを目指す。

②国際交流・協力を積極的に進め、人類共通の知的基盤の形成に寄与するよう努める。

Ⅲ. 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1. 運営体制の改善に関する目標

①機構長及び各機関の長が適切なリーダーシップを発揮できる体制を整備する。

②機構長及び各機関の長の権限と役割を明確にし、円滑な研究・事業の遂行等による効果的・効率的な業務運営を図る。

2. 研究組織の見直しに関する目標

研究実施体制の整備の観点から研究組織を見直す。

3. 人事の適正化に関する目標

中期目標を達成するため、職員の計画的な配置及び人事交流の積極的な実施により、適切な人事管理を図る。

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

4. 事務等の効率化・合理化に関する目標

機能的な事務組織を設け、事務の集約化・効率化・合理化を図る。

IV. 財務内容の改善に関する目標

1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

外部研究資金及び自己収入の増加を図る。

2. 経費の抑制に関する目標

管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行う等により、固定的経費の節減を図る。

3. 資産の運用管理の改善に関する目標

資産の適切な管理に努め、効率的な運用を図る。

V. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1. 評価の充実に関する目標

自己点検・評価を第三者評価に適切に関連づけるなど、効率的・効果的評価が実施されるよう自己点検・評価の体制を整備するとともに、評価結果の運営改善への適切な反映を図る。

2. 情報公開等の推進に関する目標

広報体制の充実を図り、刊行物及びインターネット等を活用し、研究成果等の公表を含めた情報を公開する体制を整備し、積極的に公表に努める。

VI. その他業務運営に関する重要目標

1. 施設設備の整備・活用等に関する目標

長期的視野に立って、研究環境の保全・充実を目指す施設設備の整備を図る。

総合地球環境学研究所の新研究施設整備については、PFI 事業により着実に遂行する。

2. 安全管理に関する目標

労働安全衛生法等を遵守し、安全管理体制・事故防止体制の確立を図る。

大学共同利用機関法人人間文化研究機構

中期計画

平成18年3月30日

目 次

I. 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	1
1. 研究に関する目標を達成するための措置	
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置	2
2. 共同利用等に関する目標を達成するための措置	3, 4
(1) 共同利用等の内容・水準に関する目標を達成するための措置	
(2) 共同利用等の実施体制等に関する目標を達成するための措置	5
(3) 共同利用等に関するその他の目標を達成するための措置	
3. 教育に関する目標を達成するための措置	
(1) 大学院への教育協力に関する目標を達成するための措置	
(2) 人材養成に関する目標を達成するための措置	6
4. その他の目標を達成するための措置	
(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置	
II. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	7
1. 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	
2. 研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	8
3. 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	
4. 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	9
III. 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	
2. 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	

3. 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

IV. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 評価の充実に関する目標を達成するための措置 ----- 10

2. 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

V. その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 ----- 11

1. 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

2. 安全管理に関する目標を達成するための措置

I. 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

①大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「本機構」という。）が設置する国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国際日本文化研究センター、総合地球環境学研究所及び国立民族学博物館の5つの大学共同利用機関（以下「各機関」という。）における個々の研究者の主体的研究及び各機関の基盤的研究について、情報システムの整備、外部資金等の活用等に努め、研究環境の整備を図る。

②各機関において次のように研究活動を推進する。

(ア)国立歴史民俗博物館においては、歴史学、考古学、民俗学の協業に基礎を置くとともに、関連諸学との学際的研究を通しての新しい日本の歴史と文化の研究、並びに現代的視点に立ち、世界史的視野から確固とした方法論に立脚した実証的研究を推進する。

このため、

- ・日本の歴史と文化について、大きな研究課題の下に、歴史学、考古学、民俗学及び関連諸学の学際的研究を目指す基幹研究、
- ・所蔵資料の情報化を図り、歴史学、考古学、民俗学などの新しい方法論的な基盤をつくる基盤研究、
- ・歴史学、考古学、民俗学及び自然科学の固有の課題を中心とする共同研究、などを推進する。

(イ)国文学研究資料館においては、原典資料に関する実証的研究を基礎とし、日本文学の多角的な展開を日本文化の広がりにおいて総合的にとらえ直す研究を推進する。

このため、

- ・新たな研究基盤形成に向けた、日本文学及びその周辺資料群を対象とする調査及び再資源化に関する基礎的研究、
- ・作品の形成から享受までを多角的に追求するとともに社会及び文化構造と文学作品の相互連関を解明する総合的研究、
- ・多様な文化資源の電子化と共有化及びその有効な活用の応用的研究、などを推進する。

(ウ)国際日本文化研究センターにおいては、日本文化に関する国際的及び学際的な総合研究を、国内外の研究機関、研究者と協力しつつ推進する。

このため、

- ・個々の研究者が主体となって行う国際的共同研究、
- ・日本文化の基盤領域研究の推進、
- ・機関による国際研究プロジェクトの推進並びに国内外における国際シンポジウム等の開催、

- ・ 日本文化に関する外国語資料の網羅的収集・分析及び運用のための調査・研究
- ・ 各種資料のデータベース構築のための研究及びその活用に基づく研究、
などを推進する。

(エ) 総合地球環境学研究所においては、広義の人間文化としての地球環境問題の解決に向けた学問的基盤形成に資するための総合研究を、自然系・人文社会系諸分野の連携によるプロジェクト研究等を通して推進する。

このため、

- ・ 研究プロジェクトを中核とする共同研究、
- ・ 地球環境に関する観測データの収集と分析、
- ・ 共同研究と国内外における国際シンポジウム、
などを推進する。

(オ) 国立民族学博物館においては、文化人類学・民族学が特徴とする個別性への視点とフィールドワークを基盤としつつ、文化の普遍性・共通性の研究を視野に収めた新しい人類科学を創造していく研究を推進する。

このため、

- ・ 社会・文化現象の共時的・通時的研究、
- ・ 隣接諸領域との協力の下に、多元的共生社会の研究、人類学的歴史像の構築、社会と人類学のインターフェイスに関する研究、新しい人類科学の創造に繋がる方法論的研究など、社会が直面している諸問題に対応するための機関研究、
- ・ 多様な文化の共生に資する新しい世界認識の確立を目指し、有形・無形の文化資源の研究並びにその成果の運用のための調査研究、
などを推進する。

③ 人間文化に関する総合的研究の発展を図るため、大学・研究機関等との連携・協力を推進し、機構外に開かれた新しい研究システムの構築に向けての検討を行う。

④ 各機関において、出版物の充実をはじめとして、展示・情報発信などの多様な方法を用いて、社会への貢献効果を明らかにし、その向上に努める。そのための各機関相互の連携・協力についての調整を図る。展示については、国立歴史民俗博物館、国立民族学博物館においては、研究成果を常設展示、企画展示等により公開する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

各機関においては、多様な形態の研究が推進できるよう、研究組織の見直しを行い、以下のような研究実施体制の整備を進める。

(7) 国立歴史民俗博物館の研究の目標は、歴史学、考古学、民俗学及び関連諸学の連携による新しい日本歴史学の創造にあり、その研究目標達成に必要な実施体制の整備を図る。そのために4研究部体制を廃止し、「研究部」を単一化する。また、研究活動の企画推進のため「研究連携センター」を、資料・情報の収集、展示を含む研究成果の

公開の推進のため「歴史資料センター」を、それぞれ設置する。

(イ)国文学研究資料館においては、研究者を研究プロジェクトに適正に配置し、基盤研究を維持・発展させるために、現行の3部1館制を、「文学資源研究系」「文学形成研究系」「複合領域研究系」「アーカイブズ研究系」の4つの研究系に改組する。

(ウ)国際日本文化研究センターにおいては、常に流動し、変化する研究動向に対応するため従来から行っている「動態研究」「構造研究」「文化比較」「文化関係」「文化情報」の5つの研究域に基づく研究体制を基本とするとともに文化の生成の根元を探るため、文化創造の過程を対象とした研究並びに海外の日本研究機関及び日本研究者と連携した研究を促進するために必要な整備を行う。

(エ)総合地球環境学研究所においては、創設時の全体計画に基づき地球環境問題の解決に向けた学問的基盤形成に資するために「自然変動影響評価」「人間活動影響評価」「空間スケール」「歴史・時間」「概念検討」の5つの「研究軸」に沿った「研究プログラム」を推進できる体制を整備する。また、地球環境学に関する情報の収集・分析、成果の発信並びにこれらに関する研究を行うために「研究推進センター」を整備する。

(オ)国立民族学博物館においては、研究者を研究プログラムなどに適正かつ効率的に配置するために、現行の4研究部体制を、「民族社会研究部」「民族文化研究部」「先端人類科学研究部」の3研究部体制に改組する。また、国内外の研究動向及び社会的要請を把握し研究戦略を策定するための「研究戦略センター」並びに各種文化資源の整備と活用に関する研究を行うとともに社会的運用を図るための「文化資源研究センター」をそれぞれ設置する。

国立民族学博物館に附置されている「地域研究企画交流センター」については、全国的な地域研究のコンソーシアム構築を目指し、同センターのあり方を見直す。

2. 共同利用等に関する目標を達成するための措置

(1) 共同利用等の内容・水準に関する目標を達成するための措置

①各機関におけるそれぞれの基盤領域に関する共同研究を実施し、国内外の研究機関及び研究者との連携・協力を促進する。すなわち、

(ア)国立歴史民俗博物館においては、日本の歴史と文化に関する総合的・先端的・実証的な研究を国内外の研究者との連携を図りながら共同研究として推し進め、殊に研究資料に基づく共同研究を積極的に行う。

(イ)国文学研究資料館においては、国内外の研究者との連携・協力を図りながら、日本文学及びそれに関連する文化事象についての共同研究を積極的に推進する。

(ウ)国際日本文化研究センターにおいては、国際的・学際的な日本研究に関する共同研究・

国際研究集会等の開催とその内容の充実に努める。

(エ) 総合地球環境学研究所においては、地球環境学に係る中核的機関として、人文系から自然系まで幅広い分野における国内外の研究者の参加を得て共同研究を実施する。

(オ) 国立民族学博物館においては、国内外の諸機関との連携を視野に入れて、文化人類学・民族学及びその関連諸分野に関する共同研究を推進する。特に、基盤領域研究と関連づけた共同研究を戦略的に組織するとともに、研究者コミュニティとのより密接な連携の下で研究の活性化を図る。

①各機関においては、研究資料及び情報の計画的な収集・整理並びに保存を行うとともに、この方面における各機関の協力連携を促進し、国内外の研究者の広範な利用に供する。各機関における取組みは以下のとおりである。すなわち、

(ア) 国立歴史民俗博物館においては、国内外の研究者との連携を促進し、研究資料の積極的な収集を図るとともに、研究資料の目録作成・データベース化を通して、資料活用に便宜を図る。また、日本歴史に関する各種情報データベースを提供する。さらに21世紀における新たな歴史像の再構築と国際化への対応を目指し、総合展示リニューアルを実施する。

(イ) 国文学研究資料館においては、国内外の研究者の参加を得て、日本文学及びそれに関連する諸資料を計画的に調査し、体系的に収集することによって、それらの保存と利用を図るとともに、日本文学に関する各種情報をデータベース化し提供する。また「情報事業センター」を設置し、収集した資料・情報を適切に提供する体制を整備する。

(ウ) 国際日本文化研究センターにおいては、資料・情報の国内外の研究者への提供を促進するため、データベースの構築を推進するとともに、収集した資料・情報の整備及び保存のためのハードとソフト両面における機能の強化を図る。

(エ) 総合地球環境学研究所においては、地球環境学に係わる資料・情報を収集し、提供・利用するための体制を整える。

(オ) 国立民族学博物館においては、文化人類学・民族学及び関連諸分野に関する研究資料・情報を計画的に収集し、整理・保存・情報整備のための機能の強化を図る。特に、新しい総合的資料管理システム及びデジタル・アーカイブズの開発により、効率的な資料の保存と活用を図る。

③各機関のデータベースを結合するシステムを機能的に構築し、一層の研究環境の整備及び共同利用を促進する。

④共同研究の公募枠の拡大等、共同研究の運営並びに内容について検討を行うとともに、

各種の資料・情報の提供方法についても改善を図り、共同利用の一層の進展を図る。

⑤国内外の諸機関との連携・協力について、必要に応じて協定の締結やネットワークの構築などを含め、積極的に推進する。

(2) 共同利用等の実施体制等に関する目標を達成するための措置

①研究者コミュニティ及び大学・研究機関等の意見を共同利用に反映させるよう努める。

②全国の大学・研究機関等並びに研究者に対し、各機関の所蔵資料の利用を促進する体制及びそのための設備を整備する。

③海外の研究者ネットワークとの連携を強化し、国際的協業の基盤整備に努める。

④国内外の研究者の受入れ・共同研究の公募・客員教員等の採用等を積極的に図る。

(3) 共同利用等に関するその他の目標を達成するための措置

①共同利用者に対する情報提供システムの構築、出版・研究集会等を通しての双方向的な情報や成果の共有、共同利用に関する積極的な情報公開等を進める。

②共同利用者のための施設設備の充実を図る。

③大学・研究機関等と連携したデータベースの構築、研究ネットワークの形成を必要に応じ進め、学術研究の進展に即した共同利用の体制の整備に努める。

3. 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 大学院への教育協力に関する目標を達成するための措置

①国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国際日本文化研究センター及び国立民族学博物館においては、総合研究大学院大学との協定に基づき、同大学院博士課程教育を、充実した研究環境を活かして、各機関の基盤的研究と一体的に以下のとおり協力・実施する。

(ア) 国立歴史民俗博物館における日本歴史研究専攻

(イ) 国文学研究資料館における日本文学研究専攻

(ウ) 国際日本文化研究センターにおける国際日本研究専攻

(エ) 国立民族学博物館における地域文化学専攻及び比較文化学専攻

②他大学所属の大学院生を特別共同利用研究員として積極的に受け入れ、専門的研究指導を行うなど、総合研究大学院大学以外の大学院教育に協力する。

(2) 人材養成に関する目標を達成するための措置

- ①各機関において、共同研究等を組織する際、競争的外部資金の活用等により、積極的国内外の若手研究者の参加を促進する。
- ②各機関において、若手研究者育成の観点から適切な領域にリサーチ・アシスタントを採用し、人材の育成を積極的に図る。
- ③各機関それぞれにおいて、人材養成のための以下の措置を実施する。
 - (f) 国立歴史民俗博物館においては、日本の歴史と文化に関する総合的研究を通して学際的かつ世界史的な広い視野からアプローチし得る人材を養成する。
 - (g) 国文学研究資料館においては、原典資料の分析に基づいた総合的日本文学研究を行うことによって、膨大な典籍資料を的確に駆使しつつ新たな課題に応えることのできる優れた人材を養成する。
 - (h) 国際日本文化研究センターにおいては、関係機関と連携しながら日本研究に関わる海外の大学院における教育及び研究指導への協力を行う。
 - (e) 総合地球環境学研究所においては、「研究プロジェクト」等の共同研究を通じて、地球環境学及び関連研究分野の人材養成を行うとともに、研究者の流動性を促進する体制の充実に努める。
 - (o) 国立民族学博物館においては、共同研究等を通じて、文化人類学・民族学及びその関連分野における人材養成に資する。

4. その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- ①公開講演会・展示・ホームページや出版等の多様な活動を通じて、研究成果を社会へ普及させるとともに、社会との連携を積極的に推進する。
- 各機関それぞれの特性を踏まえて社会連携のための以下の措置を実施する。
 - (f) 国立歴史民俗博物館においては、研究活動の広報事業に関しては、日本の歴史と文化を一般に周知する「歴博講演会」、企画展等に関連したテーマを中心として最新の研究成果を一般に公開する「歴博フォーラム」等の推進を図り、展示事業に関しては、研究成果を広く一般に公開する常設の総合展示、一定のテーマによって構成された企画展示、館蔵資料を中心とした特別企画、新収資料展示等を行い、地方公共団体や各種民間団体等の関連機関と連携して国内巡回展示を行う。国際交流に関しては国際交流委員会を設けて、海外の諸機関等との学術交流を促進し、海外の関連機関と連携して展示活動の推進にも努める。
 - (g) 国文学研究資料館においては、日本固有の書籍文化への理解、及び海外における書籍文

化との共通性・異質性に対する認識を普及させるために、資料保存機関等との協力を進め、種々の講演会・セミナー・展示を実施し、社会の幅広い層に対応する活動を行うとともに、インターネットによる資料・情報の公開を進める。

(ウ) 国際日本文化研究センターにおいては、国際社会とりわけ海外の日本研究者や日本在住の外国人日本研究者への研究協力、産業界や地方自治体等との研究協力・連携活動、研究成果や情報の一般社会への発信などに努める。

(エ) 総合地球環境学研究所においては、「地球研フォーラム」等の公開講演会、展示、ホームページや出版等を通じて、社会との多様な連携を図る。

(オ) 国立民族学博物館においては、公開講演会、国際シンポジウム、公開フォーラム、常設展示及び企画展示の開催などの展示活動、研究公演、出版、ホームページ、国内外の博物館ネットワークの形成と活用など、研究活動と社会との連携を進める多様な活動を展開する。

②各教育・研究機関、地方自治体等の専門職員の研修を実施・協力する。

(7) 国立歴史民俗博物館においては、地域社会における日本の歴史と文化の研究基盤の向上を目指し、各種博物館、地方自治体職員等を対象とした研修等に協力する。

(イ) 国文学研究資料館においては、日本文学及び原典資料に係る研究に関し、資料保存機関等と協力し、専門職員を対象とした研修を行う。

(ウ) 国立民族学博物館においては、国際援助機関等諸団体と連携して研修を実施する。

③諸外国の研究機関等との関係の構築を図り、外国人研究者の招聘、研究者の海外派遣を進めるとともに、国際研究集会・国際シンポジウムの開催やそれへの研究者の参加を積極的に支援する体制を促進する。

④関連諸機関との連携を通じて、学術的・技術的支援を進める国際貢献のための体制を検討する。

⑤知的財産共有センター（他の大学共同利用機関法人との連合組織）と連携し、知的財産の管理・活用等に努める。

Ⅱ. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

①役員会においては、経営協議会及び教育研究評議会の審議を踏まえながら、中期目標・中期計画・年度計画、予算・決算、人事、重要な組織の設置・改廃等の重要事項につ

いて審議を行う。また、機構長の下に各機関の長等を含む機構会議を置き、各機関間の調整及び協議を行う。

②理事は、企画・連携、管理運営、研究・交流、評価等、機構運営上の重要機能について機構長を補佐し、組織の効果的・機動的な運営を行う。

③機構本部に事務局を置く。

④機構に各機関を代表する者が参画する企画連携室を設置し、各機関間の研究連携等調整及び協議を行う。

⑤各機関には、外部有識者が参加する運営会議を設置し、各機関の研究連携等を促進するための特性に応じた研究者コミュニティ等の意見を積極的に反映させ、機関の運営に資する。

⑥各機関の長が組織する会議等の機能、権限を明確にし、効果的・効率的な運営を図る。

⑦各機関への基盤的経費は、各機関の活動に基づく資源配分を原則として行い、これに加えて企画連携室の活動など機構全体に関わる事項に対して配分を行う。また、機構長及び機関の長のリーダーシップが発揮できるよう戦略的運営を図るため、裁量経費を措置する。

⑧機構運営に財務会計や人事労務の外部専門家を必要に応じ活用する。

2. 研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

研究実施体制の整備に関する目標を達成するための見地から、所要の措置を実施する。

3. 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

①人事管理システムの整備を図るとともに、各機関の特性に応じたシステムの構築を図る。

②各機関における研究者及び事務系職員の配置は機関の長の裁量に委ねる。各機関においては、業務の適正な執行を図る観点から、運営体制、職務・責任分担及び役割分担の見直しを行い、職員の適正配置に努める。

③研究者の任期制については、現行の適用範囲等の拡充を検討する。また、公募制や研究者の外部資金による若手研究者の任期付き採用を通して、機動的で柔軟な教員の配置を図る。

④事務職員・技術職員の採用は、競争試験又は選考によることとし、競争試験は国立大

学法人等と共同した資格試験により実施する。

⑤事務職員について、大学等との人事交流を積極的に推進する。

⑥事務職員・技術職員について、適切な勤務評価制度を導入するとともに、効果的な研修を実施する。

⑦総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

4. 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

①機構本部に事務局を、各機関には管理部を設け、効率的事務体制を構築し事務の集約化・効率化・簡素化を図る。また、共通的な業務は、機構本部での一元化・集中化を進めるとともに、効率的な事務体制を構築するために、職員の弾力的な配置を図る。

②機構本部及び各機関は、事務情報化を積極的に推進する。その一環として機構内ネットワークを構築し、業務システムの導入及び情報を共有化することにより業務の合理化・効率化・迅速化を図る。

③種々の業務について外部委託の可能性を検討し、総合的なコスト評価を行った上で、外部委託が有効な業務については積極的に導入を図る。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

①科学研究費補助金等の競争的研究資金の獲得に努める。

②受託研究、民間等との共同研究等の促進により、外部資金の積極的獲得を図る。

2. 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

①管理的経費の抑制に努めるとともに節約に関する意識の徹底を図る。

②省エネ対策に配慮した機器・物品の購入、節電、節水及び冷暖房温度の適切な管理、電子メール等の活用による紙の使用量の抑制を図り経費の節約に努める。

③管理業務等に係る経費の節減を図るため、費用対効果を勘案し、業務の外部委託を推進する。

3. 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

資産の運用管理の方策を検討し、適切な運用管理に努める。

IV. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 評価の充実に関する目標を達成するための措置

①自己点検・評価の実施及び第三者評価への協力・対応、評価結果の機構運営改善への反映を適切に行うため、機構に機構外専門家を含む「評価委員会」を設置し、自己点検・評価のシステムを整備する。

②自己点検・評価、外部評価及び国立大学法人評価委員会の評価結果は、それぞれの機関において運営の改善に活用するとともに、機構運営の改善、年度計画・中期計画の策定に反映させる。

2. 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

①自己点検・評価、外部評価及び国立大学法人評価委員会等の評価結果等は、機構本部及び各機関のホームページに掲載し公表するとともに、適宜、刊行物等にまとめ、関係機関等に配布する。

②機構本部及び各機関は情報を公開する体制を整備し、国民の利用に供するとともに、研究成果等の広報機能を強化する。

(f) 国立歴史民俗博物館においては、情報公開に努めるとともに、「広報委員会」を新設し、これに館外の有識者を含めた「広報懇談会」を併設して、効果的な広報活動を積極的に進める。また、研究情報を網羅した『研究年報』を毎年刊行するとともに、隔月刊行誌『歴博』や各種広報パンフレットによって広く一般に研究を広報する。さらに、これらの情報を含めたホームページの一層の充実を図る。

(g) 国文学研究資料館においては、館内に置く広報委員会により、ホームページと広報誌の不断の充実を図る。

(h) 国際日本文化研究センターにおいては、情報公開コーナーを設置し、適切な情報公開に努めるとともに、国内外への広報活動を推進するため、和英併記の要覧並びに『ニューズレター』を発行、ホームページの随時更新、インターネット放送の充実に取り組むことにより情報公開・広報活動の推進を図る。

(i) 総合地球環境学研究所においては、「広報委員会」や「研究推進センター」を中心に情報公開に積極的に取り組むとともに、ホームページ等を通じて情報公開・広報活動の推進を図る。

(j) 国立民族学博物館においては、情報公開に努めるとともに、研究者情報、研究活動・成果情報、大学院情報、社会連携情報などの情報を網羅的に記述した『研究年報』を刊行

し、これらの情報をタイムリーに発信していくためホームページの充実・改善を図る。

また、定期的な記者発表を行うなどメディアを活用した情報発信を行う。

以上の広報活動を充実させるために「広報企画会議」及び「広報企画室」を設け、広報に必要な情報を集約し、社会からの要請に迅速に対応する。

V. その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1. 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

①業務の目的・内容に適切に対応するため、長期的視野に立った施設設備の整備を図る。

(ア)国文学研究資料館においては、立川地区への移転を計画的に進める。

(イ)国際日本文化研究センターにおいては、日本研究資料の収集、保存、活用を有効に行うために必要な施設整備を図る。

(ロ)総合地球環境学研究所においては、創設時の全体計画に基づきPFI事業により施設整備を確実に実施する。また、PFI事業に必要な財源（施設整備費補助金及び運営交付金）を別紙のとおり確保する。

②研究活動の推進及び研究のための資料保存等に必要な施設の整備計画を作成し、計画的な施設整備を行うとともに、研究施設等の適正な確保に努める。

③施設の利用状況、整備状況等の自己点検・評価を行う。

④施設の安全で効率的な利用・管理・運営のため、施設・設備の利用、維持管理及び改修整備の計画を作成し計画的な施設整備を行い、研究施設等の適正な確保に努める。

2. 安全管理に関する目標を達成するための措置

①労働安全衛生法等を踏まえ、機構全体の安全衛生管理体制を整えとともに、安全衛生環境の充実に努める。

②総合的な安全衛生対策を推進するため、資格を有する衛生管理者の適正配置、職員等に対する安全教育の徹底及び各種マニュアル作成を行う。

③職員等の安全確認、安全確保及び防災意識の向上のため、災害発生時における安全対策マニュアルの作成や防災訓練等を実施する。

④必要な防犯設備として、建物及び屋外環境における防犯・警備対応の体制を整備する。

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(別紙参照)

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

29億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として、借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

計画なし

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究、社会との連携、国際交流、施設設備等に充当する。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・整備の内容	予定額(百万円)	財 源
総合地球環境学研究所整備事業(PFI) 立川団地関連施設整備事業 小規模改修 災害復旧工事	総額 4,832	施設整備費補助金(4,832百万円)

(注1)金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2)小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

① 研究目的に即した柔軟な教員の確保を図るため、任期制や公募制の活用など、研究者の交流、流動化を図る。

② 大学等との人事交流や研修を積極的に実施し、人事の活性化職務の向上を図るとともに専門性をもった職員の採用・育成・交流を積極的に実施し、知識・技能の継承・発展に努める。

(参考)中期目標期間中の人件費総額見込み31,233百万円(退職手当を除く)

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担
(PFI事業)

総合地球環境学研究所施設整備事業

・事業総額:5,852,765千円

・事業期間:平成15年度から29年度(15年間)

(単位:百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備費補助金	0	358	298	304	311	317	1,589	2,793	4,382
運営費交付金	0	36	157	150	144	137	625	846	1,471

4. 施設・設備に関する災害復旧に係る計画

災害により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	68,450
施設整備費補助金	4,832
施設整備資金貸付金償還時補助金	1,152
自己収入	
雑収入	956
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	571
計	75,961
支出	
業務費	
教育研究経費	50,890
一般管理費	18,516
施設整備費	4,832
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	571
長期借入金償還金	1,152
計	75,961

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 31,233百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

[運営交付金の算定ルール]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [特定運営費交付金対象事業費]

- ① 「一般管理費」: 管理運営に必要な職員(役員含む)の人件費相当額及び管理運営費の総額。 $G(Y-1)$ は直前の事業年度における $G(y)$ 。
- ② 「教育等施設基盤経費」: 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
- ③ 「大学共同利用機関経費」: 大学共同利用機関の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。 $C(y-1)$ は直前の事業年度における $C(y)$ 。
- ④ 「特別教育研究経費」: 特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑤ 「特殊要因経費」: 特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

II 特定運営費交付金対象収入

- ⑥ 「その他収入」: 雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = C(y) + D(y) + E(y) - F(y)$$

- (1) $C(y) = C(y-1) \times \beta$ (係数) $\times \alpha$ (係数)
- (2) $D(y) = D(y-1) \times \alpha$ (係数) $\times \pm \varepsilon$ (施設面積調整額)

(3) $E(y) = E(y)$

(4) $F(y) = F(y)$

C(y):大学共同利用機関経費(③)を対象。

D(y):教育等施設基盤経費(②)を対象。

E(y):特別教育研究経費(④)を対象。

F(y):その他収入(⑥)を対象。

2. 毎事業年度の一般管理費等にかかる特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = G(y) + H(y)$$

(1) $G(y) = G(y-1) \times \alpha$ (係数)

(2) $H(y) = H(y)$

G(y):一般管理費(①)を対象。

H(y):特殊要因経費(⑤)を対象。

【諸係数】

α (アルファ) :効率化係数。△1%とする。

β (ベータ) :教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

ϵ (イプシロン) :施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金は「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入については、17年度以降は16年度と同額として試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、著作権及び特許権等収入を含み、17年度以降は16年度と同額として試算した収入予定額を計上している。

注) 業務費、施設整備費については、運営費交付金及び施設整備費補助金の予定額により試算した支出予定額を計上している。

注) 施設整備費は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	72,292
經常経費	72,292
業務費	56,311
教育研究経費	22,859
受託研究費等	335
役員人件費	776
教員人件費	18,444
職員人件費	13,897
一般管理費	9,272
財務費用	0
雑損	41
減価償却費	6,668
臨時損失	0
収入の部	72,292
經常収益	72,292
運営費交付金	64,097
受託研究等収益	335
寄付金収益	195
財務収益	0
雑益	997
資産見返運営費交付金戻入	344
資産見返物品受贈額戻入	6,317
資産見返寄付金戻入	7
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費及び共同研究費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益及び共同研究収益を含む。

参
考
資
料

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	76,046
業務活動による支出	65,623
投資活動による支出	9,186
財務活動による支出	1,152
次期中期目標期間への繰越金	85
資金収入	76,046
業務活動による収入	69,977
運営費交付金による収入	68,450
受託研究等収入	335
寄付金収入	195
その他の収入	997
投資活動による収入	5,984
施設費による収入	5,984
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	85

注) 前記注記居目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込額(85百万円)が含まれている。

人間文化研究機構 年度計画

大学共同利用機関法人人間文化研究機構

年度計画

平成16年6月21日

目 次

I. 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1. 研究に関する目標を達成するための措置	
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	1
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置	5
2. 共同利用等に関する目標を達成するための措置	
(1) 共同利用等の内容・水準に関する目標を達成するための措置	7
(2) 共同利用等の実施体制等に関する目標を達成するための措置	10
(3) 共同利用等に関するその他の目標を達成するための措置	11
3. 教育に関する目標を達成するための措置	
(1) 大学院への教育協力に関する目標を達成するための措置	
(2) 人材養成に関する目標を達成するための措置	12
4. その他の目標を達成するための措置	
(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置	
II. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1. 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	16
2. 研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	
3. 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	17
4. 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	
III. 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	
2. 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	
3. 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	18

IV. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1. 評価の充実に関する目標を達成するための措置	
2. 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	
V. その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
1. 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置	1 9
2. 安全管理に関する目標を達成するための措置	2 0
年度計画	
VI. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画（別紙）	2 2
VII. 短期借入金の限度額	
VIII. 重要な財産を譲渡し、または担保に供する計画	
IX. 剰余金の使途	
X. その他	
1. 施設・設備に関する計画	
2. 人事に関する計画	2 3
（別紙）予算、収支計画及び資金計画	
1. 予算	1
2. 収支計画	2
3. 資金計画	3

I. 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

①大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「本機構」という。）が設置する国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国際日本文化研究センター、総合地球環境学研究所及び国立民族学博物館の5つの大学共同利用機関（以下「各機関」という。）における研究水準及び研究成果を一層進展させるため、機構本部に企画連携室を設置し、研究連携等の促進を図る。

②各機関において次のように研究活動を推進する。

(ア) 国立歴史民俗博物館においては、内外の研究者を組織する研究プロジェクトとして、共同研究及び資料調査研究を実施する。

1) 共同研究

共同研究は「基幹研究」「基盤研究」「個別共同研究」の3つの型を設定して推進する。今年度は、特に基幹研究、基盤研究の充実を図る。

○基幹研究

- ・ 神仏と生死に関する通史的研究Ⅰ（3年計画の1年目）
- ・ 20世紀に関する総合的研究Ⅰ（3年計画の1年目）

○基盤研究

a. 資料の高度歴史情報化と資料学的総合研究

- ・ 館蔵資料「江戸図屏風」の資料学的研究（3年計画の3年目）
- ・ 明治地籍図の集成的研究（3年計画の1年目）
- ・ 民俗研究映像の資料論的研究Ⅰ（3年計画の1年目）

b. 資料の科学的調査及び総合的年代研究

- ・ 高精度年代測定法の活用による歴史資料の総合的研究（3年計画の2年目）
- ・ 「高松宮家伝来禁裏本」の基礎研究（4年計画の2年目）
- ・ 歴史資料の材質・製作技法と生産地に関する調査研究Ⅰ（3年計画の1年目）

c. 博物館学的総合研究

- ・ 歴史展示における「異文化」表象の基礎的研究（3年計画の2年目）

○個別共同研究

- ・ 「佐倉連隊と地域民衆」（3年計画3年目）
- ・ 「律令国家転換期の王権と都市（公募型共同研究）」（3年計画の3年目）など10課題の研究を実施する。

2) 資料調査研究プロジェクトとして次の2課題を実施する。

- a. 田中本聖教類・国文学関係資料（1年計画）
- b. 見世物コレクション（5年計画の1年目）

(イ) 国文学研究資料館においては新たに組織した4つの研究系において、以下の研究を開始する。

1) 文学資源研究系

書籍形態の文学資源に関し、原本調査に基づいた総合研究を行う。書誌情報の集積と分析、書籍の形態と内容の考究、目録の作成、解題の作成などの基礎研究を通して、文学資源が有する文化としての資料的特質を明らかにする。

- ・日本古典籍特定コレクションの目録化の研究（6年計画の1年目）
- ・和刻本（五山版・近世初期刊本）の研究（6年計画の1年目）
- ・近世後期小説の様式的把握のための基礎研究（6年計画の1年目）
- ・学芸書としての中世類題集の研究（6年計画の1年目）

2) 文学形成研究系

日本文学の個々の作品や作品群を対象に、作品形成という観点を軸として、本文の調査から作品の成立、表現、享受等に至る様々な問題を総合的に研究し、日本文学の作品的特質を明らかにする。

- ・近世文芸の表現技法「見立て・やつし」の総合研究（6年計画の1年目）
- ・古典形成の基盤としての中世資料の研究（6年計画の1年目）
- ・平安文学における場面生成研究（6年計画の1年目）
- ・本文共有化の研究（3年計画の1年目）

3) 複合領域研究系

文学研究に新たな動向を創出することを目指して、具体的な作品又は作品群の学際的な視野に基づく研究を行うとともに、そうした研究を支えるため、文化情報資源の電子化及び共有化に関する総合的な研究を行う。

- ・開化期戯作の社会史研究（6年計画の1年目）
- ・文化情報資源の共有化システムに関する研究（3年計画の1年目）

4) アーカイブズ研究系

古文書から電子記録まで多様に存在するアーカイブズ資源に関する総合的研究を行い、我が国のアーカイブズの特質の解明及びその保存・活用のための技法・理論を確立することを目的とし、さらにアーカイブズ情報を社会化するためのシステム研究を推進する。

- ・経営と文化に関するアーカイブズ研究（6年計画の1年目）
- ・東アジアを中心としたアーカイブズ資源研究（6年計画の1年目）
- ・アーカイブズ情報の資源化とネットワークの研究（6年計画の1年目）

(ウ) 国際日本文化研究センターにおいては、日本文化に関する国際的及び学際的な総合研究を、国内外の研究機関、研究者と協力しつつ推進する。

1) 外国人研究員が参画する共同研究を次のとおり17件実施する。

- ・コマーシャル映像にみる物質文化と情報文化（3年計画の2年目）
- ・京都を中心とした、日本の伝統工芸の過去・現在・将来（3年計画の2年目）
- ・歴史的空間情報の解析・解釈法の研究（3年計画の3年目）
- ・日本文明史の再建（2年計画の1年目）
- ・文化としての植物 ―日本の内と外―（3年計画の2年目）
- ・性欲の文化史（3年計画の2年目）
- ・日本人の異界観 ―その構造と意味―（3年計画の3年目）

- ・旅の「情報」と「表現」－交流と孤立から見た日本文化史の再検討（3年計画の3年目）
- ・公家と武家－官僚制と封建制の比較文明史的研究－（3年計画の2年目）
- ・日本の近代化過程における技術と身体思想（1年計画）
- ・日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚（3年計画の1年目）
- ・戦間期日本の社会集団の相互関係とネットワークについて－政・官・軍・メディア・経済界・教育事業家などを中心に－（3年計画の2年目）
- ・出版と学芸ジャンルの編成と再編成－近世から近現代へ（3年計画の2年目）
- ・「封建・郡県」論を巡った中国と日本における思想連環－漢字文化圏における他国認識と自国改革（1年計画）
- ・中日両国の間の言葉の働き合いおよび近代の漢字学術語の作られ方について（1年計画）
- ・近代中国東北部(旧満州)文化に関する総合研究（4年計画の4年目）
- ・「関西」史と「関西」計画－文化の生成と自然的・社会的基盤－（3年計画の1年目）

2) 比較文化映像資料研究等10件の基盤領域研究を実施する。

3) 文明プロジェクトとして、今年度は「東アジア文明圏について（仮称）」をテーマに、日・中・韓の諸問題について国内及び中国、韓国においてシンポジウムを開催する。

4) 「伝統文化総合芸術プロジェクト（仮称）」を新設する。

5) 海外における国際シンポジウム等を次のとおり開催する。

- ・海外における日本研究会
- ・アジア太平洋シンポジウム

6) 日本文化に関する外国語資料の網羅的収集・分析及び運用のための調査・研究として、国際会議へ教職員を派遣する。

- ・EAJRS(European Association of Japanese Resource Specialists 日本資料専門家欧州協会)
- ・CEAL(Council on East Asian Libraries 東アジア図書館協議会)

7) 欧米中心の「外書（海外で発刊された日本文化に関する外国語書籍）」の収集範囲を中国、韓国、東アジア地域に拡大することを検討する。

(エ) 総合地球環境学研究所においては、

1) 以下の10件のプロジェクト研究を推進し、地球環境学に係わる独創的かつ領域横断的な総合研究を進め、国内外のネットワーク作りに資する。それとともに、ワークショップ、研究集会を開催して、研究成果を共有し、あわせて社会に広く公表する。

- ・乾燥地域の農業生産システムに及ぼす地球温暖化の影響
- ・近年の黄河の急激な水循環変化とその意味するもの
- ・大気中の物質循環に及ぼす人間活動の影響の解明
- ・持続的森林利用オプションの評価と将来像

- ・琵琶湖－淀川水系における流域管理モデルの構築
 - ・水資源変動負荷に対するオアシス地域の適応力評価とその歴史の変遷
 - ・アジア・熱帯モンスーン地域における地域生態史の統合的研究：1945－2005
 - ・地球規模の水循環変動ならびに世界の水問題の実態と将来展望
 - ・流域環境の質と環境意識の関係解明－土地・水資源利用に伴う環境変化を契機として－
 - ・亜熱帯島嶼における自然環境と人間社会システムの相互作用
- 2) プロジェクト研究を開始する前駆的な研究として、以下の6件の予備研究を実施する。予備研究においては、プロジェクト形成のための周到な準備と準備計画を推進し、本格的な研究プロジェクトとして確立するよう努める。
- ・北東アジアの人間活動が北太平洋の生物生産に与える影響評価
 - ・都市の地下環境に残る人間活動の影響
 - ・栽培植物の進化と生態系の変遷
 - ・古代文明の生活環境復元の試み－インダス文明を例として－
 - ・ユーラシア生活誌を基礎とする歴史環境学の構築－〈人間－自然〉関係の解明－
 - ・共生概念の再構築－極東島弧における歴史的アプローチ
- 3) 地球環境に関する観測データの収集と分析をするためのハード及びソフト両面の体制整備を行う。
- 4) 国際シンポジウム実行委員会を設立し、国内・海外組織委員による組織委員会を開催する。

(ウ) 国立民族学博物館においては、

- 1) 共同研究として本年度は、「韓国社会：グローバル化の中の諸局面」など継続課題17件と新規申請課題（審査中につき件数未定）を実施する。
- 2) 機関研究「新しい人類科学の創造」を実施し、4つの研究領域（社会と文化の多元性、人類学的歴史認識、文化人類学の社会的活用、新しい人類科学の創造）それぞれが、研究活動に着手し、予備的研究、あるいはそのための調査、研究会、シンポジウムを開始する。「社会と文化の多元性」「文化人類学の社会的活用」ではワークショップの開催を予定している。
研究領域「社会と文化の多元性」では3件、「人類学的歴史認識」では1件、「文化人類学の社会的活用」では4件、「新しい人類科学の創造」では3件のプロジェクトを実施する。
- 3) 多様な文化の共生に資する新しい世界認識の確立を目指して、これまでに蓄積されてきた有形・無形の文化資源に関する5分野の文化資源プロジェクトを開始する。

③機構本部に「人間文化研究総合推進検討委員会」を設置し、人間文化に関する総合的研究の推進等について検討を開始する。

- ④各機関において、出版物の充実をはじめとして、展示・情報発信などの多様な方法を用いて、社会への貢献に努める。

〔国立歴史民俗博物館〕

- 1) 共同研究などの研究成果は『国立歴史民俗博物館研究報告』として刊行する。
- 2) 研究成果を速やかに常設の総合展示に反映させるとともに、共同研究などに基づいた企画展示等を開催する。
 - ・企画展示2件『海を渡った華花』『東アジア中世海道』
 - ・特別企画2件『明治維新と平田国学』『日本の建築』
 - ・『新収資料の公開』
- 3) さらに日常的な研究成果を迅速に公開するため、研究速報展示を開催する。

〔国文学研究資料館〕

研究成果を出版物にするとともに、ホームページからも積極的に研究成果を発信する。

〔国際日本文化研究センター〕

出版物の翻訳の質の向上、出版形態の見直しを行う。

〔総合地球環境学研究所〕

総合地球環境学研究所の研究成果を発表するための出版物刊行の準備を行う。

〔国立民族学博物館〕

- 1) これまでの研究成果を常設展示により適切に反映させるとともに企画展を複数回開催する。
- 2) また特別展を「アラビアンナイト大博覧会」他1件開催する。
- 3) 研究成果を研究者コミュニティならびに社会に公開するため、『国立民族学博物館研究報告』(年4回)、『国立民族学博物館調査報告』(回数未定)、『Senri Ethnological Studies』(回数未定)、『Minpaku Newsletter』(年2回)、『民博通信』(年4回)、『国立民族学博物館研究年報』(年1回)を刊行する。また、地域研究企画交流センターでは、『連携研究成果報告書』『JCAS Symposium Series』の刊行に加え、コンソーシアムとの連携を基盤に『地域研究』(年2回)の刊行を行うなど地域研究の社会的発信を促進する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

各機関においては、多様な形態の研究が推進できるよう、研究組織の見直しを行い、以下のような研究実施体制の整備を進める。

(ア) 国立歴史民俗博物館においては次の通り改組する。

- 1) 日本歴史の学際的研究を推進するために、従来の情報資料研究部、歴史研究部、考古研究部、民俗研究部の4研究部体制を廃止し、1研究部に再組織する。
- 2) 研究活動の企画推進を図るために「研究連携センター」を、資料収集、展示などの企画推進を図るために「歴史資料センター」を設置する。

- (イ) 国文学研究資料館においては次の通り改組する。
- 1) 文献資料学・書誌学を基礎とした総合的学術研究の推進を図り、日本文学及びその関連の資料研究等のナショナル・センターとして発展させることを目指し3部1館制を廃止し、4研究系（文学資源研究系、文学形成研究系、複合領域研究系、アーカイブズ研究系）を設置し、全教員をいずれかの研究系に所属させる。
 - 2) 各研究系は部門制ではなく研究プロジェクト制として、1研究系に2～4の研究プロジェクトを立て、各教員は1つ以上の研究プロジェクトに属するものとする。
- (ロ) 国際日本文化研究センターにおいては、海外の日本研究機関及び日本研究者と連携・交流を強化するため調査・研究を実施する体制を整備する。
- (エ) 総合地球環境学研究所においては、研究プロジェクトの整備・充実を図るため、プロジェクト研究、予備研究、インキュベーション研究を段階的に設置する。
- 1) プロジェクト研究については、より大きな成果が上がるよう、効果的な継続、見直しの方途について中間評価を外部メンバーによる評価委員会を通じて実施する。
 - 2) 充実したプロジェクト研究を開始するために、予備研究を1年程度実施し、研究の妥当性・展望についての評価を外部メンバーによる評価委員会を通じて実施する。
 - 3) 研究プログラムの推進体制を整備するため、新たなシーズ発掘のためのインキュベーション研究を所内公募し、研究の活性化と地球環境学の基盤形成に資する。
 - 4) 研究推進センターに、新たに運営連絡会を設置し、全所的な観点から検討を行う。
- (オ) 国立民族学博物館においては、次のとおり改組する。
- 1) 研究者を研究プログラムなどに適正かつ効率的に配置するために、現行の4研究部体制を「民族社会研究部」「民族文化研究部」「先端人類科学研究部」の3研究部体制に改組する。
 - 2) 国内外の研究動向及び社会的要請を把握し研究戦略を策定するための「研究戦略センター」並びに各種文化資源の整備と活用に関する研究を行うとともに社会的運用を図るための「文化資源研究センター」をそれぞれ設置する。
 - 3) 国立民族学博物館に附置されている「地域研究企画交流センター」については、全国的な地域研究のコンソーシアム構築を目指し、同センターのあり方を見直す。その一環として、コンソーシアム加盟組織等との連携のもとに、「グローバル化時代における地域研究の構築」などの連携・共同研究13件、国際シンポジウム3件、国際共同地域研究などを実施し、大学等にかつた研究システ

ムの具体的展開を実施する。

2. 共同利用等に関する目標を達成するための措置

(1) 共同利用等の内容・水準に関する目標を達成するための措置

①各機関におけるそれぞれの基盤領域に関する共同研究を実施し、国内外の研究機関及び研究者との連携・協力を促進する。

(ア) 国立歴史民俗博物館において今年度実施する共同研究の課題は、前掲参照。(1の(1)の②の(ア))

(イ) 国文学研究資料館においては、前掲(1の(1)の②の(イ))研究プロジェクトのうち、下記の5課題を共同研究として実施する。また、招聘海外研究員による共同研究を2課題行う。

- 1) 日本古典籍特定コレクションの目録化の研究
- 2) 近世後期小説の様式的把握のための基礎研究
- 3) 開化期戯作の社会史研究
- 4) 東アジアを中心としたアーカイブズ資源研究
- 5) 文化情報資源の共有化システムに関する研究

(ウ) 国際日本文化研究センターにおいては、

前掲(1の(1)の②の(ウ)の1))の17件のうち、産官学共同研究として「「関西」史と「関西」計画—文化の生成と自然的・社会的基盤—」を、地域連携共同研究として「日本文明史の再建」を新たに実施し、日本研究に関する共同研究の内容の充実を図る。

- 1) 国際的に共同研究を推進するため外国人客員教員1名を増員し16名とする。
- 2) 文明プロジェクト「東アジア文明圏について(仮称)」日・中・韓の諸問題について国内及び中国、韓国においてシンポジウムを開催する。
- 3) 海外における国際シンポジウム等を2件開催する。
 - ・海外における日本研究会
 - ・アジア太平洋シンポジウム
- 4) 共同研究における最終年度の研究成果として、国際研究集会を2回開催する。

(エ) 総合地球環境学研究所においては、10件のプロジェクト研究と6件の予備研究を通じて、人文系から自然系の分野に携わる国内外の研究者による共同研究を実施する。さらに16年度には、人文・社会系の研究者の更なる充実を図る。

(オ) 国立民族学博物館においては、共同研究の公募を行うと同時に、運営会議の下に共同利用専門委員会を置き、研究者コミュニティの代表者を交えた同専門委員会において審査することにより、共同利用の活性化を図る。

(共同研究の実施については、前掲1の(1)の②の(オ)を参照。)

②各機関においては、研究資料及び情報の計画的な収集・整理並びに保存を行うとともに、この方面における各機関の連携・協力を促進し、国内外の研究者の広範な利用に供する。

(7) 国立歴史民俗博物館においては、資料収集・整理、データベース公開及び総合展示リニューアルの準備を積極的に進める。

1) 資料の収集整理及び目録刊行

資料を一般資料と大型の特別資料に分けて収集を進める。また、収集した資料を整理分析するプロジェクトを発足させ、目録・図録の刊行を目指し、今年度は『田中本資料目録』を刊行する。

2) 日本歴史に関する各種データベースを作成し、以下のデータベースを公開する。

- ・館蔵武器武具データベース
- ・紀州徳川家伝来雅楽器データベース
- ・館蔵近世近代古文書詳細データベース
- ・都市生活史データベース

3) 総合展示リニューアルに関しては、計画に係わる基本計画書の作成、第三展示室の実施設計を行い、併せて、第三、第四、第六展示室のリニューアルに向けての会議の開催、資料調査、資料製作、資料購入及び備品購入等を実施する。

(4) 国文学研究資料館においては、

1) 国内外の研究者の参加を得て、日本文学及びそれに関連する諸資料を計画的に調査収集する。

○日本文学原典及びその関連資料の調査並びに収集

- ・国内外の所蔵機関に存在する資料を調査し、同じく資料を原本あるいは撮影により収集する。
- ・日本文学の翻訳書・研究書の調査。

○アーカイブズ収集調査

- ・目録類による史料群所在情報の調査
- ・史料の存在形態調査
- ・所蔵史料に関連する史料の調査及び収集

2) 日本文学及び歴史資料に関する各種データベースの充実を図る。

- ・古典籍総合目録データベース
- ・マイクロ資料・和古書目録データベース
- ・近代文献データベース
- ・日本古典資料調査データベース
- ・所蔵史料データベース
- ・史料所在情報検索データベース
- ・史料情報共有化データベース
- ・国文学論文目録データベース
- ・欧州所在日本古書総合目録データベース

3) 日本文学に関する研究情報を網羅した『国文学年鑑』(平成14年版)の刊行と平成15年版の原稿作成、編集作業を行う。

4) 「情報事業センター」を設置し、収集した資料・情報を適切に提供する体制を整備する。

- ・図書購入
- ・文献資料受入整理
- ・文献資料保存
- ・閲覧サービス
- ・目録関係システム維持管理

(ウ) 国際日本文化研究センターにおいては、

1) 「日文研ホームページ／データベース案内」と関連して、「日本研究」「JAPAN REVIEW」の検索サイトを充実する。

2) 日本研究基礎資料高度利用情報システムを構成する三次元化・可視化システム及びコラボレーションシステムを導入し、日本研究資源を研究者にとって利用しやすい形態で提供できる環境を整備する。(3年計画の2年目)

3) 次の所蔵資料のデータベース構築を引き続き推進する。

- ・貴重書データベース
- ・外像データベース
- ・近世艶本資料データベース
- ・平安京都名所図絵データベース
- ・GIS考古学データベース
- ・怪異・妖怪伝承データベース
- ・日文研所蔵・岡崎庭園写真データベース

(エ) 総合地球環境学研究所においては、各研究プロジェクトによる研究を推進するなかで、収集、分析された各種の研究資料と情報について、提供・利用するための体制の整備に関する検討を進める。

(オ) 国立民族学博物館においては、

1) 国内外で各種資料の収集を行うとともに、その整理・情報化を進めデータベースやマルチメディア・コンテンツとして公開する。同時にこれら資料と既存のアーカイブズ資料が有機的に連携できるデジタル・アーカイブズの構築に着手する。また、国立情報学研究所と協力して、中国語文献3,000件程度の遡及入力を行う。

2) 収集：標本資料収集、映像取材と連携させた収集活動を国内外の数地域に関して行うとともに、国内外の民族学資料のコレクション収集を継続して行う。

3) 17年度以降の資料収集・映像取材のための予備調査を実施する。

4) 映像資料の編集：平成14年度から平成15年度に取材を行ったフランス・スペイン関連映像の編集を実施し、長編番組作成1本を予定する。

- 5) デジタル・アーカイブズ：共同利用及び社会還元の有効なフィールド・ワークで収集された各種資料のデジタル・アーカイブズ化を推進する。3件に着手する。
- 6) 所蔵資料関連データベース：所蔵資料に関するデータベース2件の内容を充実させ逐次公開する。
- 7) 研究データベース：共同利用に供するための各種研究データベース3件につき公開に向け調査整理に着手するとともに一部を公開する。
- 8) 資料管理システム開発：各種資料の保存・監理システムの機能強化を図るための調査研究を行うとともに、その一部の開発に着手する。

③機構本部において、各機関のデータベースの内容等を調査し、平成17年度以降の効率的な結合方法を検討する。

④各機関の目的に沿った、共同利用の充実に努める。

〔国文学研究資料館〕

共同研究委員会を設置し、共同研究の企画立案及び実施を図る。

〔国際日本文化研究センター〕

共同研究の課題について、国内1件、国外1件を公募し、また、共同研究員の国外公募を1件増やし2件実施する。

〔国立民族学博物館〕

共同研究の公募枠を拡大し、その審査基準のあり方について見直しを図る。

⑤海外関係諸機関との連携・協力のための調査研究を行う。

(2) 共同利用等の実施体制等に関する目標を達成するための措置

①「教育研究評議会」「経営協議会」及び各機関に置かれる「運営会議」における意見を積極的に取り入れる。

②各機関の所蔵資料データベースを横断検索する仕組みを構築するための検討を開始する。

〔国立歴史民俗博物館〕

研究者等への館蔵資料閲覧システムをより迅速化するとともに、充実を図るため、即日閲覧を新たに実施する。

〔国文学研究資料館〕

所蔵資料に関する調査収集から整理・保存、閲覧、情報提供に至るまでの業務を一体的に運営し、効率的・効果的な実施体制を整備するため、情報事業センターを設置する。

また、情報サービスの向上を目指し、データベースの総合窓口の設置、ユーザー管理を含むデータ収集・評価支援システムの設計・構築を実施する。

〔国際日本文化研究センター〕

貴重資料、大型コレクションなど特色ある蔵書の PR、デジタルコンテンツ化とネット公開、迅速な相互貸借サービス等による利用の促進を図る。

また、データベース公開のための情報環境の更新及び公開用ソフトウェアの改善を図るとともに、利用者認定方策の改善を図る。

[国立民族学博物館]

所蔵資料に関する情報提供にかかる情報環境の整備・改善を図る。

③海外の研究者ネットワークとの連携を強化し、国際的協業の基盤整備に努める。

④各機関において国内外の研究者の受け入れ・共同研究の公募・客員教員の採用等を積極的に図る。

(3) 共同利用等に関するその他の目標を達成するための措置

①共同利用者に対する各種情報の提供を行うため、各機関のホームページを充実させると同時に、出版・研究集会等を通しての双方向的な情報や成果の共有、共同利用に関する積極的な情報公開等を進める。

②共同利用者のための施設設備の充実を図る。

③大学・研究機関等と連携したデータベース構築、多機能検索システムと独自のコラボレーション・システムの構築について準備をすすめ、学術研究の進展に即した共同利用の体制の整備に努める。

3. 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 大学院への教育協力に関する目標を達成するための措置

①国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国際日本文化研究センター及び国立民族学博物館においては、本機構と総合研究大学院大学との協定に基づき、同大学院博士課程教育を、各機関の基盤的研究と一体的に以下のとおり協力・実施する。

(ア) 国立歴史民俗博物館においては

- 1) 日本歴史研究専攻紹介のための公開講演会を開催する。
- 2) 履修年次の区分を廃止し、柔軟な履修計画が立てられるようにする。

(イ) 国文学研究資料館においては、日本文学研究専攻において、原典資料が持つ情報を活用して、先進的な日本文学研究を行う人材を育成する。

(ウ) 国際日本文化研究センターにおいては、大学院教育のより一層の充実を目指し、教育カリキュラム改正の検討を開始する

(エ) 国立民族学博物館においては、地域文化学専攻及び比較文化学専攻において、

より充実した教育・研究指導を行う。

- ②他大学所属の大学院生を特別共同利用研究員として積極的に受け入れ、専門的研究指導を行うなど、総合研究大学院大学以外の大学院教育に協力する。

[国立民族学博物館]

特別共同利用研究員の受け入れ枠を拡大するとともに、総合研究大学院大学文化科学研究科地域文化学専攻・比較文化学専攻の授業のうち、同研究員の聴講可能なものを増やして専門的教育指導を充実させる。

(2) 人材養成に関する目標を達成するための措置

- ①各機関において、共同研究等を組織する際、競争的外部資金の活用等により、積極的に国内外の若手研究者の参加を促進する。

- ②各機関において、若手研究者育成の観点から適切な領域にリサーチ・アシスタントを採用し、人材の育成を積極的に図る。

- ③各機関それぞれにおいて、人材養成のための以下の措置を実施する。

(ア) 国立歴史民俗博物館においては、若手研究者の養成のために非常勤研究員、リサーチ・アシスタント、大学院生、特別共同利用研究員、外来研究員などを各種研究プロジェクトに参加させ、日本歴史を学際的に研究し得る人材の養成を積極的に進める。

(イ) 国文学研究資料館においては、研究プロジェクト及び資料の調査収集に積極的に若手研究者を参加させ、人材育成を促進する。

(ウ) 国際日本文化研究センターにおいては、国際交流基金と連携し、海外の若手研究者の育成や日本研究関係学科等の創設に関する助言・指導を行う。

(エ) 総合地球環境学研究所においては、プロジェクト研究・予備研究及びインキュベーション研究への若手研究者の参画を促進する。さらに地球研セミナー・談話会などの各種所内研究会を若手研究者による運営にゆだねるなどして、研究活動を通じて人材養成を図る。

(オ) 国立民族学博物館においては、研究機関研究員、共同研究員、外来研究員、特別共同利用研究員の諸制度を活用し、文化人類学（民族学）とその隣接分野の人材養成に資する。

4. その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- ①公開講演会・展示・ホームページや出版等の多様な活動を通じて、研究成果を社会

へ普及させるとともに、社会との連携を積極的に推進する。

(7) 国立歴史民俗博物館においては、

- 1) 展示活動の充実を図るとともに、総合展示リニューアル計画を推進する。
- 2) 次の2件の企画展示を実施する。
 - ・「海を渡った華花」
 - ・「東アジア中世海道」
- 3) 次の2件の特別企画を実施する。
 - ・「明治維新と平田国学」
 - ・「日本の建築」
- 4) 新収蔵資料の一般公開として「新収資料の公開」を実施する。(年1回)
- 5) 広報活動の一環として、日本歴史の研究の現状をわかりやすく理解してもらうための「歴博講演会」を開催する。(月1回)
- 6) 研究成果を広く一般に公開する「歴博フォーラム」を開催する。(年4回)
- 7) 文化庁と総務省が連携して、国内の日本文化遺産に関する情報を積極的に公開することを目的とした「文化遺産オンライン」に協力する。
- 8) 広報活動の一環として、全国生涯学習フェスティバル(まなびピア)へ出展する。
- 9) 国際交流については、国際交流委員会を設置し、学術交流協定を締結した中国社会科学院考古研究所、韓国国立民俗博物館、韓国国立文化財研究所などと国際研究集会の開催、資料の交流借用などを通じた学術交流を図る。

(4) 国文学研究資料館においては、

- 1) 日本文学の普及を図り、古典について広く深く理解してもらうため、特定の作品について、第一線で活躍している研究者による連続講演を開催する。(年5回)
- 2) 日本文学の普及を図るためシンポジウムを開催する。(年1回)
- 3) 研究プロジェクト及び諸事業の成果報告若しくは日本文学の最新の研究動向を伝達することを目的として、館外の研究者や大学院生を対象としたセミナーを開催する。(年4回)
- 4) 社会への広汎な普及活動として、高校生に日本文学への関心を高めてもらうため、高校生セミナーを開催する。(年1回)
- 5) 館蔵の古典籍や他機関所蔵の貴重な古典籍などを展示し、研究教育の向上に努めつつ、一般に対する文学の普及を図ることを目的として、通常展示(年2回)、特別展示(年3回)を開催する。

(5) 国際日本文化研究センターにおいては、

- 1) 来日中の外国人研究員への発表機会の提供、及び一般市民との交流の場の提供を目的とした日文研フォーラムを開催する。(年11回)
- 2) 日本に在住する外国人研究者を本センターに招き、日本研究上の諸問題等をテーマとして日本在住外国人シンポジウムを開催する(年1回)

- 3) 外国人研究者の研究発表と国際交流を兼ねた英語によるセミナーを開催する。
(年11回)
- 4) 教員による研究活動の発表と日本研究の普及を目的とした学術講演会を開催する。(年5回)
- 5) 東京において日本研究の普及を目的に、教員と外国人研究員の講演による東京講演会を開催する。(年1回)
- 6) 本センターで開催される国際研究集会及び国際シンポジウムの期間中に、普及活動の一環として同時通訳による公開講演会を開催する。(年2回)
- 7) 一般公開として、図書室、セミナー室等の施設を公開し、講堂においての教員による講演会を開催し、また、展示コーナーを設け、研究資料のデータベースの紹介や所蔵の貴重図書・写真等を公開する。(年1回)
- 8) 教員が隣接する小学校へ出向き、生徒に分かりやすい内容で学問の一端を紹介する授業を行う。(年1回(8コマ))

(エ) 総合地球環境学研究所においては、

- 1) 研究成果の公開を目的として、地球研フォーラム(年1回)、地球研セミナー(年4回程度)を開催する。
- 2) ホームページの充実を図るとともに、要覧・年報の刊行を行う。
- 3) 他の機関(国際日本文化研究センター、国立民族学博物館)との研究連携のもと、「個に宿る全体」研究会を開催(年3回程度)する。
- 4) 総合地球環境学研究所の設立趣旨に沿った展示を企画する。

(オ) 国立民族学博物館においては、

- 1) 展示活動の充実を図るとともに、常設展示改修の検討を開始する。
- 2) 巡回展・共催展を複数回開催するほか、次年度以降の計画立案のため国内外博物館との調整を行う。
- 3) 国内外の主要な博物館・美術館との機能的な連携を目指した国内・国際ネットワーク形成を図る。
- 4) 社会と連携した博物館活動の一環としてミュージアムパートナー(ボランティア)の導入を図る。
- 5) 社会連携を推進するため、研究成果を学術講演会(年1~2回)、シンポジウム、フォーラムなどにより、また、パフォーマンスや映像などは研究公演・映画会(年4回程度)として広く公開する。
- 6) 研究の成果は、各種出版物はもとより、『みんぱくゼミナール』(年12回)や各種メディアによる多様な活動によって社会還元を行う。
- 7) 館の社会連携広報として『月刊みんぱく』(年12回)を発行する。
- 8) 館の活動情報を迅速且つ広汎に広報するためホームページ及び『みんぱく e-news』の充実を図る。
- 9) 教育現場との連携ツール『みんぱく』の拡充を図り、他の連携手法の開発に着手し、一般向けコンテンツの拡充と公開を推進する。

②各教育・研究機関、地方自治体等の専門職員の研修を実施・協力する。

(ア) 国立歴史民俗博物館においては、

- 1) 歴史民俗資料館等において、歴史資料・考古資料・民俗資料等の保存活用を担当する者に対し、専門知識と技能の向上を目的とした「歴史民俗資料館等専門職員研修会」を文化庁とともに実施する。研修は1期2年制で、本年は2年目の研修を実施する。
- 2) 展示を学校教育、生涯教育などで活用するために、「先生のための歴博講座」その他の教員研修を実施する。

(イ) 国文学研究資料館においては、次のとおり研修を実施している。

1) アーカイブズカレッジ

多様な史資料を取扱う専門的人材を養成するため、長期コース・短期コースをそれぞれ年1回開催する。また、カリキュラム等の改善を図るため、講義を担当するアーカイブズ研究系教員を中心にカリキュラム研究会を開催する。

2) 日本古典籍講習会

図書館司書を対象として、日本古典籍に関する専門知識や取扱方法・目録及びデータベース化の方法について、年1回開催する。

(ウ) 国立民族学博物館においては、独立行政法人国際協力機構からの委託事業として、世界各国のキュレーターを対象とした「博物館学集中コース」を開設し、その円滑な実施のために館内に専門部会を設けるとともに、研修内容の連携・協力を図るため、滋賀県立琵琶湖博物館からの外部委員を加えた運営委員会を組織する。

③諸外国の研究機関等との関係の構築を図り、外国人研究者の招聘、研究者の海外派遣を進めるとともに、国際研究集会・国際シンポジウムの開催やそれへの研究者の参加を積極的に支援する体制を促進する。

[国立歴史民俗博物館]

国立歴史民俗博物館においては、次の国際支援事業を行う。

- 1) 国際シンポジウム「アジアの植物多様性」
- 2) 国際セミナー「日韓口承文芸交流」
- 3) 研究交流集会「韓国民俗学・日本民俗学Ⅰ・Ⅱ」(開催地：歴博及び韓国)

[国文学研究資料館]

- 1) 2名の外国人研究者を招聘し、学術研究の推進を図る。
- 2) 国内及び海外の研究者の交流を深め、より広い視野から我が国の文学の研究を発展させることを目的として、国際日本文学研究集会を年1回開催する。

[国際日本文化研究センター]

海外研究交流室の充実及び受入事務体制の強化を図る。

④国際学術機関との研究協力及び国際交流基金等の関連諸機関との連携を通じて、学術的・技術的支援を進める国際貢献のための体制を検討する。

⑤知的財産共有センター（他の大学共同利用機関法人との連合組織）と連携し、知的財産の管理・活用等に努める。

Ⅱ．業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1．運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

①役員会においては、経営協議会及び教育研究評議会の審議を踏まえながら、中期目標・中期計画・年度計画、予算・決算、人事、重要な組織の設置・改廃等の重要事項について審議を行う。また、機構長の下に各機関の長等を含む機構会議を置き、各機関間の調整及び協議を行う。

②理事は、組織の効果的・機動的な運営のため企画・連携、管理運営、研究・交流、評価等、機構運営上の重要機能について機構長を補佐する。

③機構本部に事務局を置く。

④機構に各機関を代表する者が参画する企画連携室を設置し、各機関間の研究連携等を促進するための調整及び協議を行う。

⑤外部資金の情報収集等研究支援のための事務組織の整備に努める。

⑥各機関には、外部有識者が参加する運営会議を設置し、各機関の特性に応じた研究者コミュニティ等の意見を積極的に反映させ、機関の運営に資する。

⑦各機関の長が組織する会議等の機能、権限を明確にし、効果的・効率的な運営を図る。

⑧各機関への基盤的経費は、各機関の活動に基づく資源配分を原則として行い、これに加えて企画連携室の活動など機構全体に関わる事項に対して配分を行う。また、機構長及び機関の長のリーダーシップが発揮できるよう戦略的運営を図るため、裁量経費を措置する。

⑨社会保険労務士及び弁護士と顧問契約を締結するなど、必要に応じ機構運営に財務会計や人事労務の外部専門家を活用する。

2．研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

研究実施体制の整備に関する目標を達成するための見地から、所要の措置を実施する。

3. 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- ①各機関の特性を踏まえつつ、平成17年度以降の人事管理システムを検討する。
- ②各機関における研究者及び事務系職員の配置は機関の長の裁量に委ねる。
各機関においては、業務の適正な執行を図る観点から、運営体制、職務・責任分担及び役割分担の見直しを行い、職員の適正配置に努める。
- ③研究者の任期制については、現行の適用範囲等の拡充を検討する。また、公募制や研究者の外部資金による若手研究者の任期付き採用を通して、機動的で柔軟な教員の配置を図る。
- ④事務職員・技術職員の採用は、競争試験又は選考によることとし、競争試験は国立大学法人等採用統一試験により実施する。
- ⑤事務職員・技術職員について、大学等との人事交流を積極的に推進する。
- ⑥勤務評定実施のための要項等を整備するとともに職員研修の充実に努める。

4. 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ①機構本部の役割・機能を踏まえた事務体制の整備を進めるとともに、事務の一元化・集中化に着手し効率的な事務体制を構築するよう努める。
- ②機構本部及び各機関は、事務情報化を積極的に推進する。その一環として機構内ネットワークを構築し、財務会計システム等業務システムの導入及び情報を共有することにより業務の合理化・効率化・迅速化を図る。
- ③共済関係業務等種々の業務について外部委託の可能性を検討し、総合的なコスト評価を行った上で、外部委託が有効な業務については積極的に検討を行う。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ①申請件数を増やすこと等により、科学研究費補助金等の競争的研究資金の獲得に努める。
- ②受託研究、民間等との共同研究等の促進により、外部資金の積極的獲得を図る。

2. 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ①経費の抑制についての意識の徹底を図るとともに、財務分析を行うなど費用対効果を検討する。

②省エネ対策に配慮した機器・物品の購入、節電、節水及び冷暖房温度の適切な管理、電子メール等の活用による紙の使用量の抑制など引き続き経費の節約に努める。

③管理業務等に係る経費の節減を図るため、費用対効果を勘案し、業務の外部委託の検討を行う。

3. 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

法定監査人及び監事による指導を踏まえて適切な運用管理に努める。

IV. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 評価の充実に係る目標を達成するための措置

①機構本部に機構外有識者を含む評価委員会を設置し、自己点検・評価のシステムについて調査検討を進め整備を図る。

②国立大学法人評価委員会へ提出する業務実績報告書の作成との関連において、自己点検・評価に着手する。

③各機関において、自己点検・評価体制の整備を図り、主要事業における評価の充実に努める。

2. 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

①自己点検・評価及び国立大学法人評価委員会等の評価結果が得られるのは次年度となるので、これら評価の実施に関する主要な情報を、機構本部及び各機関のホームページに掲載し公表する。

②企画連携室を中心として情報公開の体制を検討し、さらにホームページの充実に図るための体制を整備する。

また、機構創設シンポジウムを開催するとともに、マスコミ関係者との懇談会を開催するなど、広報活動に努める。

(ア)国立歴史民俗博物館においては、

1) 広報一元化のため広報委員会を設置するとともに、館外の有識者を含めた広報懇談会も併せて設置し、効果的な広報活動を進める。

2) また、共同研究などの研究成果は『国立歴史民俗博物館研究報告』として刊行するとともに、研究情報を網羅した『国立歴史民俗博物館研究年報』を刊行する。さらに、広報誌『歴博』を発行する。

3) また、英文ホームページの拡充などホームページの一層の充実に図るための体制整備を行う。

(イ)国文学研究資料館においては、広報委員会等を設置しホームページ及び広報誌

の企画、調整を行い、広報活動の充実を図る。

(ウ)国際日本文化研究センターにおいては、

- 1) 従来からの情報公開、広報活動の取組みを堅持するとともに、新たな対応等について、所内の委員会等で、検討を開始する。
- 2) ホームページにおけるユーザーインターフェースを改善するための全面的な見直しを実施する。
- 3) インターネット放送システムの更新を行ない、高画質での配信を可能とするよう努める。

(エ)総合地球環境学研究所においては、

- 1) 広報委員会や研究推進センターにおいて情報公開について企画・立案するとともに、ホームページの充実を図る。
- 2) プレス懇談会を随時行う。

(オ)国立民族学博物館においては、

- 1) 情報公開に当たっては、研究情報を網羅的に集めた『研究年報』を刊行する。より紙面を見やすく改訂した平成15年度版を編集、刊行する。『研究年報』の内容は既にホームページで閲覧できるようになっているが、利用の利便性を更に高める。
- 2) 情報を迅速に公開するため、ホームページの内容的な充実と使用の利便性向上、並びにデザインの改善を行う。
- 3) これらの情報公開にかかる広報戦略を検討する広報企画会議とそれを支援する広報企画室を設置し、情報の一元的把握と迅速な社会的要請への対応を目指す。
- 4) プレス懇談会を開催（原則として月1回）し、報道機関を活用した広報活動の展開及び特別展示の内見会を行う。

V. その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1. 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

①機構と各機関において、施設マネジメントの体制を構築し、実施に向けた活動に努める。

(ア)国文学研究資料館においては、

立川市への移転に向けて、土地の一部購入及び総合研究棟の建設工事に着手する。
また、引き続き次年度予定の施設建設のため、施設整備費補助金の確保に努める。

(イ)国際日本文化研究センターにおいては、

- 1) 図書資料の収容能力が限界点に達していること、マイクロ資料、視聴覚資料等の保存と利用のための施設が狭隘化していること、また今後増加する電子メディアの効果的な提供が求められることから、収蔵能力の拡張等により利便性

の高い利用環境の整備を図るため、関係施設増築のための施設整備費補助金の確保に努める。

2) 電話交換機更新を実施する。

(f) 総合地球環境学研究所においては、

創設時の全体計画に基づき、PFI事業により施設整備を確実に実施することとし、16年度においては新研究施設（総合研究棟及びセミナーハウス棟）の建設工事に着手する。

②研究活動の推進及び研究のための資料保存等に必要な施設の整備計画を作成し、計画的な施設整備を行うとともに、研究施設等の適正な確保に努める。

(f) 国立歴史民俗博物館においては、

1) 共同研究、研究者・大学院生の増員等による施設の狭隘化を緩和するため、また、AMS炭素年代測定法の実験研究拡充を図るため、共同研究棟の建設に向けた施設整備費補助金の確保に努める。

2) 屋上防水改修を実施する。

(f) 国立民族学博物館においては、

1) 燻蒸施設で殺虫・殺菌に使用している臭化メチル製剤がオゾン層破壊物質として生産規制（2004年末全廃）を受ける。よって酸化エチレン・CO₂・N₂ガス燻蒸設備に更新するため、又施設整備計画策定における基幹整備（電気設備の更新）等の実現に向けた施設整備費補助金の確保に努める。

2) 外灯設備改修を実施する。

③各機関において、施設の利用状況を調査し、施設の合理化及び研究活動の支援に必要な建物・設備等の評価を行うための指導・助言・協力をする。

④施設の安全で効率的な利用・管理・運営のため、施設・設備の利用、維持管理及び改修整備の計画を作成し計画的な施設整備を行い、研究施設等の適正な確保に努める指導・助言・協力を行う。

2. 安全管理に関する目標を達成するための措置

①労働安全衛生法等を踏まえ、機構及び各機関は、安全衛生管理体制を整えとともに、安全衛生環境の充実に努める。

②各機関ごとに労働安全衛生法等に定める事項について、安全衛生委員会を設置し、所要の事項を審議し、安全衛生管理等の重要性を周知・徹底する。また、衛生管理者・産業医の設置など所要の組織編成を行い、教職員及び学生の安全衛生の徹底を図る。

- ③各機関において、事故防止の対策と災害発生時の対処について、緊急連絡体制を構築してマニュアル化し周知を図る。また、防災訓練等を実施して、教職員等の防災への意識の向上を図る。
- ④必要な防犯設備として、建物及び屋外環境における防犯・警備対応の体制を整備する。

平成16年度 大学共同利用機関法人人間文化研究機構 年度計画

Ⅵ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

Ⅶ 短期借入金の限度額

29億円

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究、社会との連携、国際交流、移設整備等に充当する。

Ⅹ その他

1 施設・設備に関する計画

（単位 百万円）

施設・設備の内容	予定額	財 源
・ 立川団地総合研究棟Ⅰ （軸Ⅰ） ・ 小規模改修 ・ 立川団地 土地購入	総額 578	施設整備費補助金 （578）

注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

研究目的に即した柔軟な教員の確保を図るため、任期制や公募制の活用など、研究者の交流、流動化を図る。

(参考1) 16年度の常勤職員数 417人

また、任期付職員数の見込みを35人とする。

(参考2) 平成16年度の人件費総額見込み 5,527百万円

(別紙)

○予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

3 施設・設備に関する災害復旧に係る計画

平成16年10月に発生した台風23号により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成16年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	11,630
施設整備費補助金	578
施設整備資金貸付金償還時補助金	144
自己収入	159
雑収入	159
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	202
長期借入金収入	0
計	12,713
支出	
業務費	11,789
教育研究経費	8,601
一般管理費	3,188
施設整備費	578
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	202
長期借入金償還金	144
計	12,713

[人件費の見積り]

期間中総額5,527百万円を支出する。(退職手当は除く)

2. 収支計画

平成16年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	11,957
経常費用	11,957
業務費	9,885
教育研究経費	4,182
受託研究費等	177
役員人件費	56
教員人件費	2,976
職員人件費	2,495
一般管理費	1,786
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	285
臨時損失	0
収入の部	11,957
経常収益	11,957
運営費交付金	11,311
受託研究等収益	172
寄附金収益	25
財務収益	0
雑益	164
資産見返運営費交付金等戻入	5
資産見返寄附金戻入	279
資産見返物品受贈額戻入	1
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成16年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	12,798
業務活動による支出	11,672
投資活動による支出	897
財務活動による支出	144
翌年度への繰越金	85
資金収入	12,798
業務活動による収入	11,991
運営費交付金による収入	11,630
受託研究等収入	172
寄付金収入	25
その他の収入	164
投資活動による収入	722
施設費による収入	722
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	85

大学共同利用機関法人人間文化研究機構

年度計画

平成 1 7 年 3 月 2 9 日

目 次

I. 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1. 研究に関する目標を達成するための措置	
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	1
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置	6
2. 共同利用等に関する目標を達成するための措置	
(1) 共同利用等の内容・水準に関する目標を達成するための措置	
(2) 共同利用等の実施体制等に関する目標を達成するための措置	9
(3) 共同利用等に関するその他の目標を達成するための措置	10
3. 教育に関する目標を達成するための措置	
(1) 大学院への教育協力に関する目標を達成するための措置	
(2) 人材養成に関する目標を達成するための措置	11
4. その他の目標を達成するための措置	
(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置	12
II. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1. 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	14
2. 研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	15
3. 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	
4. 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	16
III. 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	
2. 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	
3. 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	

IV. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1. 評価の充実に関する目標を達成するための措置	
2. 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	----- 1 7
V. その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
1. 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置	----- 1 8
2. 安全管理に関する目標を達成するための措置	----- 1 9
VI. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画（別紙）	----- 2 0
VII. 短期借入金の限度額	
VIII. 重要な財産を譲渡し、または担保に供する計画	
IX. 剰余金の使途	
X. その他	
1. 施設・設備に関する計画	
2. 人事に関する計画	----- 2 1
（別紙）予算、収支計画及び資金計画	
1. 予算	----- 2 2
2. 収支計画	----- 2 3
3. 資金計画	----- 2 4

I. 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

①大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「本機構」という。）が設置する国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国際日本文化研究センター、総合地球環境学研究所及び国立民族学博物館の5つの大学共同利用機関（以下「各機関」という。）における研究水準及び研究成果を一層進展させるため、機構本部の企画連携室を中心に、機構の各機関が共同して研究テーマ「日本とユーラシアの交流に関する総合的研究」を設定し、新たな人間文化研究の推進を図る。

②各機関において次のように研究活動を推進する。

(ア) 国立歴史民俗博物館においては、内外の研究者を組織する研究プロジェクトとして、共同研究及び資料調査研究を実施する。

1) 共同研究

共同研究は「基幹研究」「基盤研究」「個別共同研究」の3つの型を設定して推進する。今年度も引き続き基幹研究、基盤研究の充実を図る。

○基幹研究

- ・生業・権力と知の体系に関する歴史的研究（3年計画の1年目）
- ・交流と文化変容に関する史的研究（3年計画の1年目）
- ・神仏と生死に関する通史的研究Ⅰ（3年計画の2年目）
- ・20世紀に関する総合的研究Ⅰ（3年計画の2年目）

○基盤研究

a. 資料の高度歴史情報化と資料学的総合研究

- ・縄文・弥生集落遺跡の集成的研究（3年計画の1年目）
- ・明治地籍図の集成的研究（3年計画の2年目）
- ・民俗研究映像の資料論的研究Ⅰ（3年計画の2年目）

b. 資料の科学的調査及び総合的年代研究

- ・歴史資料の材質・製作技法と生産地に関する調査研究Ⅰ（3年計画の2年目）
- ・高精度年代測定法の活用による歴史資料の総合的研究（3年計画の3年目）
- ・「高松宮家伝来禁裏本」の基礎研究（4年計画の3年目）

c. 博物館学的総合研究

- ・歴史展示における「異文化」表象の基礎的研究（3年計画の3年目）

○個別共同研究

- ・日本歴史における水田環境の存在意義に関する総合的研究（3年計画の1年目）など10課題の研究を実施する。

2) 資料調査研究プロジェクト

館蔵資料を中心とした歴史資料の調査研究プロジェクトを本格的に実施する。

a. 館蔵砲術関係資料（2年計画の1年目）

- b. 館蔵武器武具資料（2年計画の1年目）
- c. 館蔵弥生青銅器資料（3年計画の1年目）
- d. 「懷溜諸屑」データベース化のための調査研究（2年計画の2年目）
- e. 館蔵死絵資料（4年計画の1年目）
- f. 館蔵直良コレクション（4年計画の2年目）
- g. 館蔵見世物コレクション（5年計画の2年目）
- h. 館蔵瓦コレクション（1年計画）

(イ) 国文学研究資料館においては、既存の研究領域の再編成と新たな研究手法の拡張を目指し、次の研究プロジェクトを実施する。

1) 基礎的研究

- ・日本古典籍特定コレクションの目録化の研究（6年計画の2年目）
- ・和刻本（五山版・近世初期刊本）の研究（6年計画の2年目）
- ・近世後期小説の様式的把握のための基礎研究（6年計画の2年目）
- ・東アジアを中心としたアーカイブズ資源研究（6年計画の2年目）

2) 総合的研究

- ・学芸書としての中世類題集の研究（6年計画の2年目）
- ・近世文芸の表現技法「見立て・やつし」の総合研究（6年計画の2年目）
- ・古典形成の基盤としての中世資料の研究（6年計画の2年目）
- ・平安文学における場面生成研究（6年計画の2年目）
- ・開化期戯作の社会史研究（6年計画の2年目）
- ・経営と文化に関するアーカイブズ研究（6年計画の2年目）

3) 応用的研究

- ・本文共有化の研究（3年計画の2年目）
- ・文化情報資源の共有化システムに関する研究（3年計画の2年目）
- ・アーカイブズ情報の資源化とネットワークの研究（6年計画の2年目）

(ロ) 国際日本文化研究センターにおいては、日本文化に関する国際的及び学際的な総合研究を、国内外の研究機関、研究者と協力しつつ推進する。

1) 外国人研究員が参画する共同研究を次のとおり16件実施する。

- ・コマーシャル映像にみる物質文化と情報文化（3年計画の3年目）
- ・京都を中心とした、日本の伝統工芸の過去・現在・将来（3年計画の3年目）
- ・日本文明史の再建（3年計画の2年目）
- ・文化としての植物－日本の内と外－（3年計画の3年目）
- ・性欲の文化史（3年計画の3年目）
- ・公家と武家－官僚制と封建制の比較文明史的研究－（3年計画の3年目）
- ・日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚（3年計画の2年目）
- ・戦間期日本の社会集団の相互関係とネットワークについて－政・官・軍・メディア・経済界・教育事業家などを中心に－（3年計画の3年目）
- ・出版と学芸ジャンルの編成と再編成－近世から近現代へ（3年計画の3年目）

- ・近代東アジアにおける二字熟語概念の成立に関する総合的研究（1年計画・国外公募継続）
 - ・「関西」史と「関西」計画－文化の生成と自然的・社会的基盤－（3年計画の2年目）
 - ・日本における「死の場所」と「死生観」の変遷に関する総合的研究（1年計画・国内公募）
 - ・王権と都市に関する比較史的研究（3年計画の1年目）
 - ・前近代東アジア三国の交流と文化的波長（1年計画・国外公募）
 - ・日本における住まいの風土性・持続性（1年計画・国外公募）
 - ・「文明交流圏」としての「海洋アジア」（3年計画の1年目）
- 2）日本文化の基盤領域の研究に資するため、比較文化映像資料研究等の基礎領域研究を実施する。
- 3）「文明研究プロジェクト」として、シンポジウムを開催する。
- 4）平成16年度に新設した「伝統文化芸術総合プロジェクト」として国内での研究集会を開催する。
- 5）海外における国際シンポジウム等を次のとおり開催する。
- ・海外における日本研究会
 - ・アジア太平洋シンポジウム
- 6）海外に所在する日本文化に関する資料等の調査のため教職員を派遣する。また、海外で日本文化研究資料に携わる専門家との連携協力関係を築くとともに、本センターが収集蓄積している文献資料コレクション、データベース等のPRと利用の普及を図るため、次の国際会議に出席する。
- ・EAJRS (European Association of Japanese Resource Specialists 日本資料専門家欧州協会)
 - ・CEAL (Council on East Asian Libraries 東アジア図書館協議会)
- 7）欧米中心の「外書（海外で発刊された日本文化に関する外国語書籍）」の収集範囲を中国、韓国、東アジア地域に拡大する。
- (エ) 総合地球環境学研究所においては、
- 1）以下のプロジェクト研究を推進し、地球環境学に係わる独創的かつ領域横断的な総合研究を進め、国内外のネットワーク作りに資する。それとともに、ワークショップや研究集会を開催して研究成果を共有する。
- ・乾燥地域の農業生産システムに及ぼす地球温暖化の影響
 - ・近年の黄河の急激な水循環変化とその意味するもの
 - ・大気中の物質循環に及ぼす人間活動の影響の解明
 - ・持続的森林利用オプションの評価と将来像
 - ・北東アジアの人間活動が北太平洋の生物生産に与える影響評価
 - ・琵琶湖－淀川水系における流域管理モデルの構築
 - ・亜熱帯島嶼における自然環境と人間社会システムの相互作用
 - ・水資源変動負荷に対するオアシス地域の適応力評価とその歴史的変遷

- ・アジア・熱帯モンスーン地域における地域生態史の統合的研究：1945－2005
 - ・地球規模の水循環変動並びに世界の水問題の実態と将来展望
 - ・流域環境の質と環境意識の関係解明－土地・水資源利用に伴う環境変化を契機として－
 - ・都市の地下環境に残る人間活動の影響
 - ・社会的、生態的そして地球環境問題としての遺伝資源の喪失
 - ・日本列島における人間－自然相互関係の歴史的・文化的検討
- 2) プロジェクト研究を開始する前駆的な研究として、7件程度の予備研究を実施する。予備研究においては、プロジェクト形成のための周到な準備と準備計画を推進し、本格的な研究プロジェクトとして確立するよう努める。
- 3) 将来の地球研のプロジェクト研究のシーズとして発展の見込まれるインキュベーション研究の提案を所内で募り、全所的な検討を経た上で、地球研インキュベーション研究として立ち上げる。
- 4) 地球環境に関する調査資料の分析・解析を行うためのシステムを整備する。
- 5) 地球環境学にする国際シンポジウム（平成18年度開催）を実施開催するにあたり、平成17年度はそのプレシンポジウムを6月及び10月の2回に分けて開催する。併せて国際シンポジウムの企画及び準備を行う。
- (オ) 国立民族学博物館においては、
- 1) 共同研究として、文化人類学・民族学及び関連諸分野を含む幅広い研究、及び本館の所蔵する資料に関する研究などとして、「中国の社会変化と再構築－革命と実践と表象を中心に」、「国立民族学博物館所蔵資料の総合的保存管理：システム構築にむけての基礎的研究」、「開発援助の人類学的評価法」など、継続課題26件を実施する。さらに10月から開始される新規申請課題（募集中につき件数未定）を実施する。
- 2) 機関研究「新しい人類科学の創造」を4つの研究領域にわたって、引き続き実施する。
- ・研究領域「社会と文化の多元性」においては、「運動の現場における知の再編」など
 - ・研究領域「人類学的歴史認識」では「ユーラシアと日本－交流とイメージ」など
 - ・研究領域「文化人類学の社会的活用」では「日本における応用人類学の展開のための基礎研究」、「災害対応プロセスに関する人類学的研究」など
 - ・研究領域「新しい人類科学の創造」では「テキスト学の構築」などのプロジェクトを実施する。
- 3) 多様な文化の共生に資する新しい世界認識の確立を目指して、有形・無形の文化資源に関する文化資源プロジェクトを引き続き推進する。

③機構本部の「人間文化研究総合推進検討委員会」において、人間文化に関する総合

的研究推進の方向、推進すべき領域、課題及びそのための研究体制の構築等について検討を行う。

④各機関において、出版物の充実をはじめとして、展示・情報発信などの多様な方法を用いて、社会への貢献に努める。

(ア) 国立歴史民俗博物館においては、

- 1) 共同研究などの研究成果は『国立歴史民俗博物館研究報告』として刊行する。
- 2) 研究成果を速やかに常設の総合展示に反映させるとともに、共同研究などに基づいた企画展示等を開催する。
- 3) さらに日常的な研究成果を迅速に公開するため、研究速報展示を開催する。

(イ) 国文学研究資料館においては、

出版物の刊行及び展示等の方法によって研究成果の公開及び普及に努める。

(ロ) 国際日本文化研究センターにおいては、

- 1) 研究成果等を取りまとめた『日文研叢書』及び『日本研究』を引き続き出版する。
- 2) 研究論文等を英語論文誌『JAPAN REVIEW』として引き続き出版し、広く海外の研究機関に配布する。
- 3) 日文研における研究活動の最良の成果を「欧文モノグラフ」シリーズとして引き続き刊行する。
- 4) 『日本研究』、『JAPAN REVIEW』をデジタルアーカイブとしてデータベース化し、インターネット上で公開していく。

(ハ) 総合地球環境学研究所においては、

- 1) 研究プロジェクトの研究成果等を取りまとめ、一般市民向けに出版する「地球研叢書」及び地球研の研究者らが自らの研究成果を一般向けにまとめた「地球研ライブラリー」を16年度に引き続いて出版する。また、一般読者を対象にした雑誌の発刊に向けた準備を行う。
- 2) ホームページを充実させ、地球研セミナーや各プロジェクトが開催する公開シンポジウムの案内などを含めた多面的な発信の場とする。
- 3) 総合地球環境学研究所紹介ビデオの作成を検討する。

(ニ) 国立民族学博物館においては、

- 1) 研究成果を研究者コミュニティ並びに社会に公開するために、『国立民族学博物館研究報告』、『民博通信』、『Minpaku Newsletter』などの出版物を刊行する。また、地域研究企画交流センターでは、『連携研究成果報告書』『JCAS Symposium Series』の刊行に加え、コンソーシアムとの連携を基盤に『地域研究』の刊行を行うなど地域研究の社会的発信を促進する。
- 2) 研究成果を展示に反映させるため、常設展示場の展示の改編に着手する。

3) 特別展及び企画展を各々複数回開催する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

各機関においては、多様な形態の研究が推進できるよう、研究組織の見直しを行い、以下のような研究実施体制の整備を進める。

(ア) 国立歴史民俗博物館においては、平成16年度1研究部に再編成した研究部の内部組織について、新たな日本歴史の学際的研究に対応する組織として構築するため、検討を開始する。

(イ) 国文学研究資料館においては、昨年度組織した4研究系体制の効率的で円滑な運営を図る。

(ロ) 国際日本文化研究センターにおいては、海外の日本研究機関及び日本研究者と連携・交流を強化（海外拠点形成等）するため、調査・研究を実施する体制を整備する。

(ハ) 総合地球環境学研究所においては、

1) 昨年度と同じ体制で引き続き研究を推進する。

2) 研究推進センターでは、研究推進センター運営連絡会のリーダーシップのもとで平成16年度に立てた計画に基づき、推進プロジェクトを立ち上げる。

(ニ) 国立民族学博物館においては、次のとおり研究実施体制の整備を進める。

1) 平成16年に行った3研究部2センターへの改組をうけて、各研究部・センターの機能強化を進めるとともに、相互の有機的な連携を図り、機関としての総合的な戦略に基づく研究体制を整備する。

2) 「研究戦略センター」では、先端的研究、学際的研究を総合的な研究戦略を構築するために、国内外の研究動向及び社会的要請の調査を強化する。「文化資源研究センター」では各種文化資源の整備と活用に関する5分野の研究プロジェクトを推進し、それらをより効果的に社会に活用するための方策を練る。

3) 国立民族学博物館に附置されている「地域研究企画交流センター」においては、2004年4月に発足した全国的な地域研究に関する協力システムである地域研究コンソーシアムの拠点としての体制を強化しつつ、それに資する方向で引き続き同センターのあり方を見直す。その一環として、コンソーシアム国際連携プロジェクトなどの連携・共同研究、国際シンポジウム、国際共同地域研究などを実施し、大学等に関わった地域研究の推進と体制整備を実施する。

2. 共同利用等に関する目標を達成するための措置

(1) 共同利用等の内容・水準に関する目標を達成するための措置

①各機関におけるそれぞれの基盤領域に関する共同研究を実施し、国内外の研究機関及び研究者との連携・協力を促進する。

(7) 国立歴史民俗博物館において今年度実施する共同研究(前掲1の(1)の②の(7))のうち、基幹研究については、非常勤研究員を公募してその研究に専従させ、研究の進展を図る。また、基盤研究については、国内外の大学やその他の研究機関等の研究者の協力を得て資料研究を進める。

(4) 国文学研究資料館においては、大学共同利用の促進を見すえ、前掲(1の(1)の②の(4))の研究プロジェクトのうち、下記の課題による共同研究と招聘海外研究員による共同研究及び公募による共同研究を行う。

特に今年度は、情報事業センターの調査収集事業と連動した新たなタイプの共同研究の実施に向け具体的検討を開始する。

- 1) 日本古典籍特定コレクションの目録化の研究
- 2) 近世後期小説の様式的把握のための基礎研究
- 3) 開化期戯作の社会史研究
- 4) 東アジアを中心としたアーカイブズ資源研究
- 5) 文化情報資源の共有化システムに関する研究

(9) 国際日本文化研究センターにおいては、

- 1) 共同研究のうち「「関西」史と「関西」計画－文化の生成と自然的・社会的基盤－」及び「日本文明史の再建」について産官学共同研究として実施する。
- 2) 「文明研究プロジェクト」としてシンポジウムを開催する。
- 3) 海外における国際シンポジウム等を2件開催する。
 - ・海外における日本研究会
 - ・アジア太平洋シンポジウム
- 4) 共同研究における研究成果として、国際研究集会を3回開催する。

(エ) 総合地球環境学研究所においては、

- 1) プロジェクト研究と予備研究を通じ、分野横断的な立場から、国内外の研究者による共同研究を実施する。今年度は特に、プロジェクト横断的な試み(例えば共同研究会など)を追求する。
- 2) 平成18年度に完成する新研究施設内で、共同研究者の研究環境を整えるソフト面での整備を検討する。具体的には、共同研究者の施設利用、宿泊施設等のマニュアルの整備、セミナー室の効率的利用のための方策の検討並びにそのための所内委員会の設置などである。

(オ) 国立民族学博物館においては、共同研究を公募を含めて募集し、研究者コミュニティの代表者を交えた共同利用委員会において審査するとともに、研究終了時に共同研究報告会を実施し、同委員会及び運営会議で審議する。

(共同研究の実施については、前掲1の(1)の②の(オ)を参照。)

②各機関においては、研究資料及び情報の計画的な収集・整理並びに保存を行うとと

もに、この方面における各機関の連携・協力を促進し、国内外の研究者の広範な利用に供する。

(ア) 国立歴史民俗博物館においては、日本の歴史と文化に関する資料を収集するとともに、整理・調査し、目録・図録やデータベースを作成して共同利用に供する。

- 1) 日本歴史文化資料の収集、海外流出資料の調査・収集を進める。新たな歴史像再構築のため、展示等に活用できる資料価値の高いものを計画的・効率的に収集する。
- 2) 歴史・考古・民俗資料の復元的資料制作を行う。
- 3) 目録又は図録の刊行、データベース等の構築とインターネットによる公開を進める。
- 4) 蓄積された歴史資料及びデータベース等の有効活用を図るとともに、新たな歴史像の創造を目指した総合展示リニューアルに関しては、引き続き展示室の実施設計を行い、併せて、資料調査、資料製作、資料購入等を実施する。

(イ) 国文学研究資料館においては、

- 1) 国内外の研究者・研究機関等との緊密な協力のもとに、資料の特性を踏まえた調査と、それに基づく計画的な収集を実施する。
また、研究上価値の高い原本資料を収集する。
特に今年度は、従来の達成を現在の研究水準から見直し、新しい研究動向に対応した調査収集活動の検討に着手する。
- 2) 日本文学及びアーカイブズに関する各種データベースの充実を図る。
- 3) 日本文学に関する研究情報を網羅した「国文学年鑑」のデータ作成、編集を行う。前年度版の出版を行う。
- 4) 収集した資料・情報を適切に整理・保存管理・データベース化・提供を進めるとともに、新たな資料提供の方法について検討する。

(ウ) 国際日本文化研究センターにおいては、

- 1) 大型コレクション整備の一環として、「プランゲ文庫（新聞コレクション）」フルセット版を収集する。（2年計画の1年目）。
- 2) 研究用に外部商用データベースを導入する。
- 3) 日本研究基礎資料高度利用情報システムを構成する情報共有化システム及び多言語対応システムを導入し、日本研究資源を国内外の日本研究者により利用しやすい形態で提供できる環境を整備する。（3年計画の3年目）
- 4) 稀本・資料データベース、研究支援データベース、他機関連携データベースなどの構築を引き続き推進する。

(エ) 総合地球環境学研究所においては、各プロジェクトが集積する1次資料のデジタルアーカイブ化のための基本方針の策定を行う。

(オ) 国立民族学博物館においては、

- 1) 国内外で各種資料の収集・映像取材を行うとともに、その整理・編集・情報化を進め、音響資料データベース、標本資料データベース及び各種研究データベースなどのデータベースやコンテンツとして公開する。同時にこれら資料と既存の資料が有機的に連携できるデジタル・アーカイブズの構築を推進する。
- 2) 国立情報学研究所と協力して、外国語文献の遡及入力を行う。
- 3) 各種資料の保存・管理システムの機能強化を図るための調査研究を継続するとともに、その一部の実用化を推進する。

③機構本部において、各機関のデータベースの網羅的検索システムを設計、実装実験を実施し、平成18年度以降に調達するシステムを策定する。

④各機関の目的に沿った、共同利用の充実に努める。

(ア) 国立歴史民俗博物館においては、研究委員会で共同研究の立案と実施にあたる。また、共同研究や資料研究に外国人研究者やリサーチアシスタント・大学院生が参加できるよう配慮する。

(イ) 国文学研究資料館においては、共同研究委員会において、共同研究の企画立案及び実施を図るとともに、共同研究の公募枠を拡大する。

(ウ) 国際日本文化研究センターにおいては、共同研究の課題について、国内1件、国外2件を公募し、また、共同研究員の国外公募を1件実施する。

(エ) 国立民族学博物館においては、研究者コミュニティの代表者を交えた共同利用委員会において、共同研究の公募枠、審査基準の在り方及び運営方法など、それらの見直しを含めた議論を行い研究の活性化を図る。

⑤海外関係諸機関との連携・協力のための調査研究を行う。

(2) 共同利用等の実施体制等に関する目標を達成するための措置

①「教育研究評議会」「経営協議会」及び各機関に置かれる「運営会議」における意見を引き続き積極的に取り入れる。

②各機関の所蔵資料データベースを横断検索する仕組みを構築するための検討を開始する。

(ア) 国立歴史民俗博物館においては、館蔵資料に関する閲覧システムの迅速化と即日閲覧の充実に努め、研究者等への情報提供をより一層推進する。

(イ) 国文学研究資料館においては、情報事業センターを中心に、所蔵資料の調査収集から利用に至る事業のより効率的な運営を図るとともに、機構内他機関と協力し、国文学研究資料館の情報資源環境を整備する。

(ウ) 国際日本文化研究センターにおいては、日本研究基礎資料高度利用情報システム（KATSURA 3－3）の整備・開発により利用者の利便性を向上させる。

(エ) 国立民族学博物館においては、所蔵資料に関する情報提供にかかる情報環境の整備・改善を図る。

③海外の研究者ネットワークとの連携を強化し、国際的協業の基盤整備に努める。

④各機関において国内外の研究者の受け入れ・共同研究の公募・客員教員の採用等を積極的に図る。

(3) 共同利用等に関するその他の目標を達成するための措置

①共同利用者に対する各種情報の提供を行うため、各機関のホームページを充実させると同時に、出版・研究集会等を通しての双方向的な情報や成果の共有、共同利用に関する積極的な情報公開等を進める。

②共同利用者のための施設設備の充実を図る。

国文学研究資料館においては、移転を控え、立川総合研究棟の整備計画の中において共同利用者のための施設設備の充実を図る。

③大学・研究機関等と連携したデータベース構築、マルチメディア対応の検索システムと独自のコラボレーション・システムの構築について準備を進め、学術研究の進展に即した共同利用の体制の整備に努める。

3. 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 大学院への教育協力に関する目標を達成するための措置

①国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国際日本文化研究センター及び国立民族学博物館においては、本機構と総合研究大学院大学との協定に基づき、同大学院博士課程教育を、各機関の基盤的研究と一体的に以下のとおり協力・実施する。

(ア) 国立歴史民俗博物館においては、大学院教育のより一層の充実を図る。

1) 教育カリキュラムの改正への検討を開始する。

2) 日本歴史研究専攻の紹介のためにホームページの充実に努めるとともに公開講演会を開催する。

3) 応募方法の簡略化を図る。

(イ) 国文学研究資料館においては、日本文学研究専攻として、原典資料を活用した先進的な日本文学研究の教育研究を進め、人材を育成する。

(ウ) 国際日本文化研究センターにおいては、国際日本研究専攻において、大学院教

育のより一層の充実を目指し、ゼミナール形式の授業科目を新設する。

(エ) 国立民族学博物館においては、地域文化学専攻及び比較文化学専攻において、より充実した教育・研究指導を行う。

②他大学所属の大学院生を特別共同利用研究員として積極的に受け入れ、専門的研究指導を行うなど、総合研究大学院大学以外の大学院教育に協力する。

(ア) 総合地球環境学研究所においては、総合研究大学院大学を含めた大学院生を特別共同利用研究員として積極的に受け入れ専門的研究指導を行う。

(イ) 国立民族学博物館においては、総合研究大学院大学文化科学研究科地域文化学専攻・比較文化学専攻の授業のうち、特別共同利用研究員の聴講可能なものを増やして専門的教育指導を充実させる。

(2) 人材養成に関する目標を達成するための措置

①各機関において、共同研究等を組織する際、競争的外部資金の活用等により、積極的に国内外の若手研究者の参加を促進する。

②各機関において、若手研究者育成の観点から適切な領域にリサーチ・アシスタントを採用し、人材の育成を積極的に図る。

③各機関それぞれにおいて、人材養成のための以下の措置を実施する。

(ア) 国立歴史民俗博物館においては、若手研究者の養成のために非常勤研究員、リサーチ・アシスタント、大学院生、特別共同利用研究員、外来研究員などを各種研究プロジェクトに参加させ、日本歴史を学際的に研究し得る人材の養成を進める。

(イ) 国文学研究資料館においては、研究プロジェクト及び資料の調査収集に若手研究者を参加させ、人材育成を促進する。

(ウ) 国際日本文化研究センターにおいては、外務省、国際交流基金と連携し、海外の若手研究者の育成や日本研究関係学科等の創設に関する助言・指導を行う。

(エ) 総合地球環境学研究所においては、引き続き国内外の若手を、リサーチ・アシスタント、非常勤研究員等として積極的に雇用し、人材育成を図る。また、プロジェクト研究のメンバーとして登用して研究者ネットワークへの参加を促すよう配慮する。

(オ) 国立民族学博物館においては、研究機関研究員、共同研究員、特別共同利用研究員及び外来研究員の諸制度を活用し、文化人類学（民族学）とその隣接分野の

人材養成に資する。

4. その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- ①公開講演会・展示・ホームページや出版等の多様な活動を通じて、研究成果を社会へ普及させるとともに、社会との連携を積極的に推進する。

人間文化研究機構の設置の意義とその活動を公開・普及させることを目的として、ホームページを充実し・講演会・シンポジウムや出版等を積極的に推進する。講演会・シンポジウムは、大学等の諸機関と共催して実施する。

(7) 国立歴史民俗博物館においては、

- 1) 研究成果を、総合展示のリニューアル・企画展示等として表象化して社会に還元・普及を図る。
- 2) 日本の歴史と文化の先端研究の現状を理解してもらうため、歴博フォーラム・講演会・れきはくプロムナード展示などの広報・普及活動を推進する。
- 3) 国際交流委員会のもとで計画的に国際学術交流を図る。

(4) 国文学研究資料館においては、

- 1) 日本文学の普及を図り、古典について広く深く理解してもらうため、特定のテーマについて、第一線で活躍している研究者による連続講演を開催する。
- 2) 日本文学研究の最新の動向を広く一般に紹介し普及を図るためシンポジウム等を開催する。
- 3) 日本文学の普及を図ることを目的として当館所蔵の古典籍や他機関所蔵の貴重な古典籍などを展示する。

(9) 国際日本文化研究センターにおいては、

- 1) 外国人研究者の研究発表機会の提供及び一般市民との交流を目的として、日文研フォーラム（年11回）、木曜セミナー（年11回）を開催する。
- 2) 研究成果の一般社会への提供として、学術講演会（年4回）、公開講演会（年3回）を開催する。
- 3) 一般公開として施設を公開し、研究資料の紹介や所蔵の貴重図書・写真等を公開する。（年1回）
- 4) 教員が小学校へ出向き、児童に分かりやすい内容で学問の一端を紹介する授業を行う。（年1回（8コマ））
- 5) 地域と連携し、文化芸術活動などの事業等を実施する。
- 6) 特別講演会を実施する。

(エ) 総合地球環境学研究所においては、

- 1) 研究成果の公開を目的として、地球研フォーラム、地球研セミナー、市民セ

ミナーを開催する。

- 2) マス・コミとの懇談会を定期的に開催し、研究所の存在、研究内容、活動状況等の広報に資する。
- 3) ホームページの充実を図るとともに『要覧2005』の刊行と研究年報、研究者総覧、自己点検・評価資料となる『年報2004』を刊行する。
- 4) 地球環境学に関する国際シンポジウム場を利用して、海外の研究者コミュニティへのアピールに努める。
- 5) 同時に、新研究施設に新たに展示スペースをおき、地球研の考える環境問題の捉え方や研究内容を紹介する。

(オ) 国立民族学博物館においては、

- 1) 展示活動の充実を図るとともに、常設展示場の展示の改編に着手する。
- 2) 巡回展・共催展を複数回開催するほか、次年度以降の計画立案のため国内外博物館との調整を行う。
- 3) 国内外の主要な博物館・美術館との機能的な連携を目指した国内・国際ネットワーク形成を図る。
- 4) 社会と連携した博物館活動の一環としてボランティアや各種学習団体・教育機関と連携して普及活動を推進する。
- 5) 研究成果を広く一般に公開するため学術講演会などを実施し、また、パフォーマンスや映像などは研究公演・映画会として広く公開する。
- 6) 研究の成果は、各種出版物はもとより、ホームページなどを活用し、迅速かつ広範に広報する。

②各教育・研究機関、地方自治体等の専門職員の研修を実施・協力する。

(ア) 国立歴史民俗博物館においては、

- 1) 歴史民俗資料館等において、歴史資料・考古資料・民俗資料等の保存活用を担当する者に対し、専門知識と技能の向上を目的とした「歴史民俗資料館等専門職員研修会」を文化庁とともに実施する。
- 2) 展示を学校教育、生涯教育などで活用するために、学校教員等研修を実施する。

(イ) 国文学研究資料館においては、次のとおり研修を実施する。

- 1) 日本古典籍講習会
図書館司書を対象に日本古典籍に関する専門知識や取扱方法・目録及びデータベース化の方法等についての講習会を開催する。
- 2) アーカイブズ・カレッジ
多様な史資料を取扱う専門的人材を養成するため、長期コース、短期コースをそれぞれ開催する。

(ウ) 国立民族学博物館においては、独立行政法人国際協力機構からの委託事業とし

て、世界各国のキュレーターを対象とした「博物館学集中コース」を継続し、滋賀県立琵琶湖博物館との連携をもとに、円滑な運営を図る。

③諸外国の研究機関等との関係の構築を図り、外国人研究者の招聘、研究者の海外派遣を進めるとともに、国際研究集会・国際シンポジウムの開催やそれへの研究者の参加を積極的に支援する体制を促進する。

(ア) 国立歴史民俗博物館においては、外国人研究員を招聘し、学術研究の推進を図るとともに国際研究集会などを積極的に開催する。

(イ) 国文学研究資料館においては、

- 1) 外国人研究者を招聘し、学術研究の推進を図る。
- 2) 国内及び海外の研究者の交流を深め、国際的な視野から我が国の文学の研究を発展させることを目的として、国際日本文学研究集会を開催する。特に、外国人若手研究者の育成に重点を置く。

(ウ) 国際日本文化研究センターにおいては、海外研究交流室において日本研究の情報収集・分析のあり方について検討を開始する。

(エ) 総合地球環境学研究所においては、

- 1) 研究プロジェクトが海外研究機関との研究協定を結ぶのに合わせて、関係諸機関との間で、研究者の招へいや派遣を積極的に推進する。また、国際研究集会や国際シンポジウムの開催を支援する。
- 2) 招へい外国人研究員を、プロジェクトのコア・メンバーとし共同研究を行うほか、研究所の運営方針についての意見を求める。

(オ) 国立民族学博物館においては、フランス・人間科学研究所と学術交流に関する合意書に基づいて、研究交流や研究協力の具体的な実施を図る。

④国際学術機関との研究協力及び国際交流基金等の関連諸機関との連携を通じて、学術的・技術的支援を進める国際貢献のための体制を検討する。

⑤知的財産共有センター（他の大学共同利用機関法人との連合組織）と連携し、知的財産の管理・活用等に努める。

Ⅱ. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

①役員会は、機構の重要事項について審議する。機構長の下におかれる各機関の長等を含む機構会議において、各機関間の調整及び協議を行う。

②理事は、組織の効果的・機動的な運営のため管理運営、共同研究を含む共同利用、

評価・企画、研究情報の整備充実・広報等重要事項について機構長を補佐する。

③機構本部におかれる事務局の充実を図り、新たに財務課を設置する。

④機構本部及び各機関の代表する者が構成する企画連携室を通じて各機関間の研究連携等を一層促進する。

⑤外部資金の情報収集等研究支援のための事務組織として機構本部総務課の充実を図る。

⑥各機関に置かれる運営会議における研究者コミュニティ等の意見を機関運営に反映させるように努める。

⑦各機関の長が組織する会議等の機能、権限を明確にし、適切な運営を図る。

⑧各機関への基盤的経費は、各機関の活動に基づく資源配分を原則として行い、これに加えて企画連携室の活動など機構全体に関わる事項に対して配分を行う。また、機構長及び機関の長のリーダーシップが発揮できるよう戦略的運営を図るため、裁量経費を措置する。

⑨社会保険労務士及び弁護士と顧問契約を締結するなど、必要に応じ機構運営に財務会計や人事労務の外部専門家を活用する。

2. 研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

研究実施体制の整備に関する目標を達成するための見地から、所要の措置を実施する。

3. 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

①各機関の特性を踏まえつつ、引き続き人事管理システムを検討する。

②各機関における研究者及び事務系職員の配置は機関の長の裁量に委ねる。
各機関においては、業務の適正な執行を図る観点から、引き続き運営体制、職務・責任分担及び役割分担の見直しを行い、職員の適正配置に努める。

③研究者の任期制については、引き続き現行の適用範囲等の拡充を検討する。また、公募制や研究者の外部資金による若手研究者の任期付き採用を通して、引き続き機動的で柔軟な教員の配置を図る。

④事務職員・技術職員の採用は、競争試験又は選考によることとし、競争試験は国立大学法人等採用統一試験により実施する。

⑤事務職員・技術職員について、大学等との人事交流を推進し、人事の活性化を図る。

⑥勤務評定実施のための要項等を整備するとともに職員研修の充実に努め、業務に必要な知識、技能を高め、職員の資質の向上を図る。

4. 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

①機構本部の役割・機能を踏まえた事務体制の整備を進めるとともに、引き続き事務の一元化・集中化に努め、効率的な事務体制を構築するよう努める。

②機構本部及び各機関は、引き続き事務情報化を積極的に推進し、業務の合理化・効率化・迅速化を図る。

③人事給与及び共済システム一元化に伴う事務体制を整備するとともに外部委託について引き続き検討する。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

①引き続き、科学研究費補助金等の競争的研究資金の獲得に努める。

②受託研究、民間等との共同研究等の促進により、引き続き外部資金の積極的獲得を図る。

2. 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

①経費の抑制について、引き続き財務分析を行うなど費用対効果を検討する。

②省エネ対策に配慮した機器・物品の購入、節電、節水及び冷暖房温度の適切な管理、電子メール等の活用による紙の使用量の抑制など引き続き経費の節約に努める。

③管理業務等に係る経費の節減を図るため、費用対効果を勘案し、引き続き業務の外部委託の検討を行う。

3. 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

法定監査人及び監事による指導を踏まえて適切な運用管理に努める。

Ⅳ. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 評価の充実に係る目標を達成するための措置

①機構本部に置かれる評価委員会において、引き続き自己点検・評価のシステム等について調査検討を進め整備を図る。

②国立大学法人評価委員会へ提出する業務実績報告書の作成との関連において、16年度の自己点検・評価を実施し、評価結果に基づく改善を行う。

③各機関の評価委員会において、16年度の自己点検評価を実施する。

2. 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

①自己点検・評価及び国立大学法人評価委員会等の評価結果に基づき主要な情報を、機構本部及び各機関のホームページに掲載し公表する。

②引き続き情報公開体制の整備を図る。ホームページの充実に努める。
また、各機関連携の下に機構主催のシンポジウムを開催するなど、広報活動に努める。

(ア) 国立歴史民俗博物館においては、

- 1) 広報一元化のため設置された広報委員会において、館外の有識者を含めた広報懇談会を引き続き開催し、効果的な広報活動を進める。
- 2) また、共同研究などの研究成果は『国立歴史民俗博物館研究報告』として刊行するとともに、研究情報を網羅した『国立歴史民俗博物館研究年報』を刊行する。さらに、広報誌『歴博』を発行する。
- 3) また、英文ホームページの拡充などホームページの一層の充実に努めるための体制整備を行う。

(イ) 国文学研究資料館においては、広報委員会等においてホームページ及び広報誌の企画、調整を行い、広報活動の充実に努める。

(ウ) 国際日本文化研究センターにおいては、

- 1) 従来からの情報公開、広報活動の取組みを堅持する。
- 2) 報道機関へのFAX連絡網の活用、報道関係者との懇談会及び地域代表者との連絡会の開催等により、広報活動及び情報公開の充実に努める。
- 3) ホームページにおけるユーザーインターフェースの改善充実に努める。
- 4) 公開データベースの改善充実に努める。

(エ) 総合地球環境学研究所においては、

- 1) 広報委員会や研究推進センターにおいて、ホームページを通じた情報公開に努める。
- 2) プレス懇談会を引き続き随時行う。

(オ) 国立民族学博物館においては、

- 1) 情報公開に当たっては、研究情報を網羅的に集めた『研究年報』を刊行するとともに、研究情報の公開をホームページにより引き続き実施し、内容の充実と見やすさをさらに向上させる。

- 2) 幅広い層からの調査に基づき、広報戦略を構築し、情報の一元的把握と迅速な社会的要請への対応を目指す。
- 3) プレス懇談会を定期的に開催し、報道機関を活用した広報活動を行う。

V. その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1. 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

①機構と各機関において、施設マネジメントの体制を構築し、実施に向け具体的活動を推進する。

(ア) 国文学研究資料館においては、昨年度に引き続き、移転に向けて、土地の計画的購入及び総合研究棟の建設工事を継続する。また、次年度予定の施設建設のため、引き続き施設整備費補助金の確保に努める。

(イ) 国際日本文化研究センターにおいては、

- 1) 図書資料の収容能力が限界点に達していること、マイクロ資料、視聴覚資料等の保存と利用のための施設が狭隘化していること、また今後増加する電子メディアの効果的な提供が求められることから、収蔵能力の拡張等により利便性の高い利用環境の整備を図るため、関係施設増築のための施設整備費補助金の確保に努める。

- 2) 構内セキュリティを充実させるため重点管理が必要な箇所に入退出管理設備を設置する。

(ウ) 総合地球環境学研究所においては、創設時の全体計画に基づき、PFI事業により施設整備を確実に実施する。17年度においては新研究施設（総合研究棟及びセミナーハウス棟）を完成させ、有効活用、維持管理及び研究に必要な環境を確保する。

②研究活動の推進及び研究のための資料保存等に必要な施設の整備計画を作成し、計画的な施設整備を行うとともに、研究施設等の適正な確保に努める。

(ア) 国立歴史民俗博物館においては、

- 1) 共同研究の増加、研究者・大学院生の増員等による施設の狭隘化を緩和するため、また、AMS炭素年代測定法の実験研究拡充を図るため、共同研究棟の建設に向けた施設整備費補助金の確保に努める。
- 2) 建物の老朽化に伴う屋上防水改修を引き続き実施する。
- 3) 老朽化に伴う空調設備等の基幹整備について概算要求に向けて検討する。

(イ) 国立民族学博物館においては、

- 1) 燻蒸施設改修工事、基幹整備（電気設備の更新）の実現に向けた施設整備費補助金の確保に努める。
- 2) 環境整備の一環として周辺施設とともに給水設備の整備を行う。

③各機関において、施設の利用状況を調査し、施設の合理化及び研究活動の支援に必要な建物・設備等の評価を行うための指導・助言・協力をする。

④施設の安全で効率的な利用・管理・運営のため、施設・設備の利用、維持管理及び改修整備の計画を作成し計画的な施設整備を行い、引き続き研究施設等の適正な確保に努める指導・助言・協力を行う。

2. 安全管理に関する目標を達成するための措置

①労働安全衛生法等を踏まえ、機構及び各機関は、安全衛生管理体制を整えとともに、引き続き安全衛生環境の充実に努める。

②各機関ごとに設置された安全衛生委員会において、所要の事項を審議し、安全衛生管理等の重要性を周知・徹底する。また、衛生管理者・産業医の設置など体制整備を図り、教職員及び学生の安全衛生の徹底を図る。

③各機関において、事故防止の対策と災害発生時の対処について、緊急連絡体制を構築してマニュアル化し引き続き周知を図る。また、防災訓練等を実施して、教職員等の防災への意識の向上を図る。

④必要な防犯設備として、建物及び屋外環境における防犯・警備対応の体制を整備する。

平成 17 年度 大学共同利用機関法人人間文化研究機構 年度計画

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

29 億円

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究、社会との連携、国際交流、移設整備等に充当する。

X その他

1 施設・設備に関する計画

（単位 百万円）

施設・設備の内容	予定額	財 源
・ 立川団地総合研究棟 I （軸 I）	総額 1,845	施設整備費補助金（1,263）
・ 立川団地総合研究棟 I （軸 II）		国立大学財務・経営センター施設費交付金（582）
・ 立川団地総合研究棟 II （軸 I）		
・ PFI 施設整備事業		
・ 小規模改修		
・ 立川団地 土地購入		

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

研究目的に即した柔軟な教員の確保を図るため、任期制や公募制の活用など、研究者の交流、流動化を図る。

(参考1) 17年度の常勤職員数の見込みを391人

また、任期付職員数の見込みを41人とする。

(参考2) 平成17年度の人件費総額見込み 5,627百万円

(別紙)

○予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成17年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	12,276
施設整備費補助金	1,263
施設整備資金貸付金償還時補助金	336
国立大学財務・経営センター施設費交付金	582
自己収入	160
雑収入	160
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	176
計	14,793
支出	
業務費	12,436
教育研究経費	9,341
一般管理費	3,095
施設整備費	1,845
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	176
長期借入金償還金	336
計	14,793

[人件費の見積り]

期間中総額5,322百万円を支出する。(退職手当は除く)

2. 収支計画

平成17年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	12,542
経常費用	12,542
業務費	10,338
教育研究経費	4,583
受託研究費等	128
役員人件費	117
教員人件費	2,971
職員人件費	2,539
一般管理費	1,650
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	554
臨時損失	0
収入の部	12,542
経常収益	12,542
運営費交付金	11,677
受託研究等収益	124
寄附金収益	23
財務収益	0
雑益	165
資産見返運営費交付金等戻入	18
資産見返寄附金戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	535
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成17年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	14,826
業務活動による支出	11,988
投資活動による支出	2,445
財務活動による支出	336
翌年度への繰越金	57
資金収入	14,826
業務活動による収入	12,587
運営費交付金による収入	12,276
受託研究等収入	124
寄付金収入	22
その他の収入	165
投資活動による収入	2,181
施設費による収入	2,181
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	58

外部評価委員会規則等

国立民族学博物館外部評価委員会規則

〔平成16年4月6日〕
規則第 5 号

（設置）

第1条 国立民族学博物館（以下「本館」という。）の研究教育水準の向上を図り、本館の目的及び社会的使命を達成するため、本館における研究教育活動等の状況に関する点検・評価等を行う外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 本館の点検及び評価の基本方針並びに実施基準等の策定に関する事項
- (2) 本館に係る点検及び評価の実施に関する事項
- (3) 本館の点検及び評価に関する報告書の作成及び公表に関する事項
- (4) その他本館の点検及び評価に関する事項

（組織）

第3条 委員会は、6名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、職員以外のもののうちから、館長が指名する本館の業務に関し識見を有する者とする。

3 委員会に、次の各号に掲げる者は出席するものとする。

- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 各研究部長
- (4) 情報管理施設長
- (5) 研究戦略センター長及び文化資源研究センター長
- (6) 管理部長

（任期）

第4条 前条第2項に掲げる委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項に定める任期の途中で、新たに委嘱する委員の任期の終期は、前条第2項に掲げる委員と同一とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選による。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

（副委員長）

第6条 委員会に副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長が指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(招集)

第7条 委員会は、館長の求めに応じ、委員長がこれを招集する。

(議事)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第9条 委員会が必要と認めるときは、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 この規則の施行後において、最初に委嘱する第3条第2項に掲げる委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成16年12月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

第1回国立民族学博物館外部評価委員会配付資料一覧

- 国立民族学博物館外部評価委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・ 資料1
- 国立民族学博物館外部評価委員会規程・・・・・・・・・・・・・ 資料2
- 人間文化研究機構について・・・・・・・・・・・・・ 資料3
 - ・ 人間文化研究機構の概念図
 - ・ 中期計画・中期目標・年度計画
 - ・ 平成16年度予算に関する資料
- 人間文化研究機構評価体制について・・・・・・・・・・・・・ 資料4
 - ・ 根拠規程等
 - ・ 人間文化研究機構評価委員会について
 - ・ 大学共同利用機関法人の評価について
 - ・ 国立民族学博物館自己点検・評価委員会規則
 - ・ 平成16年度評価関連スケジュール（案）
 - ・ 各年度終了時の評価における大学共同利用機関法人の特性を踏まえた評価の留意事項（審議のまとめ）
- 共同研究について・・・・・・・・・・・・・ 資料5
 - ・ 平成16年度共同研究一覧
 - ・ 平成16年度共同研究課題一覧（継続分）
 - ・ 平成16年度共同研究募集要項
- 機関研究について・・・・・・・・・・・・・ 資料6
 - ・ 平成16年度 機関研究一覧
 - ・ 研究活動状況一覧
 - ・ 出版活動一覧
- 研究戦略センターの活動に関する資料・・・・・・・・・・・・・ 資料7
- 文化資源研究センターの活動に関する資料・・・・・・・・・・・・・ 資料8
 - ・ 文化資源運営会議及び文化資源研究センターの活動について
- 広報企画会議に関する資料・・・・・・・・・・・・・ 資料9
 - ・ 広報企画会議 平成16年度事業報告
- 総合研究大学院大学について・・・・・・・・・・・・・ 資料10
- スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害の人的支援に関する資料・・ 資料11
 - ・ 救援金の呼びかけ
 - ・ 文教ニュース、文教速報の掲載記事
 - ・ 研究フォーラム「インド洋地震津波被災地の現状と復興への課題」の概要

第2回国立民族学博物館外部評価委員会配付資料一覧

- 平成16年度に係る業務の実績に関する評価の結果について

(参考)

- 国立大学法人・大学共同利用機関法人の平成16年度に係る業務の実績に関する評価結果の概要
- 国立大学法人・大学共同利用機関法人の平成16年度に係る業務の実績に関する評価について
- 国立大学法人・大学共同利用機関法人の改革推進状況（概要）
- 国立大学評価委員会の評価結果における指摘事項及びその対応策（案）
- 財務諸表
- 16年度評価の関連諸作業（スケジュール）

第3回国立民族学博物館外部評価委員会配付資料一覧

手持ち用 別冊資料（委員会終了後、回収）

- 国立民族学博物館外部評価委員会委員名簿
- 国立民族学博物館外部評価委員会陪席者一覧（参考）
- 国立民族学博物館外部評価委員会第1回議事要旨
- 国立民族学博物館外部評価委員会規則
- 人間文化研究機構概念図
- 大学共同利用機関法人人間文化研究機構業務方法書
- 国立大学法人法（抜粋）
- 国立民族学博物館自己点検・評価委員会規則
- 大学共同利用機関における評価体制
- 中期目標・中期計画・年度計画
- 平成16年度評価スケジュール
- 平成16年度自己評価書

配付資料

- 第2回国立民族学博物館外部評価委員会議事要旨（案） 資料1
- 人間文化研究機構について 資料2
 - ・ 平成17年度予算に関する資料
- 自己評価書について 資料3
- 国立民族学博物館の活動について
 - 1. 共同研究について 資料4
 - ・ 共同研究一覧
 - ・ 共同研究課題一覧
 - ・ 共同研究会の公開
 - 2. 機関研究について 資料5
 - ・ 機関研究一覧
 - ・ 研究活動状況一覧
 - ・ 機関研究における資金について
 - 3. 研究出版活動一覧 資料6
 - 4. 研究戦略センターの活動に関する資料 資料7
 - ・ 研究戦略センター活動報告
 - ・ 公開講演会参加状況
 - ・ 学術協定に関する紹介記事
 - 5. 共同利用に関する資料 資料8
 - ・ 資料特別利用（原板使用・写真撮影・熟覧）の状況について
（17年度・16年度）
 - ・ 映像音響資料利用状況調べ（17年度・16年度）
 - ・ 図書室統計（17年度・16年度）
 - ・ 図書の活動について
 - ・ 文献図書資料の特別利用（17年度・16年度）

- ・ 民博図書室時間外カード発行内訳（１７年度・１６年度）
- ・ 学会の開催
- ・ 大学の展示場見学
- ・ 非常勤講師一覧
- 6. 文化資源研究センターの活動に関する資料・・・・・・・・・・ 資料 9
 - ・ 文化資源運営会議及び文化資源研究センターの活動について
 - ・ 新規データベース
 - ・ ビデオテークシステムの更新について
 - ・ 特別展・企画展等の開催状況一覧
 - ・ ASEMUS（アジア・ヨーロッパ・ミュージアムネットワーク）との連携による国際共同巡回展示の準備状況
 - ・ 展示会報告書 観光芸術展—観光が育てた芸術作品—
崔福姫作品展・韓国伝統衣装の再現
- 7. 広報企画会議に関する資料・・・・・・・・・・ 資料 10
 - ・ 広報企画会議 平成 17 年度事業報告
 - ・ 入館者数について
 - ・ 観覧料について
 - ・ 「みんなくウェブサイト」へのアクセス数
 - ・ みんなくホームページ（日本語版）
 - ・ みんなくホームページ（英語版）
 - ・ みんなく e-news
 - ・ 民博関連掲載新聞記事 集計表
- 8. 総合研究大学院大学について・・・・・・・・・・ 資料 11
 - ・ 教育協力
 - ・ 学位論文リスト
 - ・ 修了生等の勤務先一覧
- 9. 職員の受賞について・・・・・・・・・・ 資料 12
 - ・ アマゾン日伯功労勲章
 - ・ テラ・マリアナ十字勲章
 - ・ ディスプレイ産業賞

国立民族学博物館外部評価委員会 陪席者名簿（第1回）

松 園 萬亀雄	国立民族学博物館館長
田 村 克 己	国立民族学博物館教授
	副館長 民族社会研究部長 情報管理施設長
平 井 富喜雄	管理部長
大 森 康 宏	国立民族学博物館教授
	民族文化研究部長
佐々木 史 郎	国立民族学博物館教授
	研究戦略センター長
石 森 秀 三	国立民族学博物館教授
	文化資源研究センター長
長 野 泰 彦	人間文化研究機構理事
	国立民族学博物館教授（併任）
小長谷 有 紀	国立民族学博物館教授
	総合研究大学院大学文化科学研究科地域文化学専攻長
小 林 繁 樹	国立民族学博物館教授
	館長補佐
岸 上 伸 啓	国立民族学博物館助教授

国立民族学博物館外部評価委員会 陪席者名簿（第2回）

松 園 萬亀雄	国立民族学博物館館長
田 村 克 己	国立民族学博物館教授 副館長 情報管理施設長
平 井 富喜雄	管理部長
松 山 利 夫	国立民族学博物館教授 民族社会研究部長
大 森 康 宏	国立民族学博物館教授 民族文化研究部長
杉 本 良 男	国立民族学博物館教授 先端人類科学研究部長
佐々木 史 郎	国立民族学博物館教授 研究戦略センター長
石 森 秀 三	国立民族学博物館教授 文化資源研究センター長
長 野 泰 彦	人間文化研究機構理事 国立民族学博物館教授（併任）
小長谷 有 紀	国立民族学博物館教授 総合研究大学院大学文化科学研究科地域文化学専攻長
小 林 繁 樹	国立民族学博物館教授 館長補佐

国立民族学博物館外部評価委員会 陪席者名簿（第3回）

松 園 萬亀雄	国立民族学博物館館長
田 村 克 己	国立民族学博物館教授 副館長
平 井 富喜雄	管理部長
松 山 利 夫	国立民族学博物館教授 民族社会研究部長
朝 倉 敏 夫	国立民族学博物館教授 民族文化研究部長
杉 本 良 男	国立民族学博物館教授 先端人類科学研究部長
佐々木 史 郎	国立民族学博物館教授 研究戦略センター長
吉 田 憲 司	国立民族学博物館教授 文化資源研究センター長
小 林 繁 樹	国立民族学博物館教授 情報管理施設長
長 野 泰 彦	人間文化研究機構理事 国立民族学博物館教授（併任）
小長谷 有 紀	国立民族学博物館教授 総合研究大学院大学文化科学研究科地域文化学専攻長
西 尾 哲 夫	国立民族学博物館教授 館長補佐
川 口 幸 也	国立民族学博物館助教授

平成16年12月14日
規則第46号

(設置)

第1条 国立民族学博物館（以下「本館」という。）に、本館の研究教育活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行うため、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議)

第2条 委員会は、館長の諮問に応じて次に掲げる事項について審議する。

- (1) 自己点検・評価の基本方針及び評価方法等に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施体制に関すること。
- (3) 自己点検・評価の公表に関すること。
- (4) その他評価に関する重要事項を調査すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、館長が委嘱する。

- (1) 副館長
- (2) 各研究部長
- (3) 情報管理施設長
- (4) 各センター長
- (5) 管理部長
- (6) 総合研究大学院大学文化科学研究科長

2 前項第6号に掲げる委員が本館の職員でない場合は、館長が指名する総合研究大学院大学文化科学研究科地域文化学専攻長又は比較文化学専攻長をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副館長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第7条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する委員及び委員以外の者で組織する。

3 専門部会長は、委員の中から委員長が指名する。

4 専門部会に関する事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第8条 委員会が必要と認めるときは、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(館長の責務)

第9条 館長は、委員会の自己点検・評価の結果について、国立民族学博物館運営会議（以下「運営会議」という。）の意見を聴き、自己点検・評価報告書（以下「報告書」という。）を取りまとめ、その結果を人間文化研究機構長に提出しなければならない。この場合において、国立民族学博物館外部評価委員会等の評価結果を報告書に包括することができるものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

1 この規則は、平成16年12月14日から施行する。

2 国立民族学博物館評価委員会規則（平成16年規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名を「国立民族学博物館外部評価委員会」に改め、第1条中「評価委員会」を「外部評価委員会」に改める。

● 委員会開催日

1. 外部評価委員会

平成17年 4 月 9 日 (土)

平成17年12月 1 日 (木)

平成18年 4 月19日 (水)

2. 自己点検・評価委員会

平成17年 3 月22日 (火)

平成17年 4 月12日 (火)

平成17年 9 月13日 (火)

平成17年11月22日 (火)

平成18年 3 月28日 (火)

平成18年 4 月25日 (火)

平成18年 6 月27日 (火)

平成18年 7 月11日 (火)

平成18年 7 月25日 (火)

平成18年10月24日 (火)

【外部評価報告書 2004－05】

編 集———国立民族学博物館

編集事務———国立民族学博物館管理部総務課

発 行———大学共同利用機関法人 人間文化研究機構
国立民族学博物館

印 刷———株式会社 遊 文 舎

発行日———2007年 3 月 1 日
(非売品)



大学共同利用機関法人 人間文化研究機構
国立民族学博物館

〒565-8511 大阪府吹田市千里万博公園10番1号
電話 06-6876-2151 (代)
FAX 06-6875-0401 (管理部)
HPアドレス
<http://www.minpaku.ac.jp/>